

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和6年3月

尾張東部衛生組合

目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の対象廃棄物	3
第2章 地域の概況	4
第1節 自然条件	4
第2節 社会条件	7
第3節 土地利用状況	12
第3章 関係法令及び関連計画	13
第1節 関係法令等の整理	13
第2節 国の計画等	14
第3節 愛知県の計画	16
第4節 組合市の総合計画等	17
第5節 その他関連計画	22
第4章 ごみ処理の現況	24
第1節 ごみ処理体制と役割	24
第2節 ごみの分別区分及びごみ処理フロー	28
第3節 ごみ排出量の実績及びごみの性状	30
第4節 中間処理の状況	39
第5節 最終処分の状況	44
第6節 ごみ処理経費の状況	47
第7節 ごみ処理の評価	48
第5章 ごみ処理の課題の抽出・整理	59
第1節 排出抑制・資源化に関する課題	59
第2節 中間処理に関する課題	59
第3節 最終処分に関する課題	60
第6章 ごみ処理基本計画	61
第1節 基本理念及び基本方針	61
第2節 計画の目標	62
第3節 ごみ排出量の見込み	63
第4節 減量化・資源化計画	65
第5節 中間処理計画	71
第6節 最終処分計画	78
第7節 進行管理計画	80

第1章 基本的事項

本章では、基本的事項として、計画策定の趣旨、位置づけ、期間等について整理します。

第1節 計画策定の趣旨

近年の社会的動向として、大量消費・大量廃棄の社会からの脱却を図るべく、循環型社会への転換が求められています。そのため、環境基本法（平成5年法律第91号）や循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、各種リサイクル法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号：以下「廃掃法」という。）や資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の改正等、循環型社会形成を目指して法整備が進められてきました。

本組合では、廃掃法第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立った一般廃棄物の計画的な処理を推進し、循環型社会及び環境の保全に資するため「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成26年度～令和5年度）-中間見直し-（以下「前基本計画」という。）」を平成31年3月に策定しています。

平成27年に国連本部にて開催された「国連持続可能な開発サミット」では193の加盟国の全会一致により、世界全体で令和12年を目指して明るい未来を作るために先進国も途上国もすべての国が関わって解決していく「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

SDGsは、17のゴールと169のターゲットから構成されており、廃棄物処理に関するものとして、「目標11.都市や人間の居住地をだれも排除せず安全かつレジリエントで持続可能にする」では、「2030年までに、大気環境や、自治体などによる廃棄物の管理に特に注意することで、都市の一人あたりの環境上の悪影響を小さくする。」、「目標12.持続可能な消費・生産形態を確実にする」では、「2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクル全体を通して化学物質や廃棄物の環境に配慮した管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小限に抑えるため、大気、水、土壌への化学物質や廃棄物の放出を大幅に減らす。」や「2030年までに、廃棄物の発生を、予防、削減（リデュース）、再生利用（リサイクル）や再利用（リユース）により大幅に減らす。」等が掲げられております。

こうした国内外における廃棄物をめぐる環境の変化を踏まえ、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まったことから、プラスチック使用製品を包括的に資源循環させる体制の強化を図るため、令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）が施行されました。各自治体はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集の促進に努めることが求められています。

今回策定する一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、令和6年度から令和15年度までの10年を計画期間とし、上記を踏まえて、本組合の現状と課題の整理、前基本計画や組合市における上位計画、関連計画との整合を図り、本組合地域のごみ処理の基本的な方針を定めるものです。

第2節 計画の位置づけ

廃掃法第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないこととされています。

一般廃棄物の処理に関する計画には、以下に掲げる事項を定めるものとなっています。

1. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
2. 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
3. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
4. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
5. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月 環境省）において、「市町村からごみ処理計画の策定に関する事務の委託を受けている一部事務組合は、構成市町村と十分に協議しながら、ごみ処理計画を策定する必要がある。」とされています。

以上を踏まえ、本組合においても組合市と連携を図りながら本計画の策定を行います。

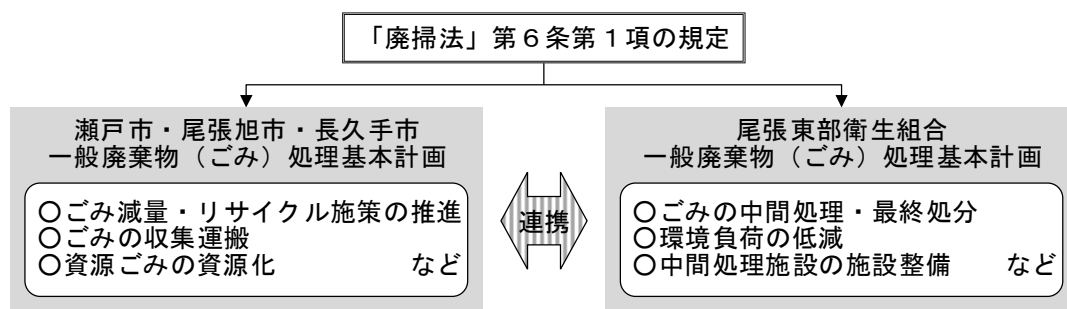


図1-1 本組合と組合市の役割

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度を初年度とし、目標年次令和15年度の10年間とします。

なお、本計画は、概ね5年ごとに内容を見直すことを基本としますが、社会経済情勢の変化等により計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合には、適宜見直しを行うものとなります。

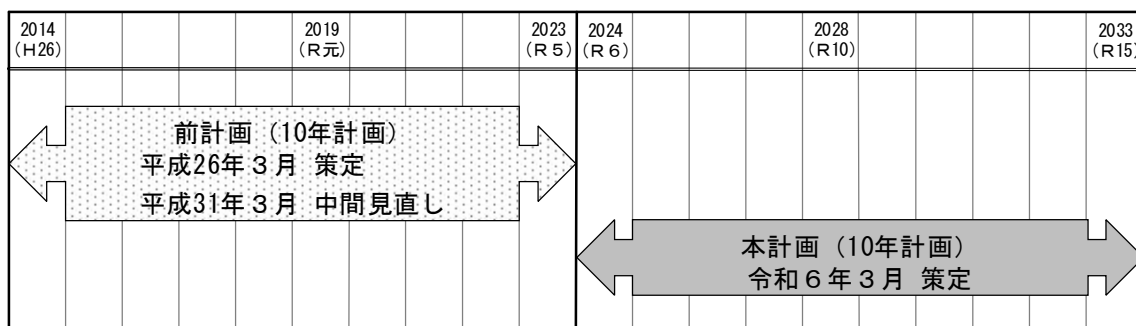
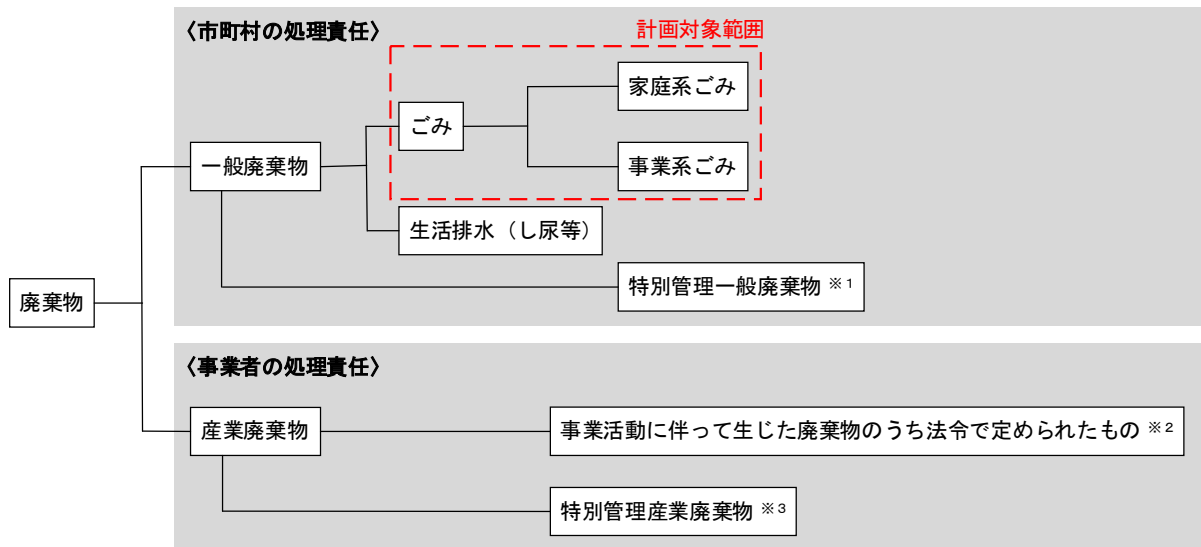


図1-2 ごみ処理基本計画の経緯

第4節 計画の対象廃棄物

本計画の範囲は、図 1-3 に示す組合市全域の一般廃棄物のうち、ごみとします。



- ※ 1 : 特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。
- ※ 2 : 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められたもの。燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣（さ）、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉢さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、前述の産業廃棄物を処分するために処理したもの。
- ※ 3 : 特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。

図 1-3 廃棄物の区分

第2章 地域の概況

本計画の策定にあたっては、課題の抽出や施策の検討において把握することが重要です。本章では、組合市の地域の概況を整理します。

第1節 自然条件

第1項 位置

組合市は、愛知県の北部に位置し、中部経済圏の中核都市である名古屋市の中心部までは直線で約20kmの距離にあります(図2-1参照)。北部に岐阜県、東部に豊田市、南部に日進市、西部に春日井市、名古屋市と隣接しています。

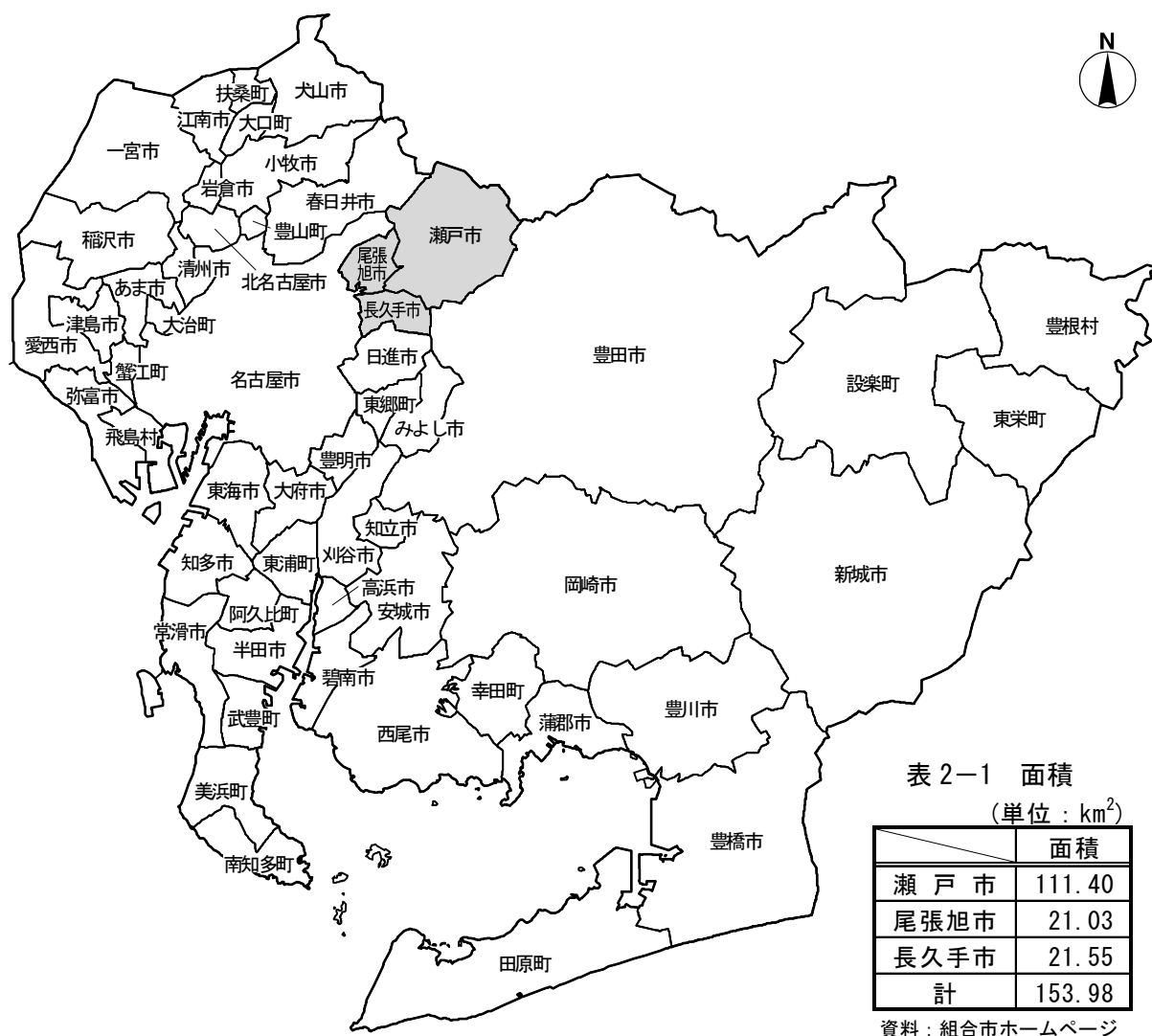


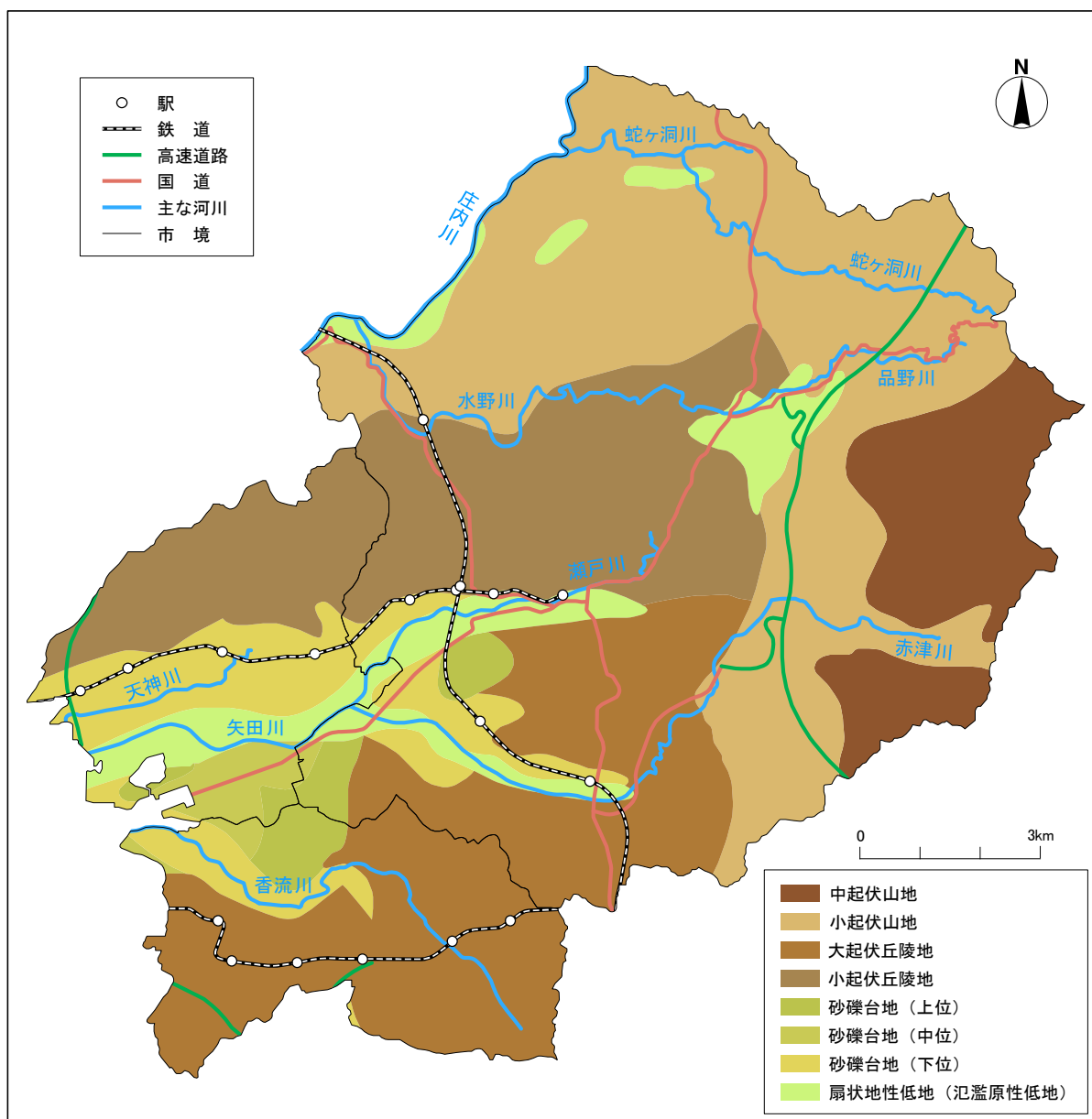
図 2-1 組合市の位置

第2項 地勢

瀬戸市は、東部の2つの山から西に連なる丘陵地に広がり、丘陵地から概ね南西に向かって流れる3水系が沖積平野を形づくっており、南西部で市街地が形成されています。また、南部及び北西部に住宅団地が形成されています。

尾張旭市は、北部の丘陵地帯、中央部の沖積平野、南部の洪積台地に分けることができ、中央部の沖積平野のうち、名鉄瀬戸線沿いに市街地が形成され、矢田川北側は農地が広がっています。また、南部の洪積台地は新しい住宅地が形成されています。

長久手市は、尾張丘陵と尾張平野が接する地点に位置し、南東に高く北西に低い地形で、西部の名古屋市側に市街地が形成されています。



資料：「土地分類基本調査（愛知県）」（国土交通省）より作成

図 2-2 地勢分類図

第3項 気象

本圏域の気候は太平洋岸気候であり、暖候期は高温・多雨で、寒候期は小雨・乾燥する特徴があります。

過去5年間（平成30年～令和4年）の月別降水量及び月別平均気温は、表2-2及び表2-3に示すとおりです。過去5年間平均の降水量は約1,708mm、平均気温は約17℃となっています。

また、5か年平均の月別降水量及び月別平均気温を、図2-3に示します。

表2-2 月別降水量

(単位：mm)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成30年	41.0	17.5	202.5	213.5	253.5	193.5	152.5	128.0	365.5	23.5	44.0	60.5	1,695.5
令和元年	14.5	56.5	80.0	117.5	146.0	172.0	283.5	204.0	39.0	356.5	18.0	68.0	1,555.5
令和2年	55.5	53.5	149.5	111.0	135.0	230.0	405.5	13.0	230.5	269.0	36.5	22.0	1,711.0
令和3年	56.5	46.5	203.5	192.0	254.0	137.0	312.5	347.0	224.0	65.0	71.5	89.0	1,998.5
令和4年	26.0	34.0	84.5	134.5	164.0	117.5	366.5	196.0	260.0	56.0	114.0	25.0	1,578.0
平均	38.7	41.6	144.0	153.7	190.5	170.0	304.1	177.6	223.8	154.0	56.8	52.9	1,707.7

資料：気象庁（観測地点：名古屋）

表2-3 月別平均気温

(単位：℃)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成30年	3.8	4.7	11.2	16.5	19.8	23.4	29.3	29.7	23.6	18.9	13.8	8.1	16.9
令和元年	5.1	7.2	10.1	14.1	20.4	23.1	25.9	28.9	26.7	20.3	13.4	8.8	17.0
令和2年	7.6	7.1	10.7	13.4	20.6	24.6	25.4	30.3	25.4	18.0	14.0	7.4	17.0
令和3年	5.0	7.5	12.0	15.2	19.5	23.4	27.4	27.8	24.1	19.9	13.0	7.3	16.8
令和4年	4.1	4.5	11.0	16.8	19.5	24.3	27.5	28.5	26.1	18.7	14.6	6.6	16.9
平均	5.1	6.2	11.0	15.2	20.0	23.8	27.1	29.0	25.2	19.2	13.8	7.6	16.9

資料：気象庁（観測地点：名古屋）

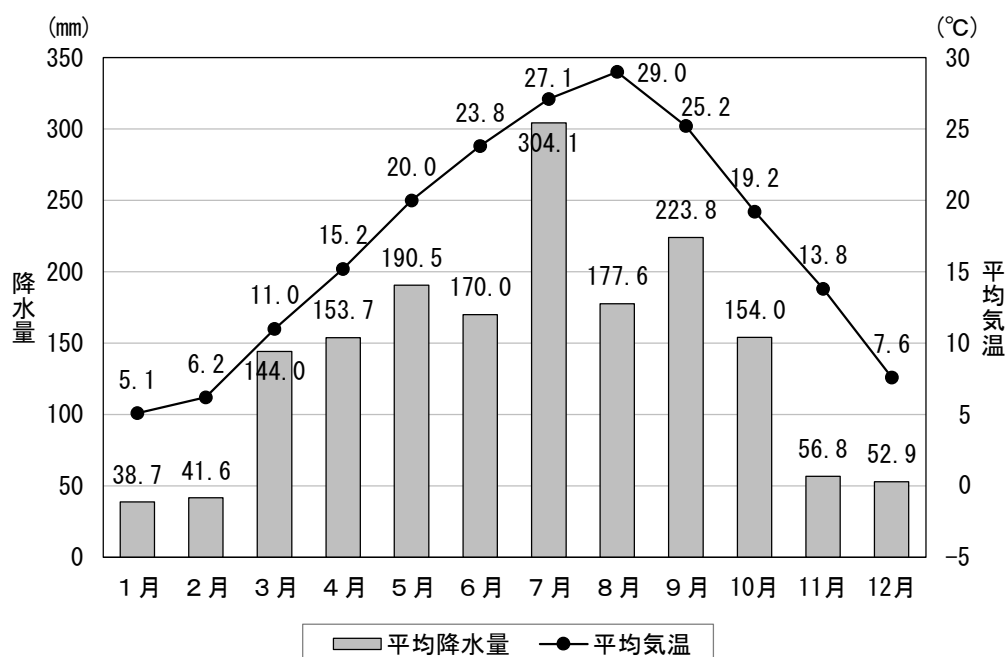


図2-3 月別降水量及び月別平均気温（5か年平均）

第2節 社会条件

第1項 人口動態

過去10年間（平成25年度～令和4年度）の組合市の人口推移は、表2-4及び図2-4に示すとおりです。

過去10年間において、瀬戸市は微減傾向、尾張旭市は微増傾向、長久手市は増加傾向を示しています。

構成比は、令和4年度において、瀬戸市が128,470人(47.1%)、尾張旭市83,904人(30.8%)、長久手市が60,352人(22.1%)となっています。

表2-4 組合市の人口

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
瀬戸市	132,130	131,698	131,269	130,676	130,298	129,900	129,550	129,410	129,096	128,470
尾張旭市	81,802	82,192	82,361	82,757	82,997	83,372	83,592	83,797	84,135	83,904
長久手市	51,639	53,173	54,644	55,680	56,627	57,466	58,545	59,499	60,035	60,352
計	265,571	267,063	268,274	269,113	269,922	270,738	271,687	272,706	273,266	272,726

(単位：人)

資料：組合市ホームページ

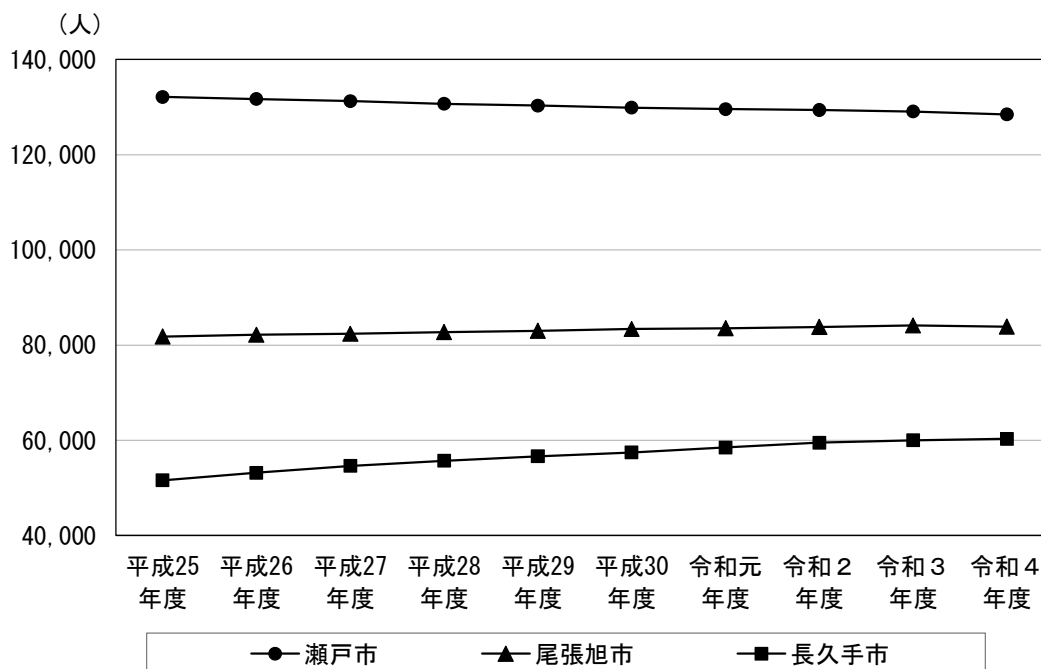


図2-4 組合市人口の推移

令和5年4月の5歳階級別人口は、表2-5に示すとおりです。

瀬戸市は図2-5に示すとおりであり、男性は50～54歳が最も多く、女性では70～74歳が最も多くなっています。

尾張旭市は図2-6に示すとおりであり、男女とも50～54歳が最も多くなっています。

長久手市は図2-7に示すとおりであり、男女とも45～49歳が最も多くなっています。

表 2-5 5 歳階級別人口（令和 5 年 4 月）

（単位：人）

		瀬戸市		尾張旭市		長久手市		合 計	
		男	女	男	女	男	女	男	女
年少人口	0～4歳	2,159	2,125	1,722	1,506	1,648	1,525	5,529	5,156
	5～9歳	2,708	2,509	1,951	1,875	1,857	1,866	6,516	6,250
	10～14歳	2,966	2,842	2,057	2,015	1,968	1,849	6,991	6,706
	計	7,833	7,476	5,730	5,396	5,473	5,240	19,036	18,112
生産年齢人口	15～19歳	3,072	2,951	2,128	2,110	1,666	1,676	6,866	6,737
	20～24歳	3,054	2,884	2,117	2,037	1,652	1,628	6,823	6,549
	25～29歳	2,951	2,600	1,869	1,821	1,613	1,586	6,433	6,007
	30～34歳	3,096	2,928	2,159	2,069	1,851	1,815	7,106	6,812
	35～39歳	3,552	3,238	2,420	2,355	2,228	2,241	8,200	7,834
	40～44歳	3,996	3,739	2,708	2,713	2,489	2,446	9,193	8,898
	45～49歳	4,986	4,686	3,464	3,385	2,709	2,710	11,159	10,781
	50～54歳	5,312	5,072	3,590	3,505	2,457	2,392	11,359	10,969
	55～59歳	4,273	4,141	2,841	2,777	1,875	1,799	8,989	8,717
	60～64歳	3,876	3,818	2,305	2,384	1,452	1,382	7,633	7,584
計	38,168	36,057	25,601	25,156	19,992	19,675	83,761	80,888	
老年人口	65～69歳	3,482	3,630	1,978	2,210	1,107	1,257	6,567	7,097
	70～74歳	4,319	5,183	2,558	2,976	1,268	1,380	8,145	9,539
	75～79歳	3,847	4,624	2,190	2,604	1,000	1,198	7,037	8,426
	80～84歳	3,010	3,864	1,708	2,184	729	922	5,447	6,970
	85歳以上	2,259	4,130	1,271	2,260	536	993	4,066	7,383
計	16,917	21,431	9,705	12,234	4,640	5,750	31,262	39,415	
合計	62,918	64,964	41,036	42,786	30,105	30,665	134,059	138,415	
総数	127,882		83,822		60,770		272,474		
年少人口比率	12.0%		13.3%		17.6%		13.6%		
生産年齢人口比率	58.0%		60.6%		65.3%		60.4%		
老年人口比率	30.0%		26.2%		17.1%		25.9%		

資料：瀬戸市ホームページ_各種統計_5歳階級別人口（令和5年4月1日付）
 尾張旭市ホームページ_統計情報_町別年齢別人口調べ（令和5年3月31日付）
 長久手市提供資料（令和5年3月31日付）

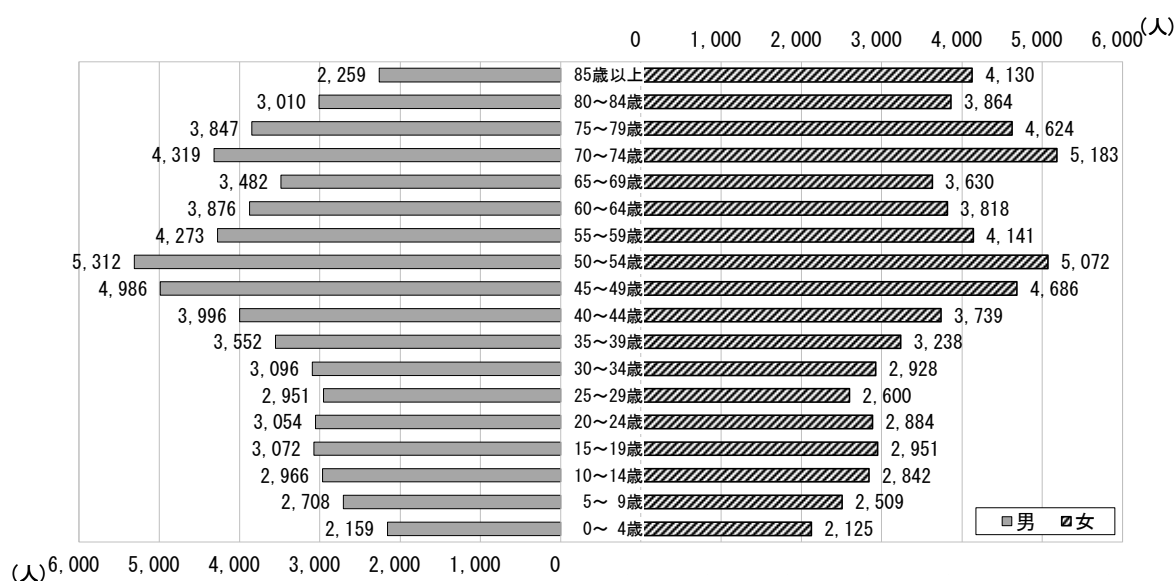


図 2-5 瀬戸市の人口ピラミッド（5歳階級別）

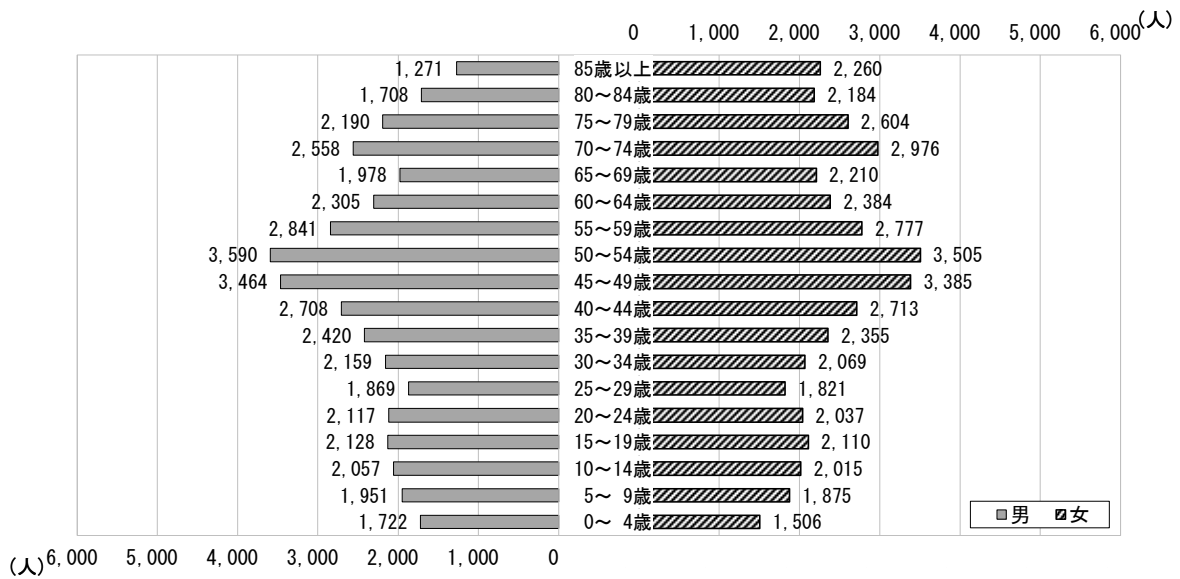


図 2-6 尾張旭市の人口ピラミッド（5歳階級別）

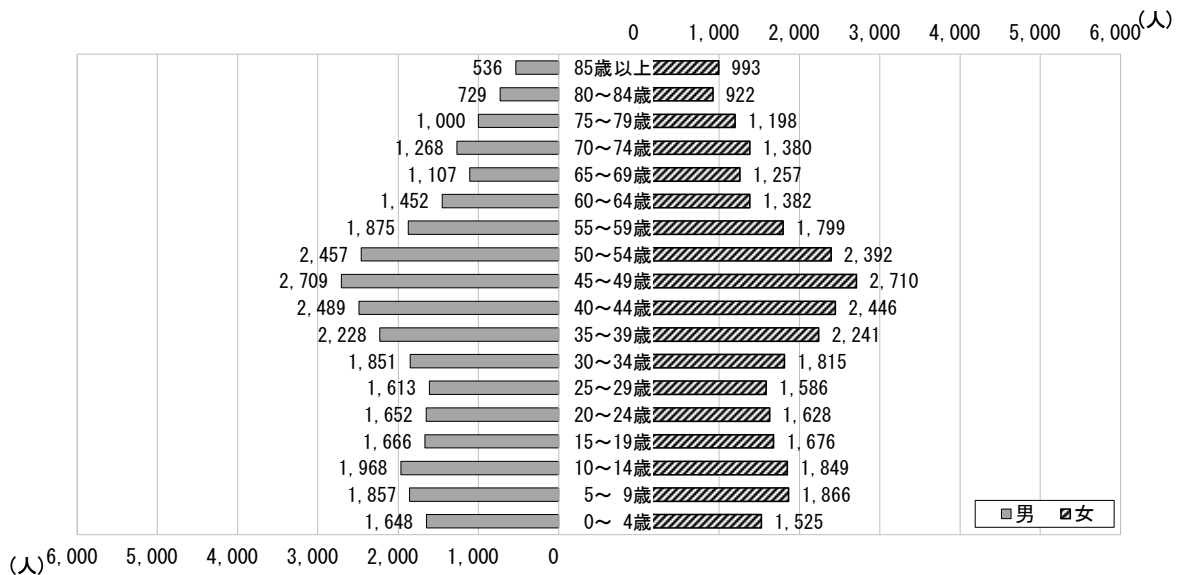


図 2-7 長久手市の人口ピラミッド（5歳階級別）

第2項 産業

組合市の平成 28 年及び令和 3 年の事業所数及び従業者数は、表 2-6～表 2-8 に示すとおりです。

瀬戸市の事業所数をみると 5 年間で、卸売業・小売業、製造業が大きく減少しています。従業者数は生活関連サービス業・娯楽業が大きく減少していますが、医療・福祉、教育・学習支援業が大きく増加しています。

尾張旭市の事業所数は、宿泊業・飲料サービス業、卸売業・小売業が大きく減少していますが、医療・福祉の増加がみられます。従業者数では、宿泊業・飲料サービス業、卸売業・小売業、製造業の減少、医療・福祉、教育・学習支援業が大きく増加しています。

長久手市の事業所数は、製造業の減少、卸売業・小売業、医療・福祉の大きな増加がみられます。従業者数では、製造業の減少、卸売業・小売業、医療・福祉の大きな増加がみられます。

表 2-6 瀬戸市の事業所数及び従業者数

		事業所数(事業所)			従業者数(人)		
		平成28年	令和3年	増減	平成28年	令和3年	増減
全産業		4,791	4,441	-350	46,118	50,165	4,047
第一次産業	農林漁業	8	11	3	86	70	-16
第二次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	14	17	3	105	134	29
	建設業	411	403	-8	2,148	2,221	73
	製造業	1,069	910	-159	14,576	15,024	448
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	9	7	27	78	51
	情報通信業	23	27	4	101	151	50
	運輸業・郵便業	107	101	-6	2,319	2,093	-226
	卸売業・小売業	1,166	994	-172	8,811	8,763	-48
	金融業・保険業	56	54	-2	966	900	-66
	不動産業・物品賃貸料	203	204	1	572	587	15
	学術研究・専門・技術サービス業	159	154	-5	653	656	3
	宿泊業・飲食サービス業	461	371	-90	3,124	2,780	-344
	生活関連サービス業・娯楽業	341	292	-49	3,191	1,902	-1,289
	教育・学習支援業	153	183	30	1,300	2,795	1,495
	医療・福祉	360	394	34	5,734	7,899	2,165
	複合サービス事業	24	23	-1	415	388	-27
	サービス事業(他に分類されないもの)	234	268	34	1,990	2,834	844
公務(他に分類されないものを除く)	-	26	-	-	890	-	

資料：経済センサス-活動調査

表 2-7 尾張旭市の事業所数及び従業者数

		事業所数(事業所)			従業者数(人)		
		平成28年	令和3年	増減	平成28年	令和3年	増減
全産業		2,524	2,515	-9	25,914	25,263	-651
第一次産業	農林漁業	4	4	0	18	29	11
第二次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	1	1	0	4	4	0
	建設業	289	298	9	1,660	1,684	24
	製造業	202	188	-14	5,006	4,919	-87
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3	9	6	225	281	56
	情報通信業	9	15	6	27	121	94
	運輸業・郵便業	48	50	2	640	755	115
	卸売業・小売業	541	510	-31	5,921	4,875	-1,046
	金融業・保険業	37	39	2	339	305	-34
	不動産業・物品賃貸料	194	186	-8	531	546	15
	学術研究・専門・技術サービス業	126	116	-10	479	419	-60
	宿泊業・飲食サービス業	312	256	-56	4,024	2,576	-1,448
	生活関連サービス業・娯楽業	231	230	-1	1,336	1,195	-141
	教育・学習支援業	129	145	16	796	1,322	526
	医療・福祉	277	322	45	3,648	4,420	772
	複合サービス事業	9	9	0	240	216	-24
	サービス事業(他に分類されないもの)	112	132	20	1,020	1,050	30
公務(他に分類されないものを除く)	-	5	-	-	546	-	

資料：経済センサス-活動調査

表 2-8 長久手市の事業所数及び従業者数

		事業所数(事業所)			従業者数(人)		
		平成28年	令和3年	増減	平成28年	令和3年	増減
全産業		1,731	1,916	185	25,076	29,299	4,223
第一次産業	農林漁業	8	8	0	63	88	25
第二次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	0	2	2	0	8	8
	建設業	187	181	-6	1,269	1,255	-14
	製造業	85	70	-15	1,804	1,066	-738
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	3	1	9	31	22
	情報通信業	9	14	5	168	82	-86
	運輸業・郵便業	20	24	4	1,371	1,334	-37
	卸売業・小売業	495	542	47	5,755	7,601	1,846
	金融業・保険業	23	28	5	232	229	-3
	不動産業・物品賃貸業	133	151	18	501	532	31
	学術研究・専門・技術サービス業	82	99	17	1,624	1,841	217
	宿泊業・飲食サービス業	176	179	3	2,470	2,666	196
	生活関連サービス業・娯楽業	148	154	6	954	1,055	101
	教育・学習支援業	112	138	26	3,647	4,252	605
	医療・福祉	159	197	38	4,077	5,277	1,200
	複合サービス事業	7	6	-1	192	199	7
	サービス事業(他に分類されないもの)	85	111	26	940	1,250	310
	公務(他に分類されないものを除く)	-	9	-	-	533	-

資料：経済センサス-活動調査

第3節 土地利用状況

令和2年の組合市の地目別土地利用面積は、表2-9に示すとおりです。行政面積（全体）は15,398haであり、地目別では、森林が7,000ha（45.5%）と最も多く、次いで宅地が3,301ha（21.4%）となっています。

5年前の平成28年と比べると、図2-8に示すとおりであり、大きな変化はありません。

表2-9 地目別土地利用面積（令和2年）

(単位：ha)

	行政面積	農地	森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
瀬戸市	11,140	260	6,299	0	150	658	1,831	1,942
尾張旭市	2,103	130	291	0	106	278	849	449
長久手市	2,155	191	410	0	76	246	621	612
計	15,398	581	7,000	0	332	1,182	3,301	3,003

注) 端数処理のため、各項目の内訳と合計が一致しない場合があります。

資料：「土地に関する統計年報」（2021年版）

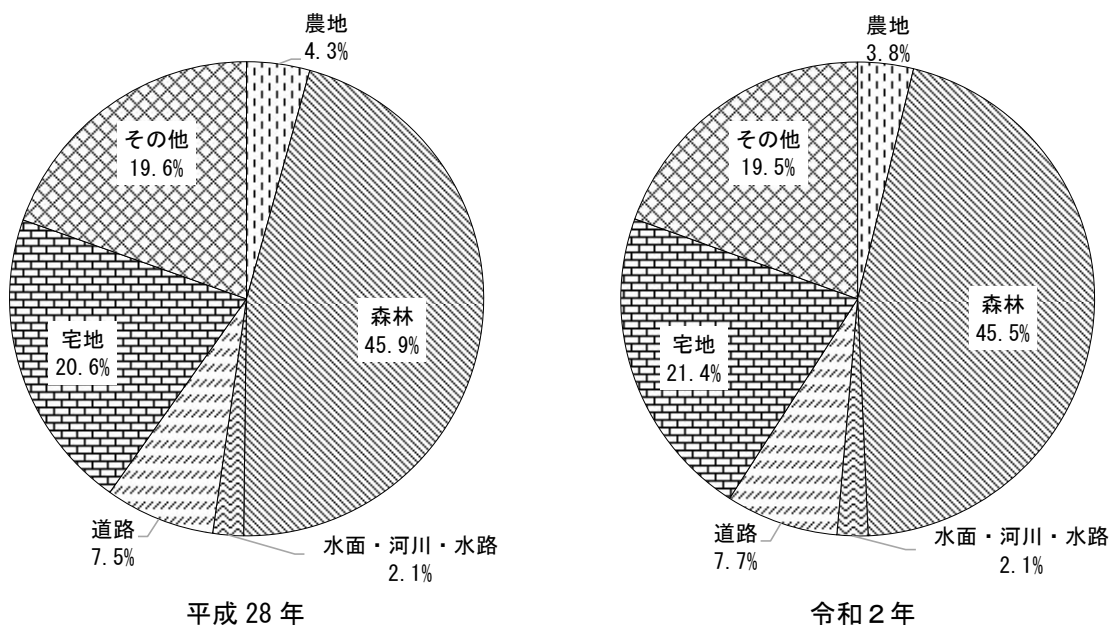


図2-8 地目別土地利用面積比率（組合市全体）

第3章 関係法令及び関連計画

本計画の策定にあたっては、関係法令や国、愛知県、組合市等の計画に十分配慮する必要があります。本章では法令及び関連計画等について整理します。

第1節 関係法令等の整理

国は循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法を整備しています。

関係法令等と本計画との関係を図3-1に示します。

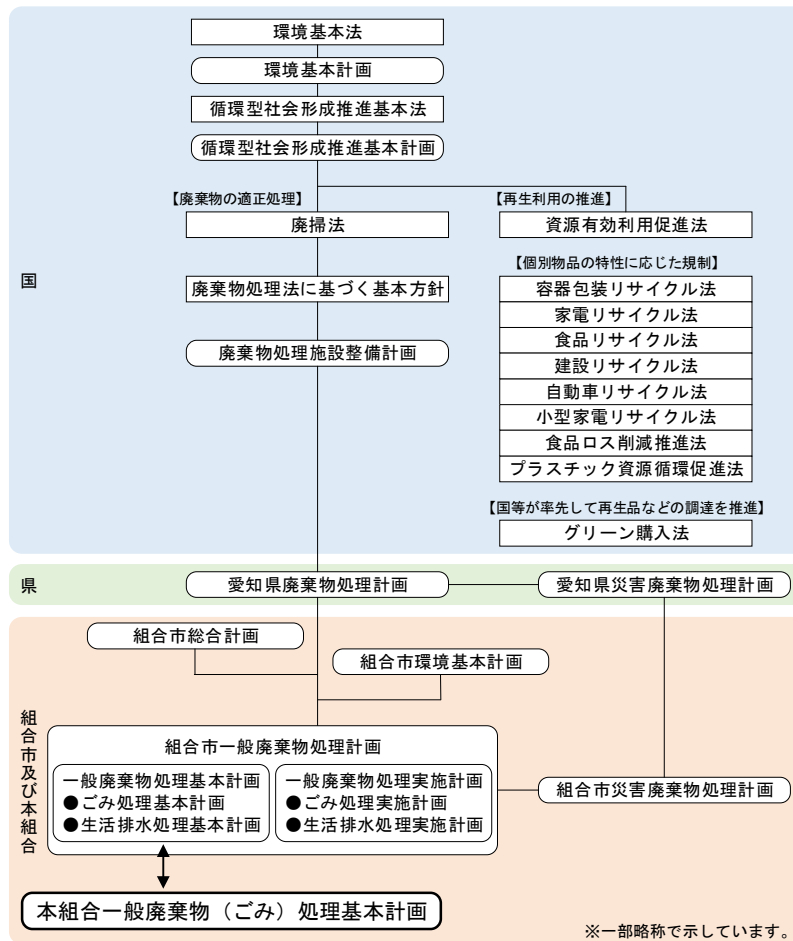


図3-1 関係法令等と本計画との関係

以下に関係法令等の正式名称を示します。

廃棄物処理法に基づく基本方針	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法
食品リサイクル法	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
自動車リサイクル法	使用済自動車の再資源化等に関する法律
小型家電リサイクル法	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
食品ロス削減推進法	食品ロスの削減の推進に関する法律
グリーン購入法	国等の環境物品等の調達に関する法律
愛知県廃棄物処理計画	愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）

第2節 国の計画等

第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月策定）

「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、概ね5年ごとに見直しを行うものとされているものです。

第四次循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、その重要な方向性として、以下に示します。

- ・地域循環共生圏形成による地域活性化
- ・ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・適正処理の更なる推進と環境再生

〔一般廃棄物の目標値〕

	令和7年
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源等除く)	約440g/人・日

廃掃法に基づく基本方針の変更（令和5年6月30日告示）

基本方針は、以下の項目で取りまとめられています。

1. 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
2. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
3. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
4. 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項
5. 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項
6. その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

〔一般廃棄物の目標値〕

	令和7年度
ごみ排出量	平成24年度に 対し約16%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源等除く)	440g/人・日
再生利用率	約28%*
最終処分量	平成24年度に 対し約31%削減

※令和9年度目標値

〔一般廃棄物処理施設の施設整備目標〕

■中間処理施設

再生に係る施設は、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。

焼却施設は、焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進することとする。この際、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先するものとする。中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。

■最終処分場

地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫している場合があることに鑑み、残余容量の予測を行いつつ、地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。

廃棄物処理施設整備計画（令和5年策定）

この計画の期間は令和5年度から令和9年度までであり、基本理念を以下のとおりとしています。

- ・基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
- ・災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- ・脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

〔実施方針〕

- ①市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化
- ②持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- ③廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進
- ④地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- ⑤災害対策の強化
- ⑥地域住民等の理解と協力・参画の確保
- ⑦廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

〔数値目標〕

	令和9年度
ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率）	28%
一般廃棄物最終処分場の残余年数	令和2年度の水準（22年分）を維持
期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	22%
廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合	46%

第3節 愛知県の計画

愛知県廃棄物処理計画（令和4年2月策定）

- 1 3Rの促進
 - ・分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組の促進
 - ・3Rの促進や適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図る県民の環境学習の促進
 - ・各種リサイクル法に基づく取組促進
- 2 適正処理と監視指導の徹底
 - ・排出事業者及び処理事業者に対する適正処理と減量化の指導徹底
 - ・PCB廃棄物の期限内処理に向けた指導の徹底【取組の強化】
- 3 廃棄物処理施設の整備の促進
 - ・ごみ処理の広域化、処理施設の集約化の推進【新規取組】
 - ・市町村が目指す広域的な最終処分場整備への支援・協力
- 4 非常災害時等における処理体制の構築
 - ・災害発生時の廃棄物の迅速かつ適正な処理及び災害発生後の早期復旧・復興に資する体制の構築
 - ・廃棄物処理における「三密」の回避、作業の自動化など新型コロナウイルス感染症等への対応【新規取組】
- 5 循環ビジネスの振興
 - ・次期あいち地域循環圏形成プランに基づく取組の推進【新規取組】
 - ・サーキュラーエコノミー型ビジネスモデルの創出【新規取組】
 - ・バイオマス資源を活用した循環ビジネスへの支援【取組の強化】
- 6 プラスチックごみ削減の推進【新規】
 - ・消費者・事業者向けの普及啓発の実施
 - ・市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集促進のための技術支援
- 7 食品ロス削減の推進【新規】

〔一般廃棄物の目標値〕

	令和8年度
排出量	239万t 約6%減
出口側の循環利用率	約23% 約2ポイント増
最終処分量	18万6千t 約4%減
一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量	480g 約8%減

※下段は令和元年度比

第4節 組合市の総合計画等

第1項 組合市の総合計画等

本計画が、組合市の廃棄物に係る基本方針等に齟齬が生じることのないよう組合市の上位計画である総合計画等を整理します。

(1) 瀬戸市の総合計画等におけるごみ処理関連

第6次瀬戸市総合計画（平成29年3月策定）
<p>■ 地域の生活環境の向上と安全・安心な地域づくり</p> <p>○地域清掃・環境美化 市民や地域、行政との協働による地域清掃、ポイ捨て・不法投棄対策など、市内の道路や河川などの環境美化への取り組みを進める。</p> <p>○ごみ減量の促進・一般廃棄物の収集運搬 市民、企業、行政の連携によるリユース・リデュース・リサイクルなどごみの減量を促進するとともに、委託等により一般廃棄物の収集運搬や処理の効率化を図る。</p>
第3次瀬戸市環境基本計画（令和3年3月策定）
<p>■資源循環型まちづくりの推進</p> <p>○3Rの推進 食品ロスの削減やミックスペーパーの分別によるごみの減量化や、ごみ処理に係る費用負担の適正化を図る。また、道の駅瀬戸しなのなどの施設から発生する食品残渣のたい肥化、農家への無償配布、食品スーパーなど事業者との連携の仕組みづくりなど、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を優先的に推進する。 また、建設リサイクル法に基づく、公共事業における資材の再資源化の実施など、リサイクル（再生利用）を推進する。</p> <p>○ごみの適正処理の推進 ごみ分別などの「ごみ出しルール」の周知徹底を図るとともに、適正かつ効率的な収集運搬体制を確立する。また、中間処理・最終処分については、関係機関と連携しながら、適切な処理を促進する。 また、野焼きなど不法焼却に関する監視・指導を強化する。</p> <p>○不法投棄対策の推進 不法投棄対策については、引き続き監視・指導体制（監視カメラの設置、パトロールなど）を強化する。</p>

(2) 尾張旭市の総合計画等におけるごみ処理関連

尾張旭市第六次総合計画（令和6年3月策定）※

■ 資源循環型社会の形成

ごみの減量が進み、資源循環型社会が形成されている。

	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度
市民一人一日あたりのごみ総量	815 g	733 g
燃えるごみの中の資源物の混入割合	25.4%	18.2%
ごみ残置シール貼付数	4,672 件	3,970 件

※本計画策定時点

第二次尾張旭市環境基本計画（令和6年3月策定）※

■ 資源循環の推進

環境負荷の少ない循環型社会づくりに向け、ごみの減量・資源化が推進されている。

	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度
処分ごみの排出量	20,270t	16,701t
水切りや分別の徹底によりごみ減量化を行っている市民の割合	72.3%	80%

○ ごみ減量・資源化の推進

(1) ごみの分別、減量化の推進

- ・食品ロス削減に向けた行動の習慣化など、ごみの減量を取り入れたエコライフを促進します。
- ・分別が不十分なごみは取り残し措置を行い、必要に応じて開封調査・指導を行います。
- ・過剰包装をしない、詰め替え商品の購入、ペーパーレス化など、ごみの発生抑制につながる行動を推進します。

(2) 3Rの推進

- ・再使用（リユース）に関する情報を発信し、民間事業者と連携したリユースの仕組みを確立します。
- ・資源ごみ回収団体活動奨励金制度の実効性を高めながら、ごみの減量と資源化を各種団体と共に積極的に進めます。
- ・地域と連携し、ごみ集積所の配置や管理のあり方を検討します。
- ・新たな資源ごみの分別を検討し、処分ごみの減量を図ります。
- ・図書館のリサイクル本について、他の公共施設等での再活用や地域住民へ無償譲渡を行います。

(3) ごみの資源化の推進

- ・剪定枝、木製品の再生利用を進めます。
- ・家庭やふれあい農園などにおける生ごみの堆肥化を進めます。
- ・学校給食における廃油等の資源化を進めます。

(4) 資源循環の促進

- ・リサイクル・再利用などにより資源を循環させる「循環経済（サーキュラーエコノミー）」の啓発・普及に努めます。

	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度
ごみ残置シール貼付数	4,672 件	3,970 件
燃えるごみ中の資源ごみ混入率	25.4%	18.2%
処分ごみの排出量	20,270t	16,701t

○ 廃棄物の適正処理

ごみのないまちづくりの推進

- ・あさひ訪問収集の充実や効率的なごみの収集運搬体制を整えます。
- ・廃棄物の不法投棄や違法な焼却処理に対する監視・指導を強化します。

	現状値 令和4年度	目標 令和15年度
市民一人一日当たりの家庭系処分ごみ排出量	520g/人日	420g/人日

※本計画策定時点

(3) 長久手市の総合計画等におけるごみ処理関連

第6次長久手市総合計画（平成31年3月策定）

○ ごみの減量・資源化

- ・資源回収拠点の充実を図るため、地域が民間事業者と連携して行う資源回収を支援する。
- ・循環型社会の構築に向けて、ごみ・資源の分別・収集・処理方法のより一層の充実を図り、ごみの減量化・資源化を推進する。

	現状値 平成28年度	後期目標値 令和8年度
ごみの減量化・資源化が進んでいると思っている市民の割合	47.0%	60%

第4次長久手市環境基本計画（令和3年3月策定）

B-1 ごみを出さない、つぐらない

B-1-1 生ごみ・食品ごみの削減

- ・生ごみは脱水・乾燥による減量を図るとともに、堆肥化、エネルギー化を促進する。
- ・食品ロス削減のための意識啓発及び仕組みづくりを進め、食品ごみの減量と資源化を推進する。

B-1-2 脱プラスチックの促進

- ・プラスチックに代わる紙・バイオ素材の活用やエコバッグ等の利用を促進するなどにより、脱プラスチックに向けた取組を展開する。

B-1-3 ペーパーレスの促進

- ・事業所や家庭、地域活動など様々な場面で資料の電子化を促進するための取組を進める。
- ・ペーパーレスの文化の普及を図り、ごみの減量、無駄な森林伐採の抑制に寄与する。

B-2 モノを大切に使う、使えるモノを再利用する

B-2-1 モノを長く使う・循環的に使う

- ・意識啓発や環境教育の充実を図りながら、モノは繰り返し使用する、修理して使用するという生活文化を醸成する。
- ・リペア、リフォームの利用を促進するための機会拡充を図る。

B-2-2 不用品交換システムの充実

- ・市の不用品交換で扱う種類拡大の検討等、不用品交換の利用促進のための仕組みづくりをする。

B-3 資源として再生する

B-3-1 ごみ分別ルールの徹底

- ・再資源化可能なものが正しく分別されるよう、ガイドブック、アプリ等を活用したり、分別体験を行ったりして、分別の徹底を図る。
- ・大学・学校、賃貸住宅家主等と連携し、分別方法の周知を徹底する。
- ・事業者に対するごみ排出・搬入ルールの徹底を図る。

B-3-2 多様な主体による資源回収の促進

- ・民間とも連携し、資源回収機会を増やす。また、再資源化対象品目の拡大を図る。
- ・資源回収促進のための意識啓発を図るとともに、資源回収を促す仕組みづくりを進める。

B-4 適正に処理する

B-4-1 ごみ・資源の収集・運搬・処理の適正化

- ・運搬収集・中間処理・最終処分では、環境負荷をかけない体制づくりを要請する。
- ・ごみ処理のコスト低減を図る。

第2項 組合市の一般廃棄物処理基本計画

瀬戸市一般廃棄物処理基本計画（令和6年3月策定）※

〔計画理念〕

実践×実感×実現

ごみを減らして資源を循環させるまち せと

〔基本方針及び施策〕

基本方針1 発生抑制の行動促進

- I ごみを出さない行動の促進
- II 長期利用の推進
- III 家庭から出る食品ロス・生ごみ削減の促進
- IV 再使用（リユース）の促進
- V 環境教育の実施

基本方針2 リサイクルの推進

- I 資源物分別ルール of 徹底
- II あらゆる資源回収機会の活用
- III 資源物取扱品目拡充に向けた検討

基本方針3 適正処理体制の確保

- I 事業系一般廃棄物の適正処理の推進
- II 家庭系ごみ処理費用有料化制度の継続
- III 適正かつ効率的な収集運搬及び処理体制の整備
- IV 中間処理・最終処分計画
- V 先進事例の情報収集、調査、研究

〔目標値〕

	基準年度 令和4年度	目標年度 令和15年度
総ごみ排出量	38,930 t /年	33,625 t /年
総ごみ1人1日あたり排出量	834 g /人・日	749 g /人・日
総ごみ1人1日あたり排出量 （資源物除く）	708 g /人・日	550 g /人・日
家庭系ごみ1人1日あたり 排出量	692 g /人・日	623g /人・日
家庭系ごみ1人1日あたり 排出量（資源物除く）	566 g /人・日	423g /人・日
事業系ごみ排出量	6,612 t /年	5,676 t /年
資源化率	16.2%	27.8%
最終処分量	4,023 t /年	2,923 t /年

※本計画策定時点

尾張旭市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和6年2月策定）

〔将来像〕

みんなでつくろう持続可能なまち ～取り組もう、ごみの削減・ごみの資源化～

〔基本方針〕

基本方針1：発生抑制 「ごみを減らす、出さない、ごみにしない」

- No.1 生ごみの水切り・減量を推進します
- No.2 食品ロスの削減を推進します

基本方針 2：資源化促進 「ごみも資源、きちんと分別」

- No.3 プラスチック製容器包装に加え、新しく、プラスチック使用製品の資源化及び一括回収を検討します
- No.4 剪定枝の回収の推進
- No.5 燃えるごみの分別啓発を目的とした各戸収集制度の研究
- No.6 燃えるごみに含まれる紙ごみの排出方法についての検討
- No.7 小型家電の分別・ルート（集積所）収集の検討
- No.8 資源物の分別（既存事業の強化）
- No.9 環境教育の実施
- No.10 生ごみの資源化、分別収集について研究

基本方針 3：適正処理 「安心・安全なごみ収集・処理、適正な処理」

- No.11 ペットボトルの集積所回収についての検討
- No.12 あさひ訪問収集制度の拡充についての検討
- No.13 燃えるごみ有料化の導入についての検討

〔目標値〕

	現状値 令和 4 年度	目標値 令和 15 年度
総ごみ排出量	815 g /人・日	733 g /人・日
家庭系処分ごみ排出量	520 g /人・日	420 g /人・日
事業系ごみ排出量	12 t /日	10.8 t /日
燃えるごみ中の資源ごみ 混入率	25.4%	18.2%

長久手市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画（令和 6 年 3 月）※

〔将来像〕

みんなでつくろう循環型のまち ～ごみ減量で実現する 持続可能なまちづくり～

〔基本施策〕

基本施策 1：収集体制を充実・強化し、利便性を高めることで、ごみの減量・資源化を促進します。

【収集の充実】

基本施策 2：資源化品目の細分化や回収回数の見直し、資源回収拠点の増設等により資源化を促進し、もえるごみを減らします。【資源化の促進】

基本施策 3：広報や環境教育等によりごみ減量や資源化への意識の向上を図ります。【啓発・意識の向上】

基本施策 4：食品ロスの削減に重点的に取り組み、持続可能なまちづくりを推進します。【食品ロスの削減】

〔目標値〕

	現状値 令和 4 年度	目標値 令和 15 年度
1 人 1 日あたりの家庭系もえるごみ排出量	455 g /人・日	386 g /人・日
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ（資源除く）排出量	484 g /人・日	412 g /人・日
事業系ごみ排出量	12.3 g /人・日	11.3 t /日

※本計画策定時点

第5節 その他関連計画

愛知県では、広域化・集約化を計画的に進め、循環型社会の実現を図るため、市町村の意見を基に「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）」（令和3年11月）を策定しています。

その中で尾張東部地域は、尾張東部・尾三ブロック（組合市、[尾三衛生組合]日進市、みよし市、東郷町）として位置づけられており、令和15年度以降を目安に本組合晴丘センターごみ焼却施設と尾三衛生組合東郷美化センターを統合し、焼却処理必要能力が300t/日以上となる1施設による処理体制を目指す計画となっています。

尾張東部・尾三ブロックでは「尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画」（令和3年3月）を策定しました。令和44年度に尾三衛生組合東郷美化センターと本組合晴丘センターごみ焼却施設を集約1施設としての新規施設の竣工・供用を開始することを目指し、それまでは相互支援により2施設体制で運営するものとしています。

愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）（令和3年11月策定）

〔基本方針〕

- ①事業費やエネルギー消費量などの削減の基本となる「ごみの排出抑制とリサイクルの推進」
- ②施設統合やPFI等の民間活用などによる「廃棄物処理経費の縮減」
- ③省エネルギーや焼却施設におけるエネルギー回収などによる「気候変動対策の推進」
- ④施設の耐震化や防災対策拠点としての施設整備による「災害への対応」
- ⑤地域へのエネルギー供給や環境教育・学習の場としての機能を備えた「地域への新たな価値の創出」

〔施設整備の考え方〕

○ごみ焼却施設

- ・概ね300t/日以上のごみ焼却施設の設置を目指すこととする。
- ・事業費や温室効果ガス排出量の比較、地域性などを考慮し、安定的かつ効率的なブロックと判断される場合は、概ね300t/日以上のごみ焼却施設の確保が困難なブロックであっても、ブロックの統合は行わないこととする。

○粗大ごみ処理施設

- ・ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設の併設を検討し、効率的な運営を図る。
- ・広域化ブロックを基本に、ごみ焼却施設の統合等に合わせ、粗大ごみ処理施設の併設・集約化を目指す。

○資源化施設等

- ・広域化ブロックを基本に、容器包装廃棄物を扱う資源化施設は、人口の合計30万人当たり1事業所以下を目安に整備することを検討する。
- ・プラスチックごみの一括収集や、地域特性に応じたメタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設などの整備・活用を検討する。

○最終処分場

- ・埋立処分量の削減による既存最終処分場の延命化を図り、それでもなお必要な最終処分場については、複数ブロックの参加も含めた広域整備等の可能性を検討する。

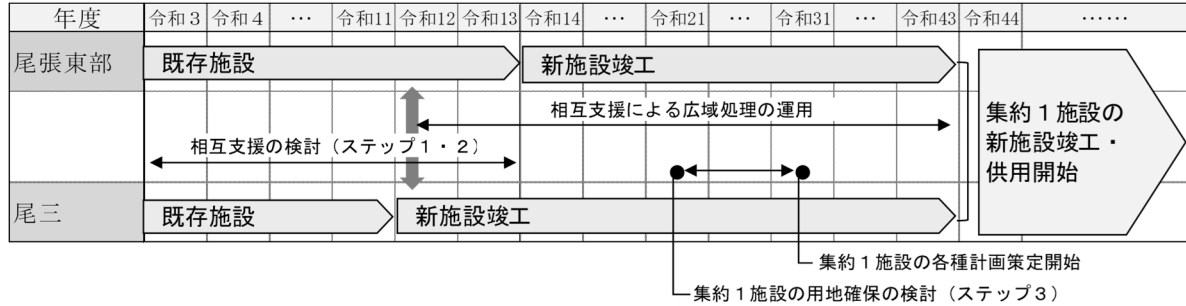
〔尾張東部・尾三ブロックの施設整備の方向性〕

令和15年度以降を目安に尾張東部衛生組合晴丘センターごみ焼却施設と尾三衛生組合東郷美化センターを統合し、焼却処理必要能力が300t/日以上となる1施設による処理体制を目指す。

尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画（令和3年3月策定）

〔施設整備の考え方〕

- ・尾三衛生組合が令和12年度、尾張東部衛生組合が令和14年度までに単独で新施設竣工を目指す。なお、両施設は、相互支援を取り入れたものとする。
- ・令和43年度までは、相互支援により2施設体制で運営し、令和44年度に集約1施設としての新施設の竣工・供用を開始することを目指す。



第4章 ごみ処理の現況

本計画の策定にあたっては、ごみ処理の現況を把握するため、組合市及び本組合のごみ処理に係る実績等を整理する必要があります。本章では、体制、排出量の実績、処理の概況、現況に対する評価等ごみ処理の現況を整理します。

第1節 ごみ処理体制と役割

第1項 役割分担

ごみの排出抑制や資源化の施策は、組合市が主体となって取り組み、本組合は、組合市の取り組みに協力や支援を行っています。

ごみ処理体制については、組合市は主にごみを収集して中間処理施設に持ち込むまでを担当し、本組合は中間処理施設に持ち込まれた以降の中間処理及び最終処分までを担当します。

組合市及び本組合の役割分担を表 4-1 に示します。

表 4-1 組合市及び本組合の役割分担

分類	実施内容	役割分担	
		組合市	本組合
排出抑制	排出抑制施策（助成・啓発等）の実施	○	○
資源化	資源化推進施策（助成・啓発等）の実施	○	（啓発）
	リサイクル施設・資源回収拠点等の設置・運営	○	
	民間資源化事業者への処理委託	○	
	中間処理段階での資源化・エネルギー化		○
収集・運搬	ごみステーション設置・運営	○	
	ごみの収集・運搬	○	
中間処理	中間処理施設の管理・運営		○
	民間業者への資源物・エネルギーの売却		○
最終処分	最終処分場の管理・運営		○
	本組合外施設への最終処分委託		○

第2項 施設概要

(1) 中間処理施設の概要

中間処理施設である「晴丘センター」の概要は、表 4-2 に示すとおりです。施設のフローシートを図 4-1 及び図 4-2 に示します。

晴丘センターは、竣工後 30 年目を迎えるにあたり、主要な設備・機器の劣化や老朽化が進行していることから、令和元年度から令和 4 年度にかけてごみ焼却施設の基幹的設備改良工事を実施しました。

愛知県のごみ処理広域化・集約化計画では、尾張東部・尾三ブロック構想として尾張東部衛生組合と尾三衛生組合でごみ処理施設を集約化する方針が定められており、瀬戸市、尾張旭市、長久手市、日進市、みよし市及び東郷町において協議、検討を進めてきました。その結果、集約して1施設を建設できる面積が不足している点、両既存施設の延命化目標年度終了までの期間が約10年しかない点から、次期施設整備時には、両組合が単独で新施設を建設する方針となりました。

本組合の新たなごみ処理施設の整備については、「尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備基本構想」(令和6年3月)(以下「基本構想」という。)を策定し、今後も本組合に適した処理施設の検討を行っていきます。

表4-2 中間処理施設の概要

施設名称	尾張東部衛生組合 晴丘センター	
所在地	尾張旭市晴丘町東33番地の1	
敷地面積	18,976m ²	
建築面積	6,444m ²	
延床面積	15,959m ²	
	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設
建築面積	2,105m ²	1,624m ²
延床面積	8,907m ²	2,990m ²
着工	平成元年6月7日	
竣工	平成4年3月31日	平成2年3月31日
処理機及び処理能力	全連続燃焼式機械炉： 300t/24h (150t/24h × 2炉)	横型回転式破砕機 : 50t/5h 剪断式破砕機 : 5t/5h 破砕寸法 : 150mm以下 鉄分純度 : 90%以上 アルミ分純度 : 85%以上
塵芥条件	低位発熱量 : 4,610~10,900kJ/kg 見掛比重 : 0.15~0.32t/m ³	
発電能力	蒸気タービン発電機： 定格出力 1,520kW	

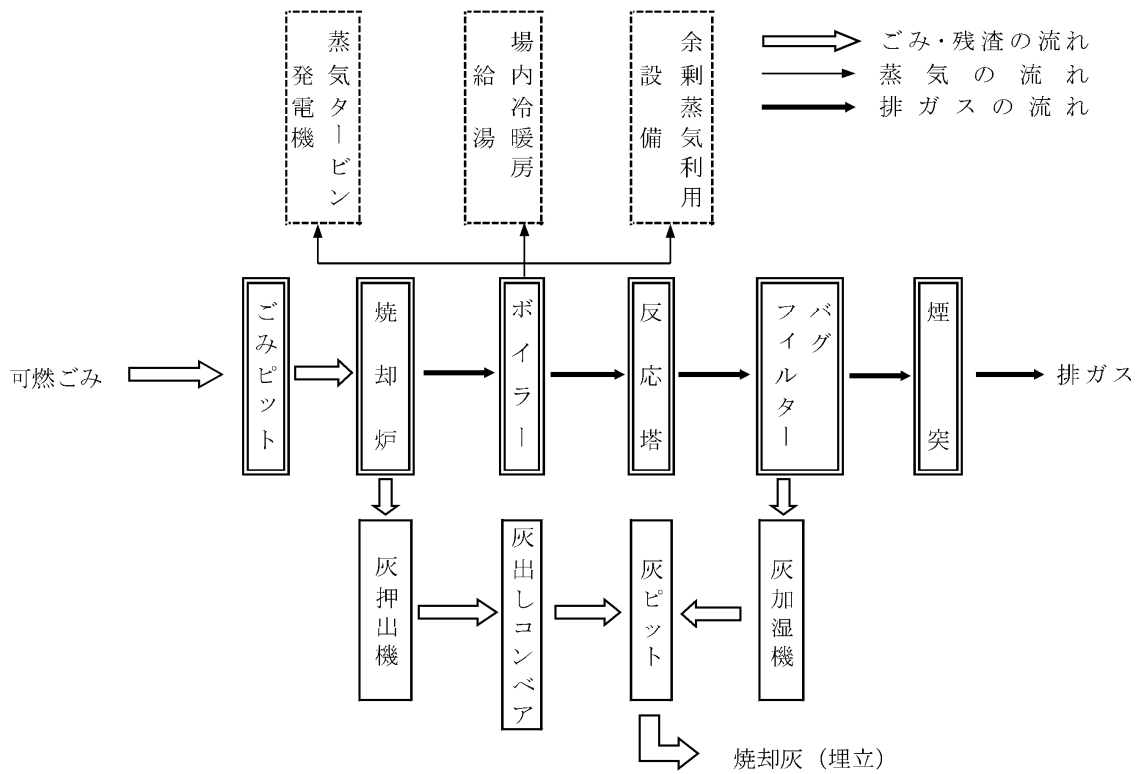


図 4-1 ごみ焼却施設のフローシート

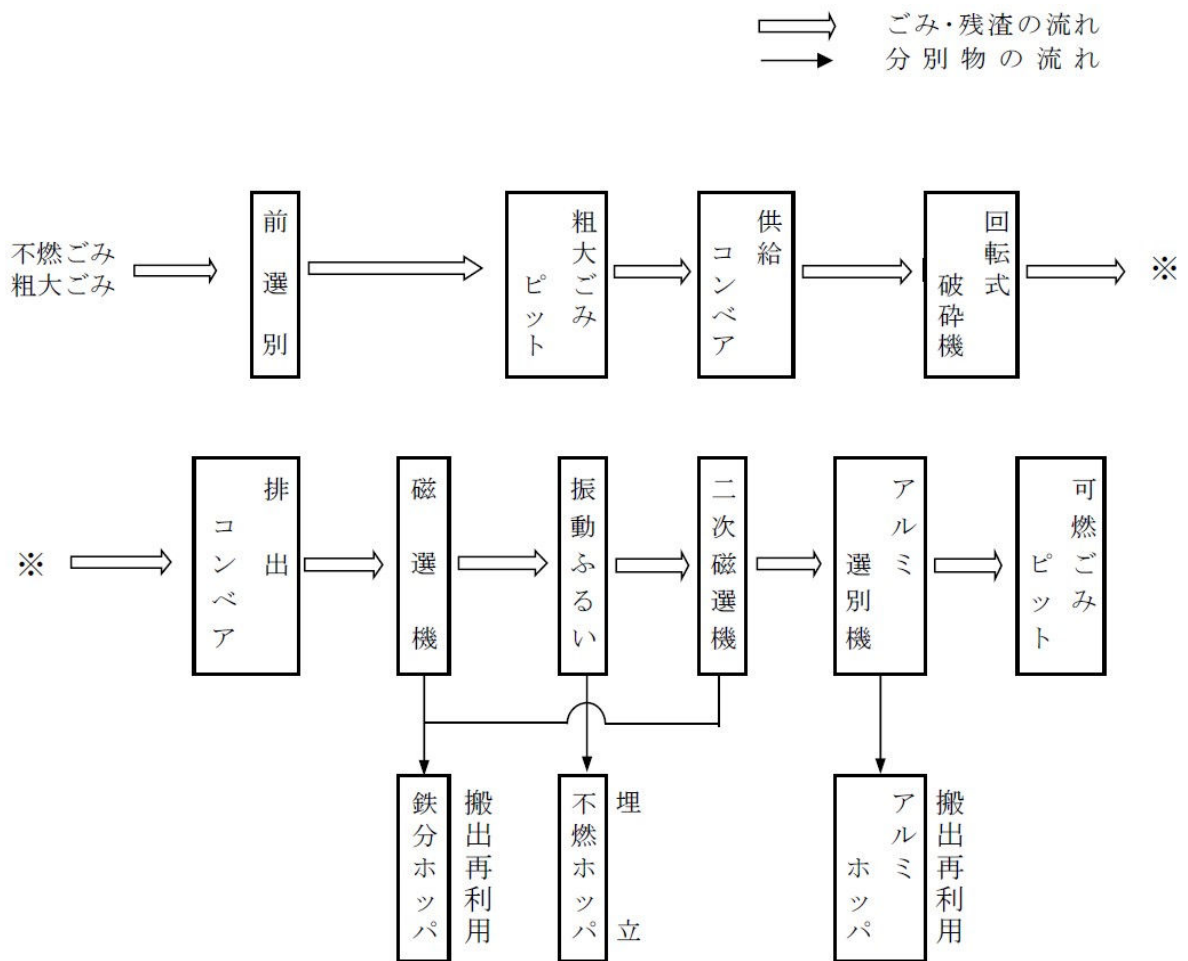


図 4-2 粗大ごみ処理施設のフローシート

(2) 最終処分場の概要

本組合の最終処分場（以下「北丘最終処分場」という。）の概要は、表 4-3 に示すとおりです。

表 4-3 北丘最終処分場の概要

施設名称	尾張東部衛生組合 一般廃棄物最終処分場	
所在地	瀬戸市北丘町 296 番地	
全体面積	50,600m ²	
埋立地	埋立地面積	21,000m ²
	埋立地容量	200,000m ³
	埋立開始	平成 14 年 4 月
	埋立対象物	焼却残渣、不燃性破碎残渣、不燃ごみ
	埋立方式	準好気性サンドイッチ方式
浸出水処理施設	建築面積	717m ²
	延床面積	1,021m ²
	着工	平成 11 年 9 月 1 日
	竣工	平成 14 年 2 月 28 日
	処理能力	90m ³ /日
	処理方式	カルシウム除去（凝集沈殿）＋生物学的脱窒（接触ばつ気）＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋消毒
	調整槽容量	6,500m ³




第2節 ごみの分別区分及びごみ処理フロー

第1項 ごみの分別区分

ごみの分別区分は、表4-4に示すとおりです。本組合に搬入されるものは、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみです。

資源物に関して、プラスチック資源循環促進法の施行により、組合市は「家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講じるよう努める」とあり、プラスチック使用製品廃棄物の分別及び資源化を検討する必要があります。

表4-4 分別区分（令和5年4月現在）

分別区分	主なごみの種類	
可燃ごみ	生ごみ、リサイクルできない紙類、プラスチック使用製品（プラスチック製容器包装は除く）、ゴム・皮革類、剪定枝、おむつ など 在宅医療廃棄物	
不燃ごみ	金属製品、陶器・ガラス、小型家電 など	
粗大ごみ	家具、ブロック・レンガ、自転車 など	
資源物	古紙	新聞、雑誌、段ボール、雑がみ、紙パック
	古着・古布	衣類、ダウンジャケット、着物、シーツ、タオル、カーテン など
	缶類	飲食用のアルミ缶・スチール缶  のあるもの
	びん類	飲食用びん・化粧品びん
	ペットボトル	 のあるもの
	プラスチック製容器包装	ポリ袋類、カップ・パック類、トレイ類、キャップ類、ボトル類、チューブ類、緩衝材類  のあるもの
	乾電池	乾電池・二次電池、充電式電池
	小型家電	パソコン（ノートパソコン、デスクトップパソコン本体、液晶ディスプレイ）、テレビゲーム機、カメラ、電子レンジ、携帯電話 など

※組合市で分別区分が一部異なります。

資料：瀬戸市ごみ・資源物の出し方
令和5年度尾張旭市ごみの出し方
長久手市資源とごみの分別ガイドブック

第2項 ごみ処理フロー

ごみ処理フローは、図 4-3 に示すとおりです。

可燃ごみは、晴丘センターごみ焼却施設で処理を行っています。焼却残渣は北丘最終処分場または(公益財団法人)愛知臨海環境整備センター（以下「ASEC」という。）※で埋立処分しています。

不燃ごみ及び粗大ごみは、晴丘センター粗大ごみ処理施設で破砕処理し、可燃性破砕残渣は同施設のごみ焼却施設で処理し、鉄・アルミ・小型家電は資源化し、不燃性破砕残渣・破砕不適物は、北丘最終処分場で埋立処分しています。

古紙、缶類・びん類等の資源物に関しては、組合市が民間業者と通じて資源化を行っています。

※愛知県内から排出される廃棄物の最終処分場として主に利用されており、現在は、武豊町にある衣浦港3号地廃棄物最終処分場が稼働しています。

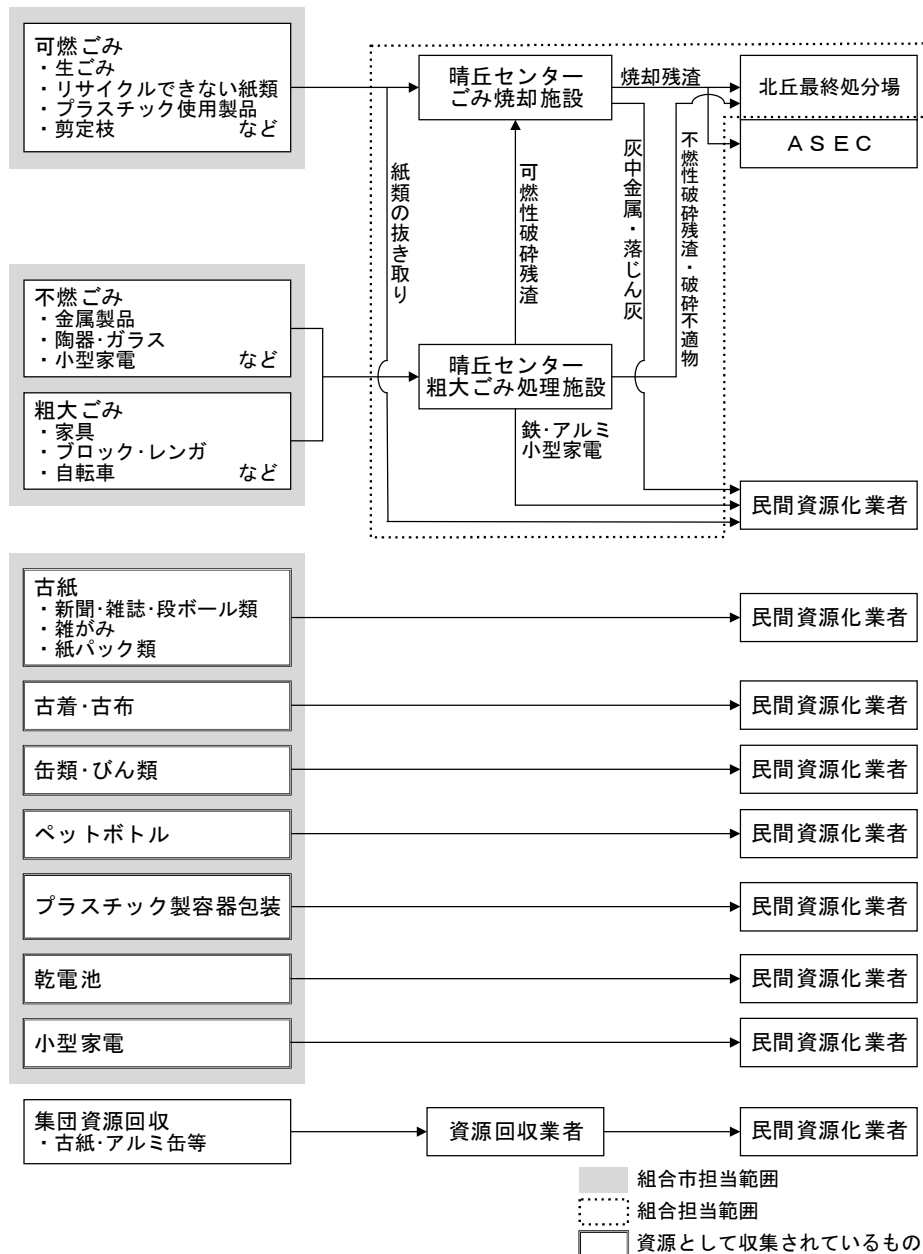


図 4-3 ごみ処理フロー (令和5年度)

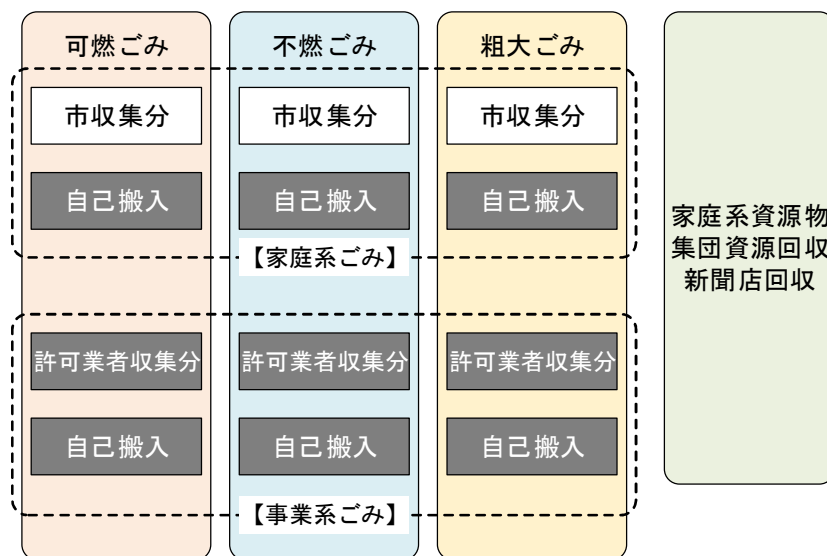
第3節 ごみ排出量の実績及びごみの性状

第1項 ごみの区分

本計画で扱うごみは、その排出元によって「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」に大別します。

また、図4-4に示すとおり品目、収集運搬方法に基づき区分しています。ただし、本計画では、可燃ごみの許可業者収集分のみが事業系ごみになり、不燃ごみと粗大ごみの許可業者収集分及び自己搬入分、可燃ごみの自己搬入分は家庭系ごみとして計上します。

【前計画】



【本計画】

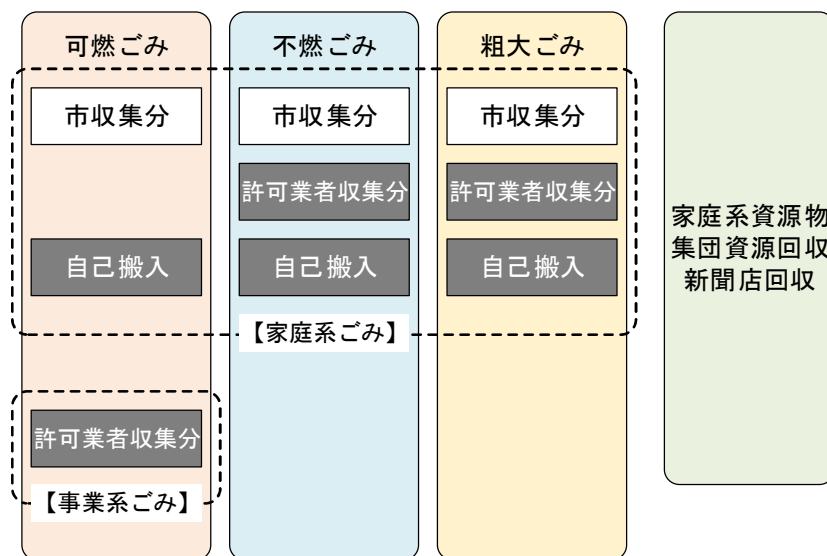


図4-4 ごみの区分

第2項 ごみ排出量の実績

過去5年間（平成30年度～令和4年度）のごみ排出量の実績は、表4-5及び図4-5に示すとおりです。

可燃ごみ及び資源物は、令和元年度に一時的に増加しており、消費税増税前の駆け込み購入による買い替えなどによりごみ量が増加したことが要因と考えられます。

また、不燃ごみ及び粗大ごみは令和2年度に増加しています。これは令和2年1月に日本国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認され、緊急事態宣言の発令等、住民の生活様式が変化したことが、増加した要因と考えられます。

ごみ総排出量全体で見ると令和2年度以降減少傾向にあります。原単位（1人1日平均排出量）についても、同様の傾向を示しています。

表 4-5 組合市全体のごみ排出量の実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
人口	人	271,687	272,706	273,266	272,726	272,474	
家庭系	可燃ごみ	t/年	50,257	53,117	52,845	51,700	49,853
	不燃ごみ	t/年	2,054	2,181	2,434	2,113	1,899
	粗大ごみ	t/年	1,315	1,333	1,468	1,467	1,326
	計	t/年	53,625	56,631	56,746	55,280	53,077
事業系可燃ごみ	t/年	15,753	16,279	14,921	15,338	15,475	
家庭系資源物	t/年	14,929	15,876	14,711	14,248	13,164	
総計	t/年	84,307	88,786	86,378	84,866	81,716	
原単位	g/人・日	850	890	866	853	822	
総計(資源物除く)	t/年	69,378	72,910	71,667	70,618	68,552	
原単位	g/人・日	700	730	719	709	689	

※本計画から、ごみ排出量における家庭系ごみと事業系ごみの扱いについて見直ししたため、前計画等の数値と一致しない場合があります。
 資源物には集団資源回収、新聞店回収を含みます。
 端数処理の関係により、合計が一致しない場合があります。

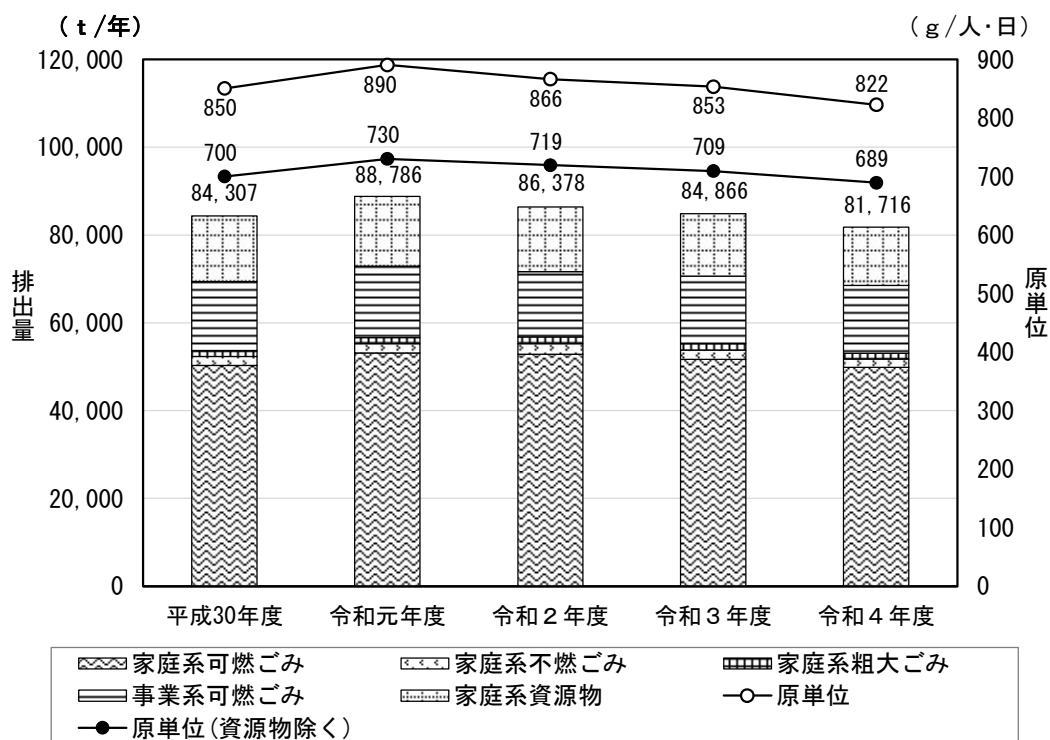


図 4-5 組合市全体のごみ排出量の推移

組合市のごみ排出量は、表 4-6～表 4-8 及び図 4-6～図 4-8 に示すとおりです。

表 4-6 瀬戸市のごみ排出量の実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
人口	人	129,550	129,410	129,096	128,470	127,882	
家庭系	可燃ごみ	t/年	26,169	27,181	26,919	26,075	24,819
	不燃ごみ	t/年	978	1,022	1,131	996	953
	粗大ごみ	t/年	632	653	740	746	669
	計	t/年	27,780	28,856	28,790	27,817	26,442
事業系可燃ごみ	t/年	6,613	6,667	6,116	6,451	6,612	
家庭系資源物	t/年	6,236	5,966	5,571	5,584	5,876	
総計	t/年	40,629	41,489	40,477	39,852	38,930	
	原単位	g/人・日	859	876	859	850	834
総計(資源物除く)	t/年	34,393	35,523	34,906	34,268	33,054	
	原単位	g/人・日	727	750	741	731	708

※本計画から、ごみ排出量における家庭系ごみと事業系ごみの扱いについて見直ししたため、前計画等の数値と一致しない場合があります。
 資源物には集団資源回収、新聞店回収を含みます。
 端数処理の関係により、合計が一致しない場合があります。

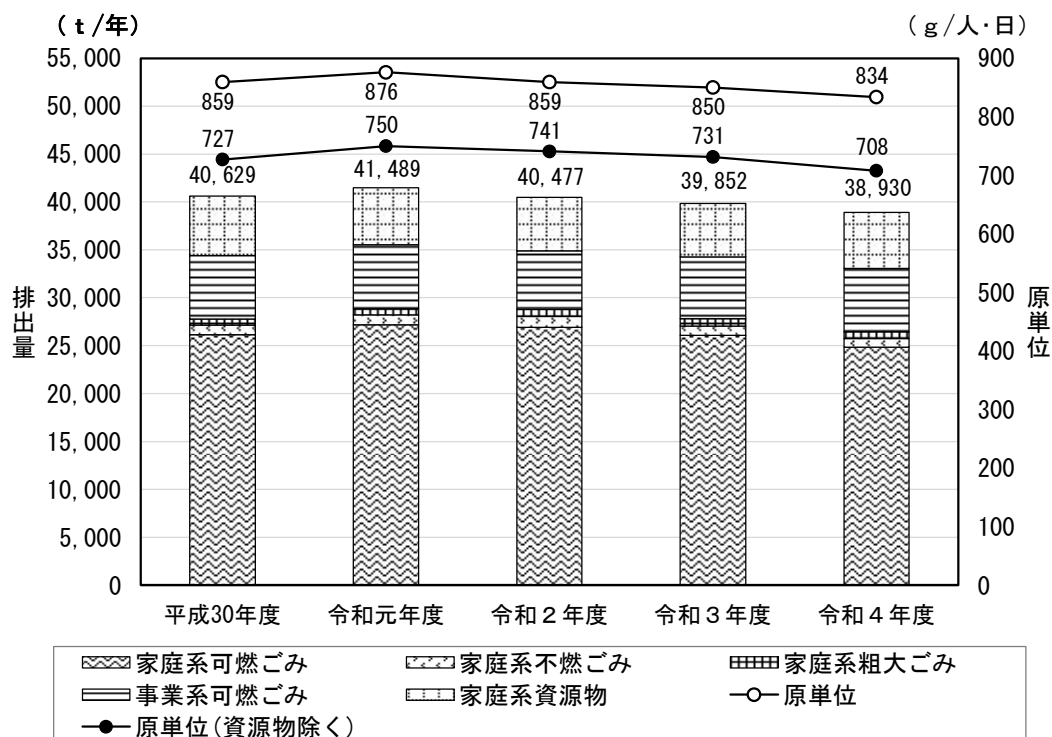


図 4-6 瀬戸市のごみ排出量の推移

表 4-7 尾張旭市のごみ排出量の実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
人口	人	83,592	83,797	84,135	83,904	83,822	
家庭系	可燃ごみ	t/年	14,129	15,306	15,248	15,306	14,934
	不燃ごみ	t/年	633	667	761	657	572
	粗大ごみ	t/年	423	403	442	434	397
	計	t/年	15,185	16,376	16,451	16,397	15,903
事業系可燃ごみ	t/年	4,332	4,482	4,292	4,391	4,366	
家庭系資源物	t/年	5,493	5,290	4,972	4,933	4,673	
総計	t/年	25,010	26,147	25,715	25,721	24,943	
原単位	g/人・日	820	853	837	840	815	
総計(資源物除く)	t/年	19,517	20,858	20,743	20,788	20,270	
原単位	g/人・日	640	680	675	679	663	

※本計画から、ごみ排出量における家庭系ごみと事業系ごみの扱いについて見直ししたため、前計画等の数値と一致しない場合があります。
 資源物には集団資源回収、新聞店回収を含みます。
 端数処理の関係により、合計が一致しない場合があります。

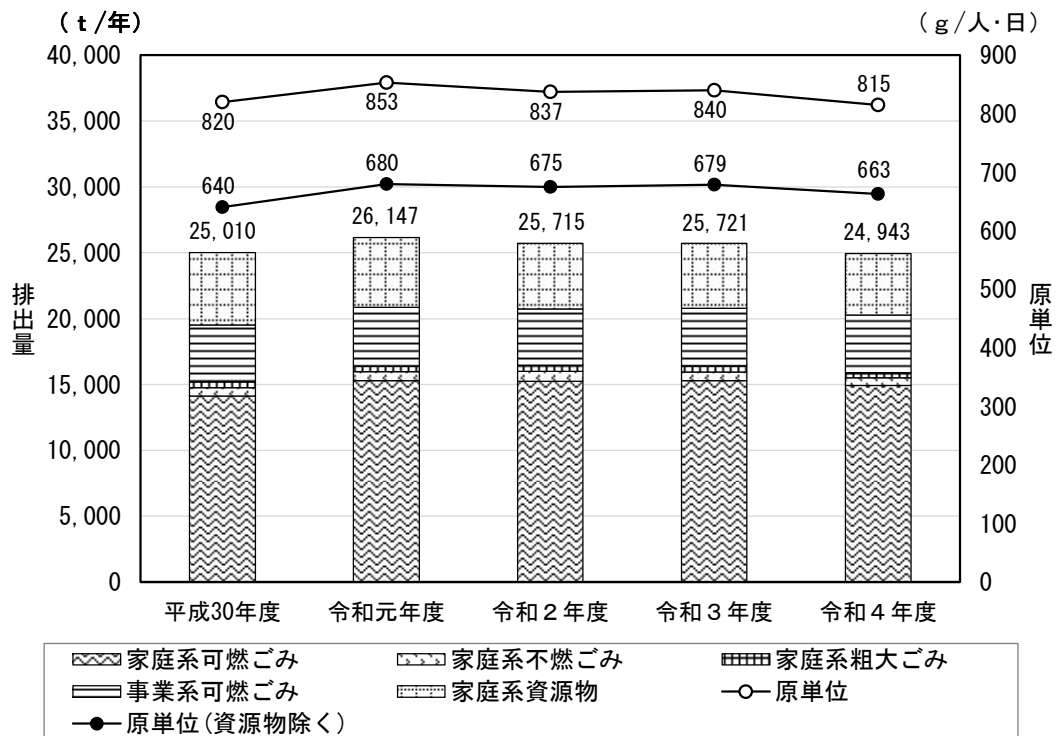


図 4-7 尾張旭市のごみ排出量の推移

表 4-8 長久手市のごみ排出量の実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
人口	人	58,545	59,499	60,035	60,352	60,770	
家庭系	可燃ごみ	t/年	9,958	10,630	10,678	10,319	10,099
	不燃ごみ	t/年	443	492	541	460	373
	粗大ごみ	t/年	260	277	286	287	260
	計	t/年	10,661	11,399	11,505	11,066	10,732
事業系可燃ごみ	t/年	4,807	5,131	4,512	4,497	4,496	
家庭系資源物	t/年	3,200	4,620	4,168	3,731	2,615	
総計	t/年	18,668	21,150	20,186	19,294	17,843	
	原単位	g/人・日	874	971	921	876	804
総計(資源物除く)	t/年	15,468	16,530	16,018	15,563	15,228	
	原単位	g/人・日	724	759	731	706	687

※本計画から、ごみ排出量における家庭系ごみと事業系ごみの扱いについて見直ししたため、前計画等の数値と一致しない場合があります。
 資源物には集団資源回収、新聞店回収を含みます。(令和4年度の資源物には集団資源回収は含まない。)
 端数処理の関係により、合計が一致しない場合があります。

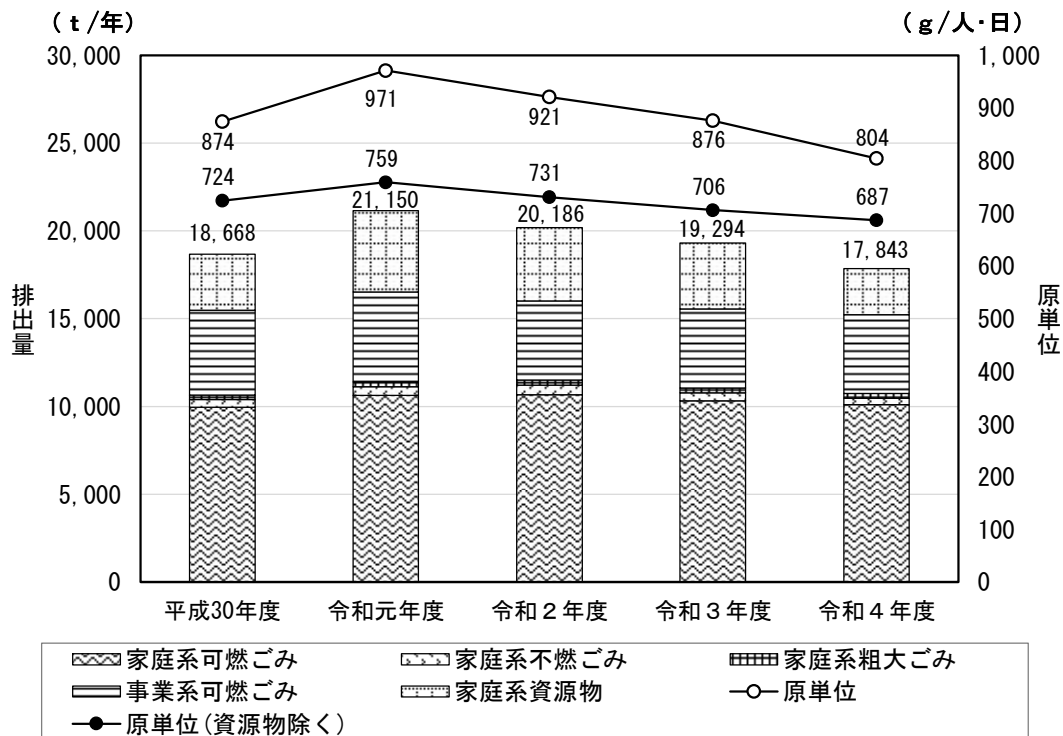


図 4-8 長久手市のごみ排出量の推移

第3項 ごみの性状

本組合では、可燃ごみのごみ質組成分析測定を行っています。年4回行っていたものを令和2年度から年12回実施しています。測定内容は、ごみ組成、単位容積重量、三成分及び低位発熱量です。

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の測定結果は、表4-9、図4-9～図4-12に示すとおりです。

ごみ組成（湿ベース）は、図4-10に示すとおりであり、厨芥類が平成30年度から令和2年度にかけて大きく減少しています。

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）が令和元年に施行され、同年7月に食品リサイクル法の基本方針において食品ロスの削減目標を掲げる等、食品ロスに対する意識を向上したことが、厨芥類の減少の一因と考えられます。

可燃ごみの三成分の推移は、図4-11に示すとおりであり、ごみ組成中の厨芥類の減少に伴い、水分は減少傾向を示しています。

低位発熱量の推移は、図4-12に示すとおりであり、ごみ組成から不燃物類の減少傾向により、低位発熱量が増加傾向を示していることがうかがえます。

表4-9 可燃ごみのごみ質組成分析測定結果

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ組成	紙・布類	%	34.8	36.7	30.9	28.6	37.0
		%	29.0	35.1	30.3	26.3	35.2
	プラスチック・ゴム類	%	28.2	31.1	34.0	35.0	30.0
		%	18.2	22.7	25.2	26.0	22.4
	草木・わら類	%	9.8	11.6	19.5	21.7	21.3
		%	9.6	14.1	24.0	26.1	24.9
	厨芥類	%	23.5	14.1	8.8	9.8	8.0
		%	40.4	22.9	15.7	17.9	14.7
	不燃物類	%	1.2	2.1	4.0	2.8	2.1
		%	0.7	1.1	2.2	1.7	1.3
	その他	%	2.5	4.5	2.8	2.1	1.6
		%	2.1	4.2	2.6	2.0	1.6
単位容積重量		kg/m ³	170	155	174	166	176
三成分	水分	%	54.6	48.3	47.6	45.0	45.2
	灰分	%	3.2	5.5	5.8	5.2	3.8
	可燃分	%	42.2	46.2	46.6	49.9	51.0
低位発熱量		kJ/kg	6,578	7,490	7,581	8,256	8,463

※ごみ組成の上段は乾ベース、下段は湿ベースを示します。

端数処理の関係により、比率の計が100.0%にならない場合があります。

資料：「事業の概要」（尾張東部衛生組合）

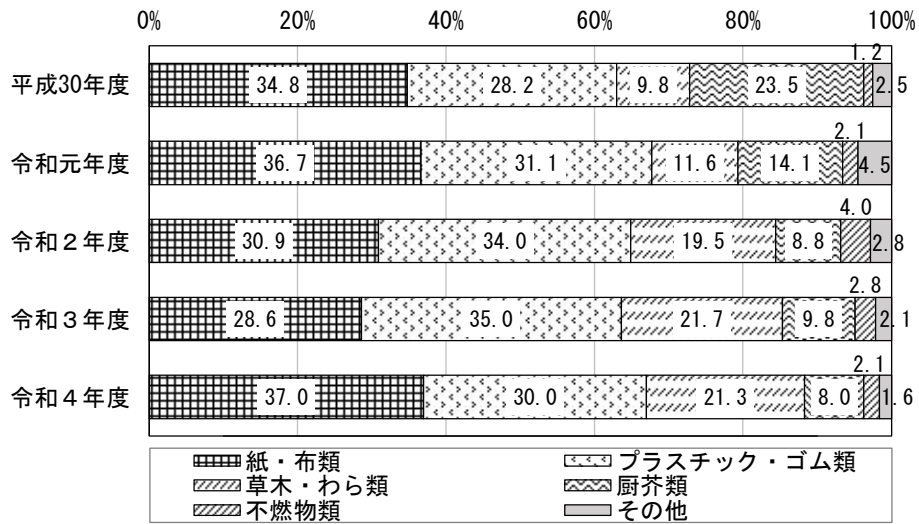


図 4-9 可燃ごみのごみ組成（乾ベース）の推移

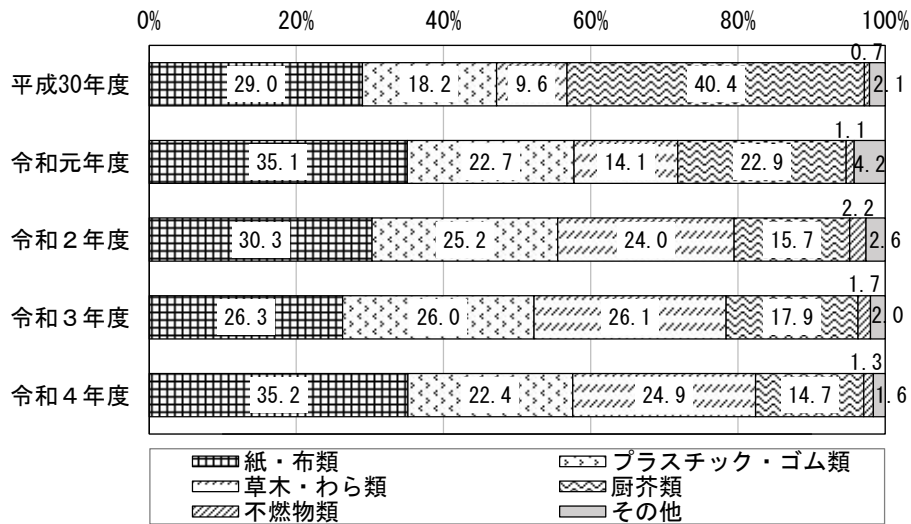


図 4-10 可燃ごみのごみ組成（湿ベース）の推移

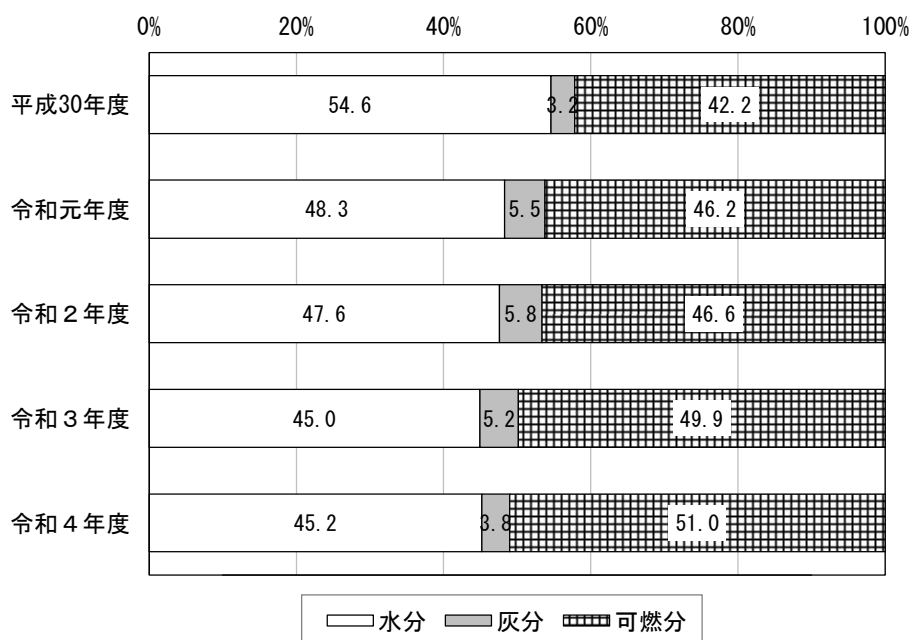


図 4-11 可燃ごみの三成分の推移

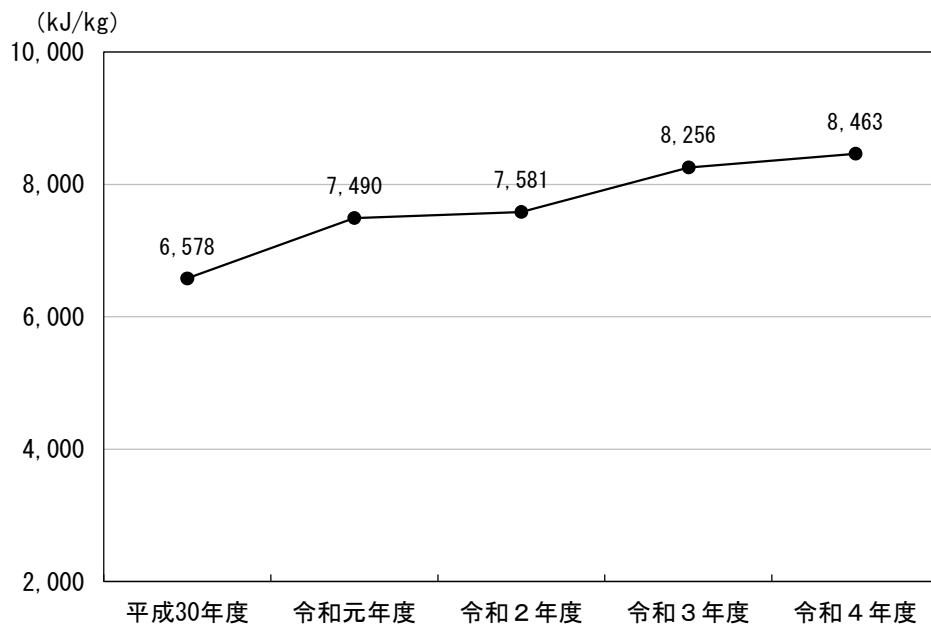


図 4-12 低位発熱量の推移

第4節 中間処理の状況

組合市において排出された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみはすべて、本組合の晴丘センターで焼却・破碎処理を行っています。

第1項 中間処理量

(1) ごみ焼却施設の処理量

過去5年間（平成30年度～令和4年度）のごみ焼却量及び焼却残渣量は、表4-10及び図4-13に示すとおりです。ごみ焼却量は平成30年度から令和元年度にかけて増加し、それ以降は減少傾向を示しています。令和4年度のごみ焼却量は67,123 tとなっています。

表4-10 ごみ焼却量及び焼却残渣量等

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ焼却量	t/年	67,620	71,063	69,445 ^{※1}	68,850 ^{※1}	67,123
可燃ごみ搬入量(地区外搬出含む)	t/年	66,009	69,396	67,765	67,036	65,327
(-)紙類抜き取り量	t/年	39	51	42	45	43
可燃性破碎残渣量	t/年	1,650	1,718	1,722	1,859	1,839
稼働日数	日	358	357	346	340	358
焼却残渣量	t/年	8,467	8,486	8,397 ^{※2}	7,661 ^{※3}	7,670 ^{※4}
灰中金属	t/年	119	106	108	59	82
落じん灰	t/年	—	—	—	—	6

※1 本組合ごみ焼却施設基幹的設備改良工事における地区外処理量も含む。

※2 地区外搬出ごみ369 tの焼却により発生した焼却残渣52 tを含む。

※3 地区外搬出ごみ6,270 tの焼却により発生した焼却残渣875 tを含む。

※4 多治見市搬入不燃ごみ12 tによる多治見市持ち帰り焼却残渣3 tを含む。

(多治見市の破碎処理施設焼失による処理委託)

資料：「事業の概要」（尾張東部衛生組合）

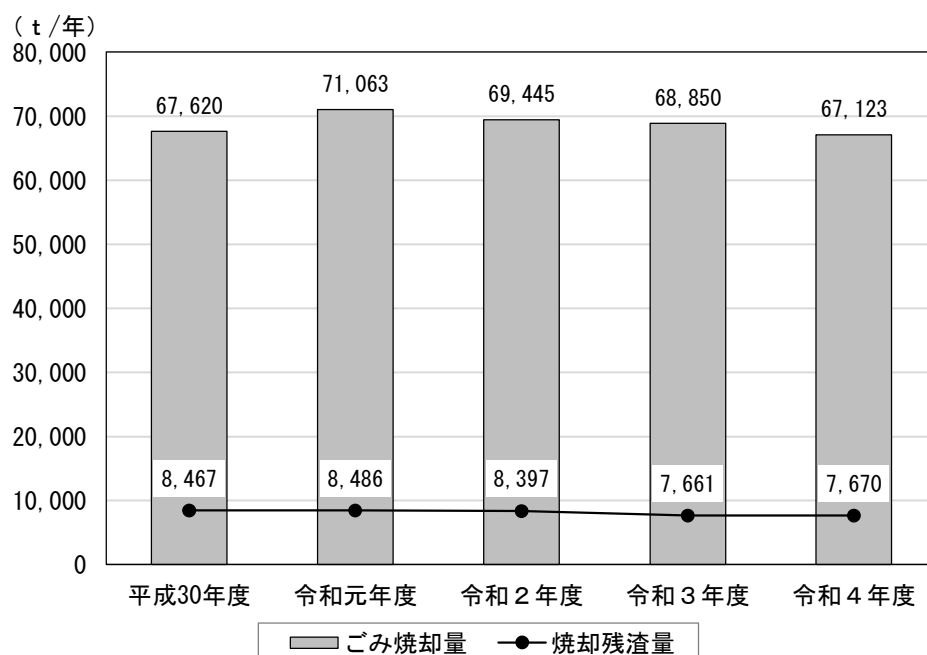


図4-13 ごみ焼却量及び焼却残渣量の推移

(2) 粗大ごみ処理施設の処理量

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の不燃・粗大ごみ搬入量及び処理内訳は、表4-11及び図4-14に示すとおりです。搬入量は平成30年度から令和2年度にかけて増加し、それ以降は減少傾向を示しています。

処理内訳を見ると、令和4年度において、可燃性破碎残渣が1,839t（56.8%）、不燃性破碎残渣が616t（19.0%）、破碎不適物が39t（1.2%）、鉄くず等が653t（20.2%）、アルミが62t（1.9%）、小型家電が28t（0.9%）となっています。

表4-11 不燃・粗大ごみ搬入量及び処理内訳

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
不燃・粗大ごみ搬入量	t/年	3,369	3,514	3,902	3,580	3,237 [※]	
破碎機処理量	t/年	2,457	2,555	2,866	2,325	1,990	
稼働日数	日	98	112	222	207	85	
処理内訳	可燃性破碎残渣	t/年	1,650	1,718	1,722	1,859	1,839
	不燃性破碎残渣	t/年	767	818	929	758	616
	破碎不適物	t/年	29	28	45	30	39
	鉄くず等	t/年	793	835	1,051	833	653
	アルミ	t/年	83	78	109	64	62
	小型家電	t/年	47	37	45	36	28

※ 多治見市搬入不燃ごみ12t含む。（多治見市の破碎処理施設焼失による処理委託）

資料：「事業の概要」（尾張東部衛生組合）

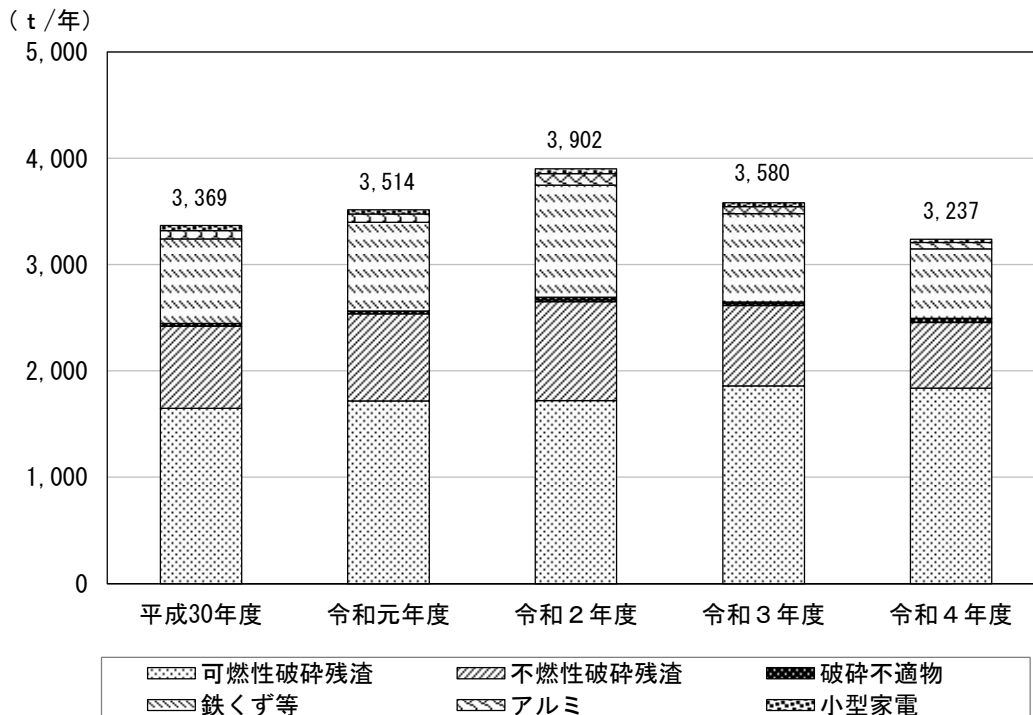


図4-14 粗大ごみ処理施設の処理量（処理内訳）の推移

(3) 中間処理における資源化量

晴丘センターにおける資源化量の推移は、表 4-12 及び図 4-15 に示すとおりです。資源化総量は平成 30 年度から令和 2 年度にかけて増加し、それ以降は減少傾向を示しています。令和 4 年度より、ごみ焼却施設から落じん灰の資源化を開始しました。

表 4-12 晴丘センターにおける資源化量

		(単位：t/年)				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ焼却施設		158	157	150	104	131
	紙類	39	51	42	45	43
	灰中金属	119	106	108	59	82
	落じん灰	—	—	—	—	6
粗大ごみ処理施設		923	950	1,205	933	743
	鉄くず等	793	835	1,051	833	653
	アルミ	83	78	109	64	62
	小型家電	47	37	45	36	28
計		1,081	1,107	1,355	1,037	874

資料：「事業の概要」（尾張東部衛生組合）

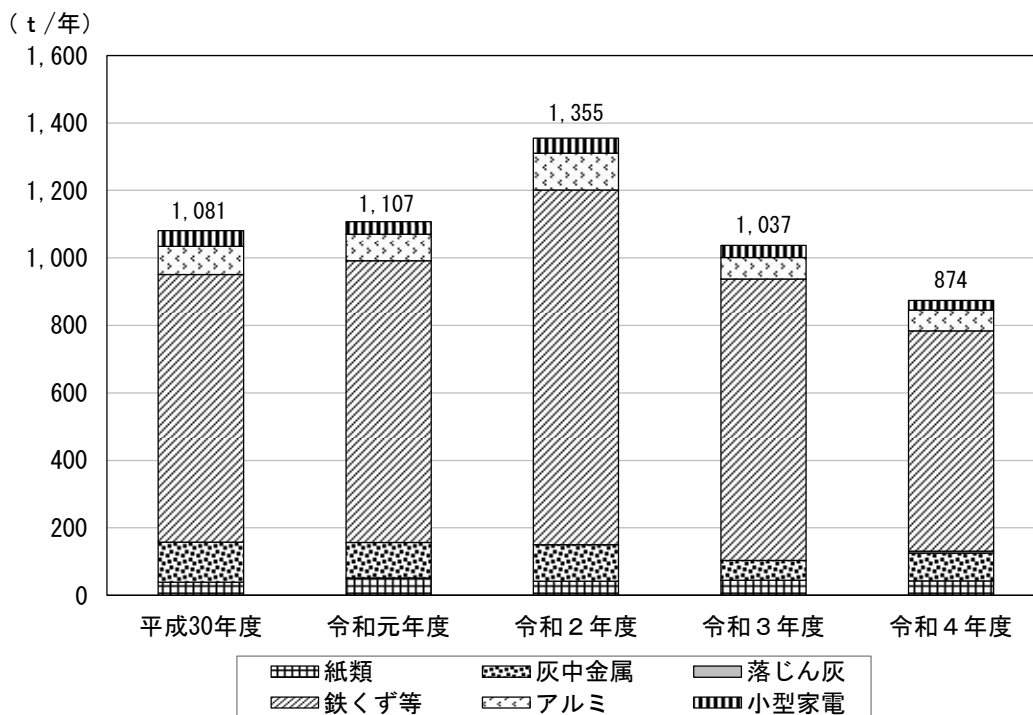


図 4-15 晴丘センターにおける資源化量の推移

(4) 中間処理における残渣量

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の焼却残渣量、不燃性破碎残渣量（破碎不適物含む）及び焼却残渣率*の推移を、図4-16に示します。焼却残渣量は、焼却処理量の減少に伴い、ほぼ減少傾向を示しています。

不燃性破碎残渣量（破碎不適物含む）については、令和2年度に不燃・粗大ごみ搬入量が増加したため、不燃性破碎残渣量（破碎不適物含む）も多くなっています。

※焼却残渣率＝焼却残渣量÷焼却処理量

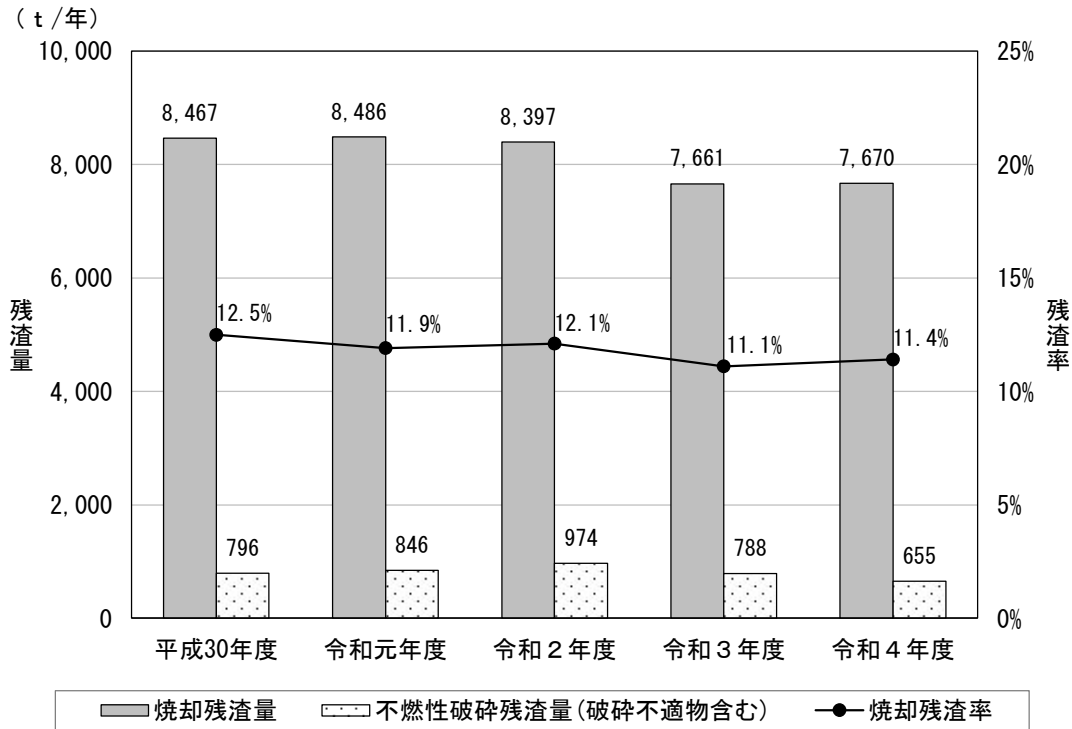
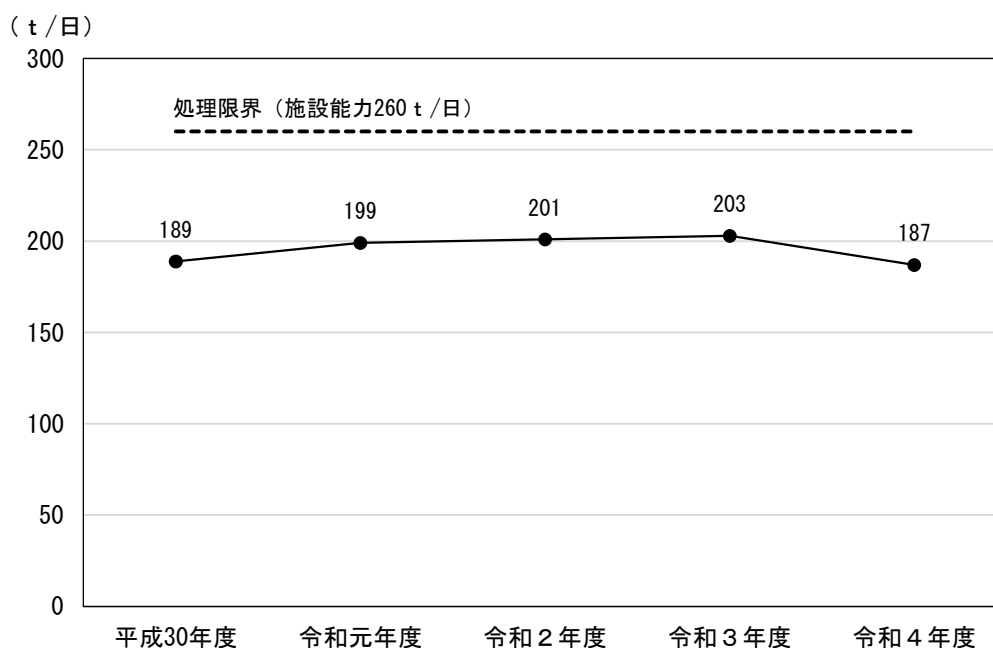


図4-16 残渣量及び焼却残渣率の推移

第2項 ごみ焼却量の評価

1日当たりのごみ焼却量（年間焼却量／年間稼働日数）は、近年ほぼ横ばいを示していましたが、令和4年度にやや減少しています。令和4年度には187 t/日となっています。



※令和2年度、令和3年度の焼却処理地区外搬出分も含めて算出しています。

図 4-17 晴丘センター1日当たりごみ焼却量の推移

第3項 ごみ焼却による発電事業

晴丘センターではごみ焼却熱を利用した発電をされており、発電した電気は晴丘センターの所内電力として使用し、余剰分の電力は民間電気事業者へ売却しています。

電気使用量は、焼却処理量の減少や施設内の省電力化の取り組みにより減少しています。そのため売電電力量は増加しています。

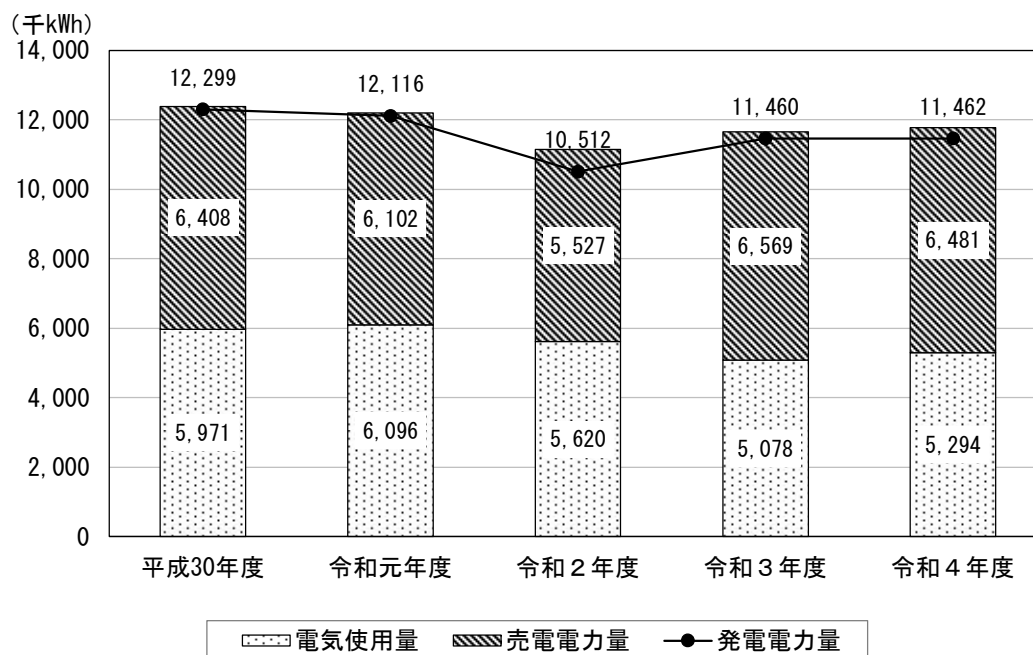


図 4-18 晴丘センターにおける発電量の推移

第5節 最終処分の状況

本組合からの埋立対象物は、焼却残渣、不燃性破碎残渣及び破碎不適物です。

焼却残渣は、北丘最終処分場で埋立処分し、一部はA S E Cでの埋立処分を行っています。

不燃性破碎残渣及び破碎不適物は、北丘最終処分場で埋立処分を行っています。

第1項 最終処分量（全体）の実績

最終処分量（全体）は、表4-13及び図4-19に示すとおりです。総埋立量は平成30年度から令和2年度にかけて増加し、それ以降は減少傾向を示しています。

表4-13 最終処分量（全体）の実績

	(単位：t/年)				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
埋立量合計	9,263	9,332	9,371	8,449	8,325 [※]
焼却残渣埋立量	8,467	8,486	8,397	7,661	7,670
北丘最終処分場搬出量	2,569	2,569	2,945	3,437	2,187
A S E C搬出量	5,898	5,917	5,452	4,224	5,480
その他最終処分場	—	—	—	—	3
不燃性破碎残渣埋立量	767	818	929	758	616
破碎不適物埋立量	29	28	45	30	39

※ 多治見市搬入不燃ごみ12tによる多治見市持ち帰り焼却残渣3t含む。
(多治見市の破碎処理施設焼失による処理委託)

資料：「事業の概要」（尾張東部衛生組合）

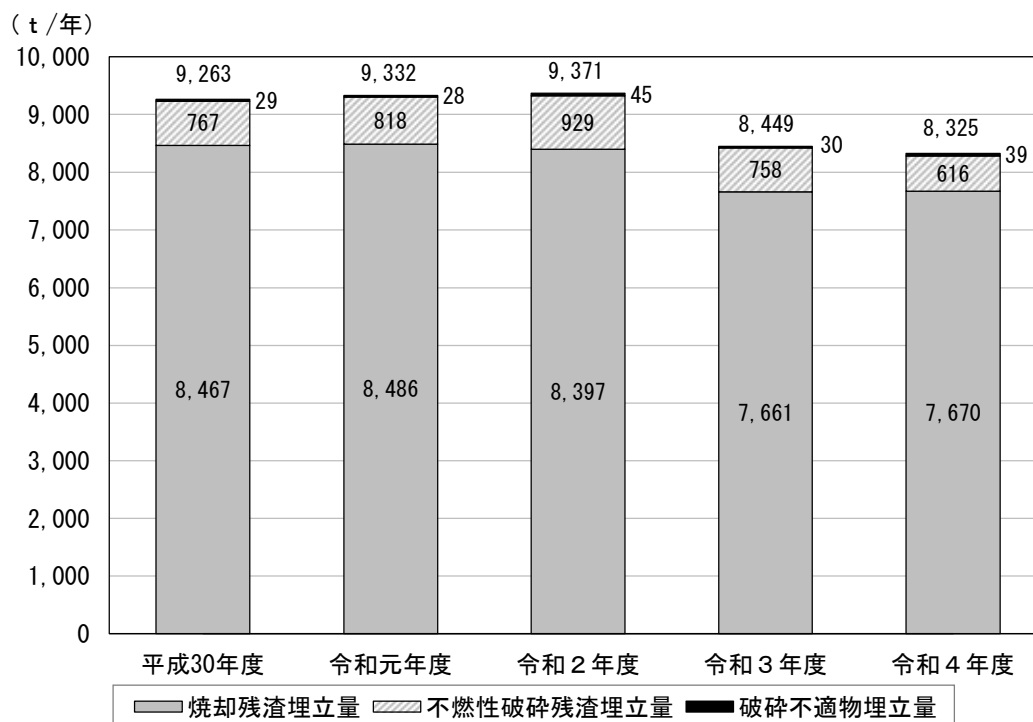


図4-19 最終処分量の推移（全体）

第2項 北丘最終処分場の実績

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の北丘最終処分場への最終処分量の実績は、表4-14及び図4-20に示すとおりです。

最終処分量(重量)は、平成30年度から令和3年度にかけて増加傾向を示していましたが、令和4年度に減少に転じています。

表4-14 最終処分量の実績（北丘最終処分場）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
埋立量合計	t/年	3,365	3,415	3,919	4,225	2,842
焼却残渣埋立量	t/年	2,569	2,569	2,945	3,437	2,187
不燃性破碎残渣埋立量	t/年	767	818	929	758	616
破碎不適物埋立量	t/年	29	28	45	30	39
埋立量累計	m ³	65,066	69,370	70,787*	75,498	80,880
残余容量	m ³	134,934	130,630	129,213*	124,502	119,120

※ 測定結果による。

資料：「事業の概要」（尾張東部衛生組合）

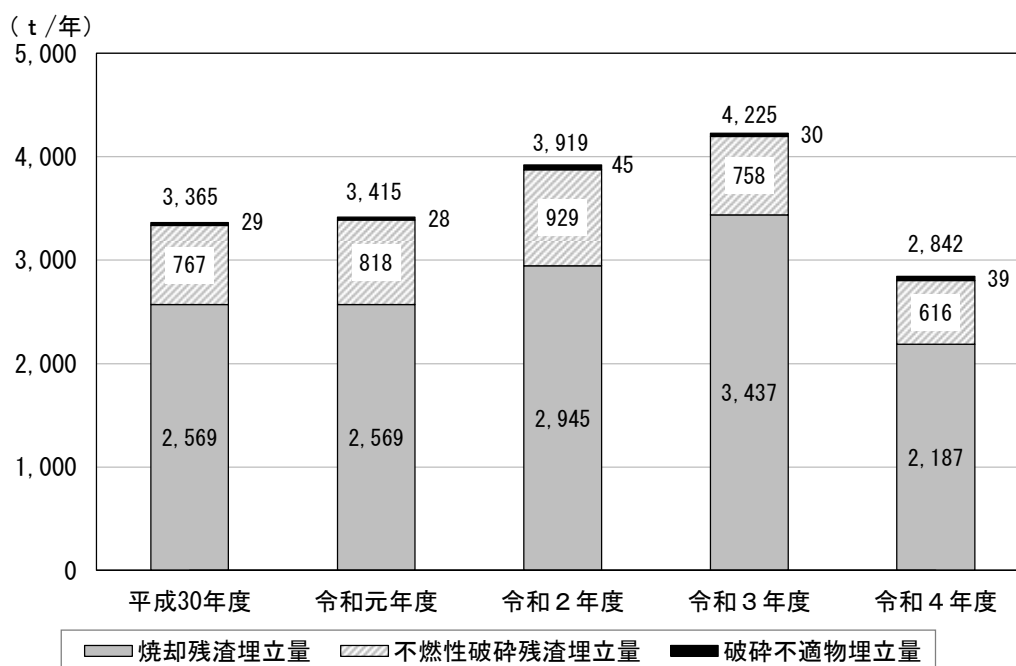


図4-20 最終処分量の推移（北丘最終処分場）

第3項 ASECへの搬入状況

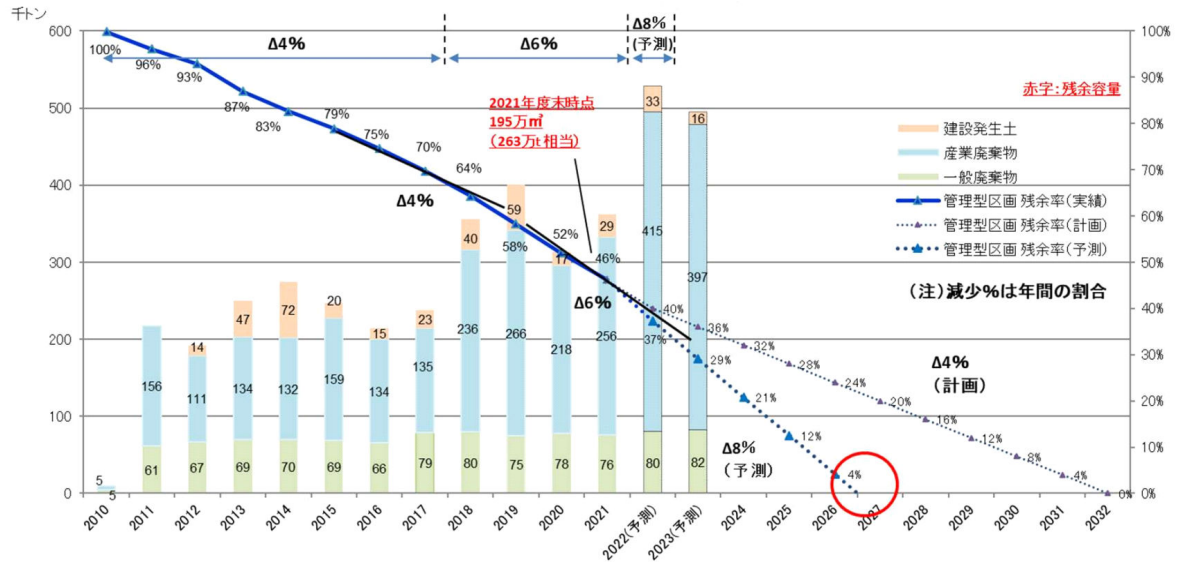
ASECへの搬入実績は、表4-15に示すとおりです。令和3年度に減少しましたが、令和4年度は令和2年度と同等の5,480 t/年となっています。

表4-15 ASECへの搬入実績

		(単位：t/年)				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ASECへの搬入量		5,898	5,917	5,452	4,224	5,480

トピックス ASECの状況

令和4年度の年間搬入量は約52万トンと大幅に増加すると見込まれており、この状況が続くと予定より早く埋立が終了してしまうことが懸念されることから、キャップ（事業者別の搬入量上限目標）の設定やこれを超過した場合の料金設定など、当処分場を長期かつ安定的に活用する上での対応策を検討しています。

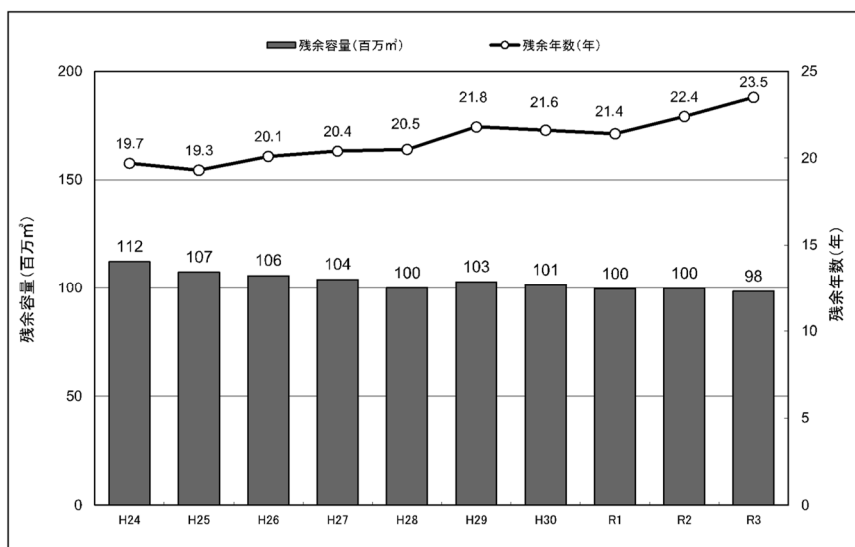


出典：～衣浦港3号地処分場を長期・安定的に活用するために～ 皆様のご理解とご協力をお願い
 図4-21 衣浦港3号地廃棄物最終処分場（管理型区画）搬入量及び残余量の推移

トピックス 日本における最終処分場の現状

日本の最終処分場の利用状況は年々逼迫しています。環境省の発表によると、最終処分場は全国平均であると20年ほどで寿命を迎えるとされています。

また、国土の狭い日本では用地の確保が難しい状況となっています。



出典：「一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和3年度）について」（環境省）
 図4-22 一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数の推移

第6節 ごみ処理経費の状況

過去5年間（平成30年度～令和4年度）のごみ処理経費は、表4-16に示すとおりです。

ごみ処理経費（建設経費除く）、1 t 当たりのごみ処理経費及び1人当たりのごみ処理経費ともに、減少傾向を示していましたが、令和4年度に増加に転じています。

表4-16 ごみ処理経費の実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
a. 一般会計歳出総決算額	千円	1,372,948	1,620,795	2,810,617	4,620,262	1,650,569
b. ごみ処理経費* (aの内)	千円	1,066,187	1,028,722	1,006,215	965,981	1,199,463
c. ごみ処理負担金(一般経費負担金)	千円	620,842	550,437	543,006	490,073	631,329
d. ごみ処理量	t	69,378	72,910	71,667	70,616	68,552
e. 人口	人	271,175	272,350	273,000	273,310	273,154
f. 1 t 当たりのごみ処理経費	円/t	15,368	14,109	14,040	13,679	17,497
g. 1人当たりのごみ処理経費	円/人	2,289	2,021	1,989	1,793	2,311

※建設経費除く。

資料：「事業の概要」（尾張東部衛生組合）

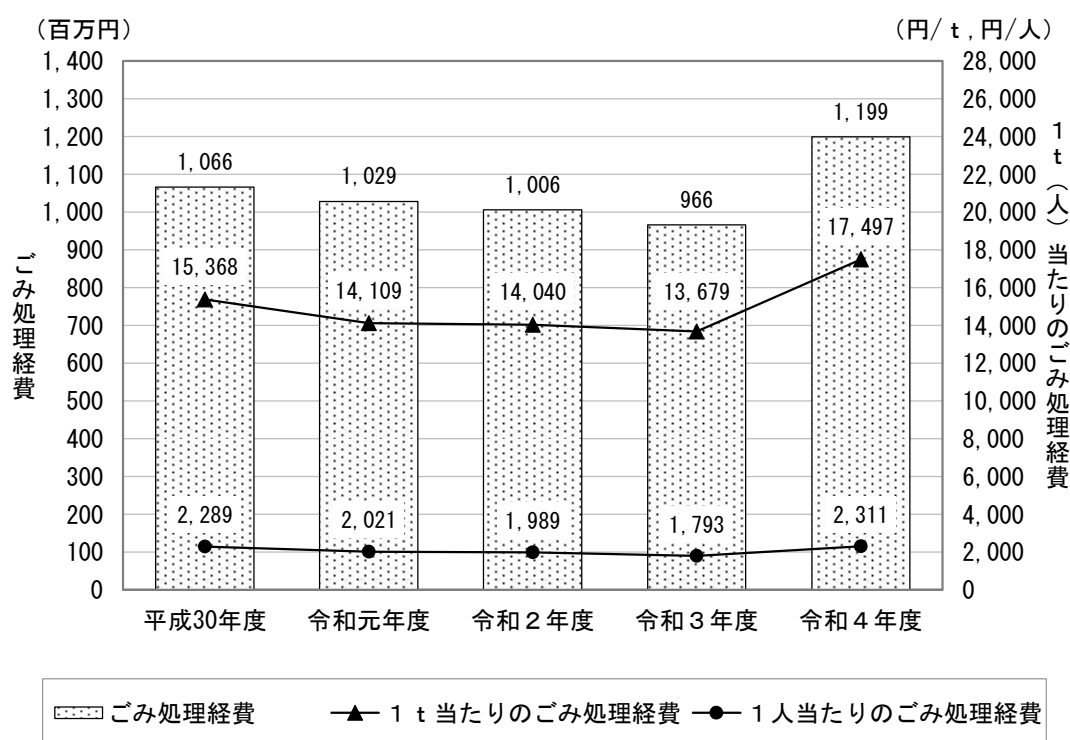


図4-23 ごみ処理経費の経年変化

第7節 ごみ処理の評価

第1項 ごみ処理システムの評価

(1) ごみ処理システムとは

廃棄物処理の状況の評価するために、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成 25 年 4 月改訂 環境省）の考え方にに基づき、組合市のごみ処理状況について類似市町村との比較を行います。

類似市町村は、都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村であり、類似市町村の抽出は総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型（平成 17 年 6 月 22 日付総務省自治財政局長通知総務第 106 号「団体間で比較可能な財政情報の開示について」）に準拠しています。

都市類型は、表 4-17 に示すとおりであり、瀬戸市は『都市Ⅲ-2』、尾張旭市は『都市Ⅱ-3』、長久手市は『都市Ⅱ-3』に該当します。

表 4-17 組合市の都市類型の概要

自治体	瀬戸市	尾張旭市	長久手市
都市形態	都市	都市	都市
人口区分	【Ⅲ】100,000人以上 ～150,000人未満	【Ⅱ】50,000人以上 ～100,000人未満	【Ⅱ】50,000人以上 ～100,000人未満
産業構造	【2】第2次・第3次 産業人口比95%以上、 第3次産業人口65%未満	【3】第2次・第3次 産業人口比95%以上、 第3次産業人口65%以上	【3】第2次・第3次 産業人口比95%以上、 第3次産業人口65%以上

資料：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成 25 年 4 月改訂 環境省）

(2) 評価の総評

組合市のごみ処理システム評価を図4-24～図4-26に示します（システム評価支援ツールを利用）。組合市ともに類似都市に対し、ほぼ同じレベルを示しています。

1. 「人口一人一日当たりごみ総排出量」は、組合市ともに類似市町村平均とほぼ同等の値を示しています。
2. 「廃棄物からの資源回収率」は、瀬戸市及び長久手市は類似市町村平均より劣っていますが、尾張旭市は類似市町村平均より優れています。
3. 「廃棄物のうち最終処分される割合」は、組合市ともに類似市町村平均より劣っています。
4. 「人口一人当たり年間処理経費」は、組合市ともに類似市町村平均より優れています。
5. 「最終処分減量に要する費用※」についても、組合市ともに類似市町村平均より優れています。

※「最終処分減量に要する費用」は、最終処分までの処分量を減量するための処理に要した費用（収集運搬、中間処理に要した費用）を意味します。

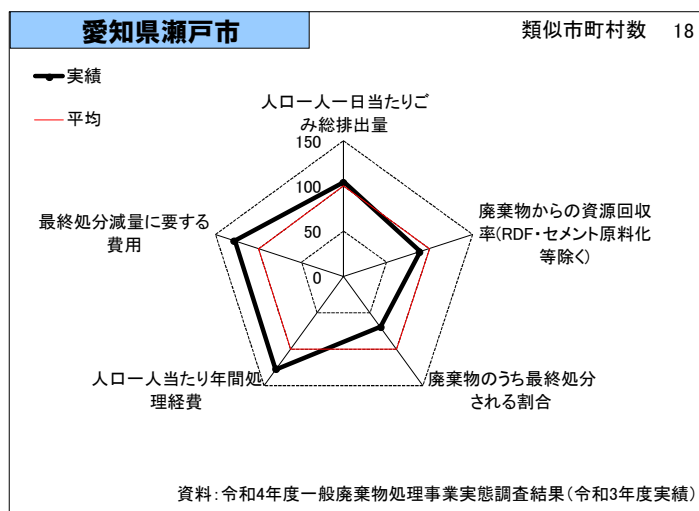


図4-24 瀬戸市の類似市町村との比較

表4-18 瀬戸市の類似市町村との比較

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.867	0.155	0.079	11,129	36,581
最大	1.059	0.299	0.132	16,331	58,104
最小	0.672	0.089	0.012	8,017	22,559
標準偏差	0.093	0.051	0.037	2,326	8,533
当該市町村実績	0.832	0.137	0.103	8,017	26,334
指数値	104.0	88.4	69.6	128.0	128.0

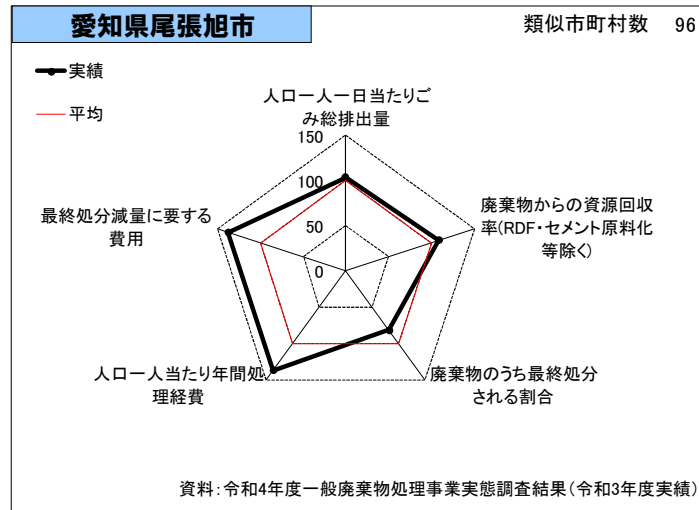


図 4-25 尾張旭市の類似市町村との比較

表 4-19 尾張旭市の類似市町村との比較

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.866	0.183	0.082	13,543	43,983
最大	1.364	0.466	0.714	27,717	87,935
最小	0.661	0.041	0	7,955	18,700
標準偏差	0.128	0.074	0.085	3,262	11,679
当該市町村実績	0.833	0.199	0.097	8,518	27,658
指数値	103.8	108.7	81.7	137.1	137.1

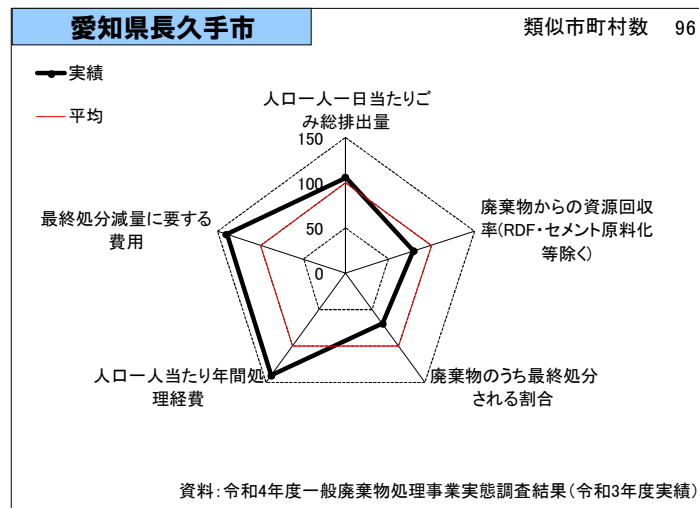


図 4-26 長久手市の類似市町村との比較

表 4-20 長久手市の類似市町村との比較

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.866	0.183	0.082	13,543	43,983
最大	1.364	0.466	0.714	27,717	87,935
最小	0.661	0.041	0	7,955	18,700
標準偏差	0.128	0.074	0.085	3,262	11,679
当該市町村実績	0.815	0.145	0.107	8,036	26,672
指数値	105.9	79.2	69.5	140.7	139.4

第2項 前基本計画の達成状況

(1) 目標値の達成状況

前基本計画の目標値の達成状況は、表 4-21 に示すとおりです。

最終処分量の目標値 8,391 t/年に対し、令和 4 年度は 8,325 t/年であり、目標を達成しています。最終処分場残余率は、令和 4 年度時点で目標を超過しています。

また、モニタリング指標の達成状況は、表 4-22 に示すとおりです。実績値でみると、ごみ排出量(資源物・集団回収除く)は 70 g/人・日、家庭系ごみ量(資源物・集団回収除く)は 17 g/人・日、事業系は 5,174 t/年の削減が必要です。

表 4-21 前基本計画目標値の達成状況

	目標値	実績値	評価
	令和 5 年度	令和 4 年度	
最終処分量 (地区外搬出を含む)	8,391 t/年	8,325 t/年 [※]	○
北丘最終処分場残余率	61%	59.6%	×

※ 多治見市搬入不燃ごみ12 t による多治見市持ち帰り焼却残渣 3 t 含む。

表 4-22 前基本計画モニタリング指標の達成状況

	目標値	実績値 ^{※1}	評価	実績値(参考) ^{※2}
	令和 5 年度	令和 4 年度		令和 4 年度
ごみ排出量 (資源物・集団回収除く)	619 g/人・日	689 g/人・日	×	689 g/人・日
家庭系ごみ量 (資源物・集団回収除く)	472 g/人・日	489 g/人・日	×	534 g/人・日
事業系ごみ量	14,712 t/年	19,886 t/年	×	15,475 t/年

※1 実績値は前基本計画と同様に、可燃ごみの一般持込、不燃ごみ及び粗大ごみの許可業者・一般持込を事業系とした場合の数値を示します。

※2 実績値(参考)は本計画での数値を示します。

(2) 最終処分場残余率の達成状況

令和4年度末における北丘最終処分場の累積埋立量は80,880m³(P.45表4-14参照)で、残余率は59.6%です。前基本計画の目標である「令和5年度末で残余率61%」より多く埋め立てています。

なお、A S E C等の地区外搬出を行わなかった場合の令和4年度末における累積埋立量は127,816m³、残余率は36.1%と見込まれ、地区外搬出により最終処分場残余率との差は23.5ポイントとなります。

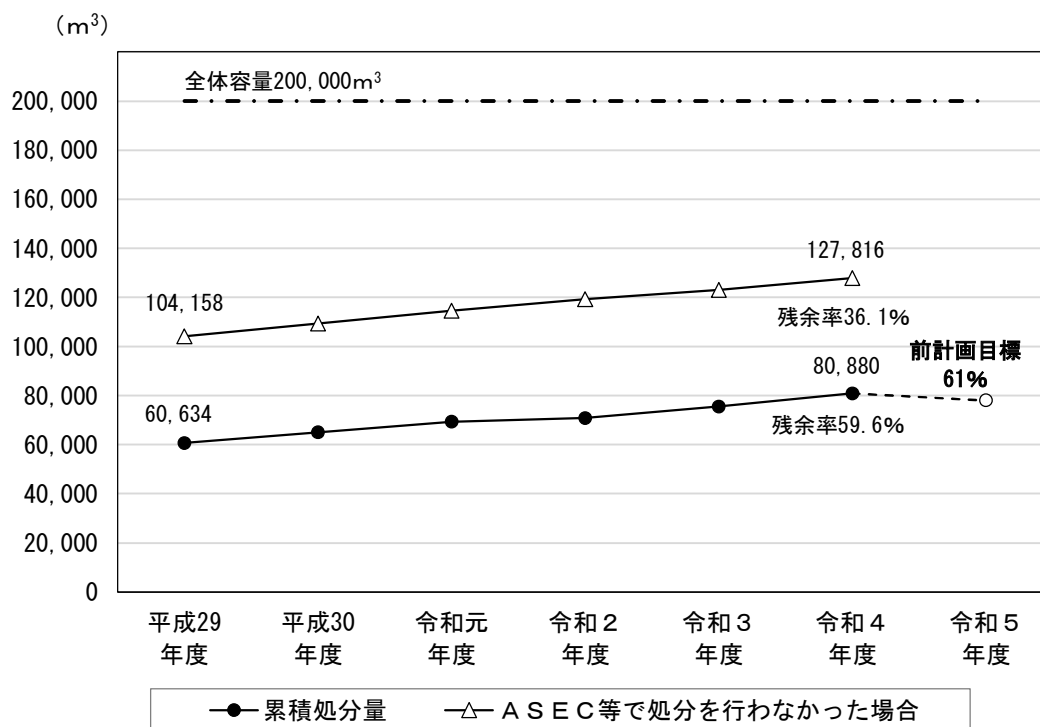


図4-27 累積処分量の推移と地区外搬出による効果

(3) 施策等の進捗状況

前基本計画で定めたごみ減量と適正処理の推進のための施策の推進状況は、以下のとおりです。

施策No.4、No.9、No.13は完了しましたが、その他の施策は本計画の期間中も継続して実施します。

●基本方針1：循環型社会の形成推進

基本施策1-①：発生抑制・資源化促進のための働きかけ

組合市の行う発生抑制・資源化の取り組みが、中間処理・最終処分までを含めた適切な形で検討できるような情報提供等の働きかけを行ってきました。

具体的な内容	実施期間		進捗状況	評価
	平成26年度～平成30年度	令和元年度～令和5年度		
[No.1] 中間処理・最終処分状況の構成市への情報提供 年3回の推進会議に加え、実務担当者会議等を開催し、構成市への情報提供の場を増やすことで更なる連携を図ることを検討していく。	推進会議年3回	推進会議年3回 実務担当者会議等	・令和元年度以降、組合市への情報提供の場として年3回の推進会議を開催。 ・令和元年度以降（令和3年度を除き）、年2～3回の実務担当者会議を開催。	○
[No.2] 構成市の市民同士の情報交換会等の開催 計画後半期では、より一層のごみ減量・資源化及び適正分別の徹底を目標として、構成市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に向けた情報提供や指導を実施することを検討していく。	年1回		・令和元年度以降、組合市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に向けた情報連絡会を年1回実施。	○

基本施策1-②：新たな資源回収システムの検討

民間資源化施設と連携した剪定木の資源化に加え新たな資源回収システムを推進してきました。

具体的な内容	実施期間		進捗状況	評価
	平成26年度～平成30年度	令和元年度～令和5年度		
[No.3] 構成市との協働により剪定木の排出者に対し民間資源化施設の活用を促進 今後も、窓口や電話対応時等に、民間資源化施設の利用案内を積極的に実施し、剪定木等の資源化の促進に寄与していく。	通年		・剪定木の搬入量について調査し、実態を把握。 ・窓口や電話での対応時には、民間資源化施設の情報提供を継続して実施中。	○
[No.4] 搬入された剪定木及び木製家具の資源化検討		完了	・平成28年度に資源化不採用判断。	◎
[No.5] 焼却灰の資源化の検討（エコセメント化等） 前半期期間に焼却灰の資源化の手法を検討し、一定の結論を得たことを受け、計画後半期では、落じん灰からの有用金属の回収に着目し、具体的な運用方法や費用対効果について検討していく。	随時		・令和4年度は、落じん灰コンベアの改修を実施。落じん灰の試験的な搬出を実施。 ・令和5年度は、令和4年度の落じん灰の試験的な搬出を踏まえ本格的な事業実施。	○

評価として以下のように判断しました。

◎：完了、○：実施

基本施策 1-③：最適なごみ処理のあり方等の調査研究・検討

中間処理施設更新を見据えた長期的視野に立脚し、前基本計画に引き続き、最適なごみ処理のあり方や処理技術・資源化技術について調査研究と検討を行ってきました。

具体的な内容	実施期間		進捗状況	評価
	平成26年度 ～平成30年度	令和元年度 ～令和5年度		
<p>[No.6] 最適なごみ処理のあり方や処理技術・資源化技術についての基礎調査（生ごみのバイオガス化等の検討・プラスチックごみの処理のあり方の検討等）</p> <p>中間処理施設更新を見据えた長期的視野に立脚し、計画前半期に引き続き、最適なごみ処理のあり方や処理技術・資源化技術について調査研究と検討を行う。</p>	→		<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に報告書（プラスチックごみの処理のあり方、生ごみの資源化）を作成済み。 令和5年度にプラスチック製品の資源循環推進の検討。 	○
<p>[No.7] ごみ処理広域化の検討</p> <p>愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づき、瀬戸市、尾張旭市、長久手市、日進市、みよし市、東郷町、尾三衛生組合及び本組合で構成する尾張東部・尾三地域広域化ブロック協議会において、今後も継続して検討を進めていく。</p>	→		<ul style="list-style-type: none"> 広域化ブロック協議会幹事会に出席し、組合市とともに広域化について検討中。 	○

基本施策 1-④：高効率なエネルギー回収の実施

ごみ焼却施設の維持管理における省エネルギーを推進し、ごみ発電の安定的な実施と売電収入の確保を行ってきました。また、基幹的設備改良事業[※]は、平成30年度に改良事業の仕様が決定したことにより、具体的な取り組みは完了しました。

※基幹的設備改良事業とは、施設の延命化を図る際に障壁となる、ボイラー水管をはじめとする大規模設備の改修を行うもの。

通常の維持管理に比べ多額の費用と長期にわたる工事期間が必要となる。

具体的な内容	実施期間		進捗状況	評価
	平成26年度 ～平成30年度	令和元年度 ～令和5年度		
<p>[No.8] 施設の省エネルギー化</p> <p>焼却施設の維持管理における省エネルギーを推進し、ごみ発電の安定的な実施と売電収入の確保を継続していく。</p>	→		<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度以降、施設照明を省電力（LED）仕様へ順次変更。 	○
<p>[No.9] 基幹的設備改良事業における施設の高効率化の検討</p> <p>改良事業の仕様が決定したことを受け、具体的な取り組みは完了</p>	→	完了	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に改良事業の仕様が決定したため、検討を完了。 	◎

●基本方針 2：適正な中間処理及び最終処分の推進

基本施策 2-①：適正な中間処理の推進

適正な中間処理を推進するための施策について計画後半期も継続してごみ焼却施設の適正管理を行い、安定したごみ処理を推進してきました。

具体的な内容	実施期間		進捗状況	評価
	平成26年度 ～平成30年度	令和元年度 ～令和5年度		
<p>[No.10] 法令遵守の維持管理の実施と環境調査結果の公表</p> <p>適正な中間処理を推進するための施策について、計画後半期も継続して焼却施設の適正管理を行い、安定したごみ処理を推進していく。 各種法令に基づく環境調査の実施と結果の公表は継続していく。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 焼却施設の適正な維持管理を実施するとともに、各種法令に基づいた環境調査を実施。 調査結果について毎年度公表。 	○
<p>[No.11] 事業系不適物混入に対するごみ搬入検査の実施</p> <p>事業系不適物の搬入対策については、「ごみ搬入検査」及び「監視機能強化」の取り組みを実施しているものの、飛躍的な改善が見られていないことから、計画後半期においても「監視機能強化の検討」を継続して行い、事業系不適物が搬入されない体制作りを目指す。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、事業系ごみの搬入時における不適物混入の検査を実施（令和2年度：23車、令和3年度：13車、令和4年度：31車、令和5年度：30車以上）。 	○
<p>[No.12] 事業系不適物混入に対する監視機能強化の検討</p> <p>同上</p>			<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度以降、監視中映像を録画していることを周知。 令和2年度は、計量棟2台、受付に1台、計3台監視カメラ設置。 令和4年度は、搬入不適物の実例展示と啓蒙ポスター掲示を実施。 令和5年度は、監視機能による啓蒙活動の強化。 	○
<p>[No.13] 基幹的設備改良事業に関連する計画の策定と実施</p>			<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に施工監理業務委託を完了。 	◎
<p>[No.14] 中間処理施設更新の調査・検討</p>			<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は、事務作業部会に参画し広域化計画の仕様書等を協議・作成。単独更新も含め、敷地条件等を並行して簡易検証を実施。 令和2年度は、配置計画策定業務委託契約締結。組合市副市長会議において中間報告。 令和3年度は、工程表（案）を作成。 令和4年度は、各種データ収集・分析。検討委員会開催（10/21）。 令和5年度は、ごみ処理施設整備基本構想の策定。 	○

基本施策 2-②：適正な最終処分の実施

埋立物の飛散防止や浸出水の高度処理等、最終処分場の適正管理を継続し、環境対策を実施しています。運営にあたっては、効率的な運営手法を検討するとともに、最終処分場周辺において環境調査を実施し、結果を公表しています。

具体的な内容	実施期間		進捗状況	評価
	平成26年度 ～平成30年度	令和元年度 ～令和5年度		
[No.15] 法令遵守の維持管理の実施と環境調査結果の公表 計画後半期も継続して実施し、最終処分場の適正管理を行うとともに、埋立物の飛散防止や浸出水の高度処理等の環境対策を推進していく。また、最終処分場周辺の環境調査の実施及び結果の公表を継続していく。			<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場や焼却施設を適正に維持管理。 各種法令に基づき環境調査を実施し、毎年度、調査結果を公表。 	○
[No.16] 費用対効果の検証に基づくASEC等の活用による最終処分場の延命化 運営にあたっては、効率的な運営手法の検討を行う。			<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、外部の施設での処理量を、本組合の最終処分場で処理したと仮定した場合の費用等を推計し、費用対効果について検証。 	○

基本施策 2-③：災害時に備えたごみ処理体制の検討

南海トラフ地震などの広域的な災害の際の一般廃棄物処理業務の業務継続計画について、検討を行いました。本組合の事業継続計画（BCP）は、各組合市の災害廃棄物処理計画を受けて、令和元年度以降に作成します。

具体的な内容	実施期間		進捗状況	評価
	平成26年度 ～平成30年度	令和元年度 ～令和5年度		
[No.17] 事業継続計画（BCP）の作成 南海トラフ地震などの広域的な災害の際の一般廃棄物処理業務の業務継続計画について検討する。本組合の事業継続計画は、各構成市の災害廃棄物処理計画を受けて、令和元年度以降に作成する予定である。 計画をより実践的なものとするため、本施策は計画後半期も継続し、本組合職員を対象とした教育訓練の実施などを検討する。			<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度～令和2年度：計画作成。 令和3年度～令和5年度：愛知県災害廃棄物処理研修に参加。 令和4年度～令和5年度：緊急遮断訓練等を実施。 	○

基本施策 2-④：適正処理困難物への対応の検討

搬入量が多くなっているスプリングマットレスについて、受入れ基準を見直し、前処理の強化を検討していきます。

具体的な内容	実施期間		進捗状況	評価
	平成26年度 ～平成30年度	令和元年度 ～令和5年度		
[No.18] 受入れ基準の見直しと処理委託の検討 計画前半期では、本組合で受入れを行っていない適正処理困難物（コンクリートブロック・タイル・レンガ等）について、受入れ基準を見直し、本組合での処理を開始した。 計画後半期では、リチウムイオン電池や水銀含有廃製品（水銀体温計、水銀使用血圧計、蛍光灯など）が、本組合に持ち込まれないような仕組みづくりについて、構成市との協議を進めていけるよう取り組んでいく。			<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は、水銀含有廃製品の搬入量を集計。 令和3年度は、委託事業者による前処理の強化を実施。 令和5年度は、小型充電式電池の分解・分別作業の委託を開始。 	○

●基本方針3：市民・事業者がごみに関心をもち行動するための働きかけ

基本施策3-①：環境教育・環境学習に対する支援

ごみ減量や分別に対する理解を深めるため、小学生や組合市市民を対象とした施設見学の受入れやごみ関連環境教育イベントへの参加等、ごみ処理施設の視点からごみの諸問題に対する啓発活動を実施してきました。

ただし、新型コロナウイルス感染症感染防止等、やむを得ない事情により、社会見学やイベント等を中止しました。

具体的な内容	実施期間		進捗状況	評価
	平成26年度～平成30年度	令和元年度～令和5年度		
<p>[No.19] 社会見学の受入れと施設見学案内の充実</p> <p>ごみ減量や分別に対する理解を深めるため、小学生や構成市市民を対象とした施設見学の受入れやごみ関連環境教育イベントへの参加等、ごみ処理施設の視点からごみの諸問題に対する啓発活動を今後も継続する。</p> <p>一方、計画後半期期間内である令和2、令和3年度には、基幹的設備改良事業を実施するため、施設見学の受入れが難しくなることが見込まれることから、施設見学に代わる啓発方法を検討・準備していく。</p>	通年	新たな啓発の検討	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度～令和4年度：施設見学の際のマニュアルを見直し。 社会見学(組合市の小学4年生全て及び希望する市民等)の受入れを継続(令和元年度受入れ実績：2,765人、令和4年度受入れ実績：2,035人)。 令和2年度：新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、社会見学の受入れ中止。 令和3年度：延命化工事に伴い、受入れ中止。 令和5年度：社会見学再開。 	○
<p>[No.20] ごみ関連環境教育イベント等の開催</p> <p>同上</p>	随時		<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度：ながくて市民まつりへの参加(11/10)。 令和2年度～令和4年度：新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、環境イベントへの参加は見送り。 令和5年度：組合市のごみ関連の環境イベントに参加した。 	○

基本施策3-②：ごみ処理に関する情報の発信

ホームページ等を活用し、ごみの現状やごみ処理に関する情報を広く発信しています。

具体的な内容	実施期間		進捗状況	評価
	平成26年度～平成30年度	令和元年度～令和5年度		
<p>[No.21] ホームページを活用したごみ搬入量や進行管理のためのモニタリング指標等の情報発信</p> <p>ホームページ等を活用し、ごみの現状やごみ処理に関する情報を広く発信しており、計画後半期でも継続して実施していく。</p>	通年		<ul style="list-style-type: none"> ホームページでモニタリング指標等について情報発信を継続実施。 	○

第3項 国及び県目標値の達成状況

国や県の目標値を整理すると、表 4-23 に示すとおりです。目標値と令和 4 年度実績との比較を以下に示します。

- ・「ごみ排出量」は、県の目標は達成していますが、国の目標②に対し約 3,800 t の削減が必要です。
- ・「1 人 1 日当たりのごみ排出量」は、国の目標①を達成しています。
- ・「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源等除く）」は、国の目標①②に対し約 50 g / 人・日の削減、県の目標に対し約 10 g / 人・日の削減が必要です。
- ・「再生利用率」は、国の目標②に対し約 10 ポイント、県の目標に対し約 5 ポイントの拡大が必要です。
- ・「最終処分量」は、県の目標は達成していますが、国の目標②に対し約 1,280 t の削減が必要です。

表 4-23 国や県の目標値

	循環型社会形成 推進基本計画 (国の目標①)	廃棄物処理法に 基づく基本方針 (国の目標②)	愛知県廃棄物 処理計画 (県の目標)	実績値 ^{※2}	実績値(参考) ^{※3}
目標年度	令和 7 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 4 年度	令和 4 年度
ごみ排出量		平成24年度に対 し、約16%削減 (77,948 t / 年)	令和元年度に対 し、約 6 %削減 (83,459 t / 年)	81,716 t / 年	81,716 t / 年
1 人 1 日当たり のごみ排出量	約850 g / 人・日			822 g / 人・日	822 g / 人・日
1 人 1 日当たり の家庭系ごみ排出 量(資源等除く)	約440 g / 人・日	440 g / 人・日	480 g / 人・日	489 g / 人・日	534 g / 人・日
再生利用率		約28% ^{※1}	約23%	18.5%	18.5%
最終処分量		平成24年度に対 し、約31%削減 (7,050 t / 年)	令和元年度に対 し、約 4 %削減 (8,959 t / 年)	8,325 ^{※4} t / 年	8,325 ^{※4} t / 年

() 内数値は、本組合の目標値を示します。

※1 令和 9 年度目標値です。

※2 実績値は前基本計画と同様に、可燃ごみの一般持込、不燃ごみ及び粗大ごみの許可業者・一般持込を事業系とした場合の数値を示します。

※3 実績値(参考)は本計画での数値を示します。

※4 多治見市搬入不燃ごみ12 t による多治見市持ち帰り焼却残渣 3 t 含む。

第5章 ごみ処理の課題の抽出・整理

本章では、ごみ処理の現況に基づき、本組合が所掌する中間処理及び最終処分に関連する課題を整理します。

第1節 排出抑制・資源化に関する課題

現状

- ・ごみ総排出量及び原単位ともに近年減少傾向を示していますが（P. 32 図 4-5 参照）、国や県の目標である 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源等除く）は目標を達成できていません（P. 58 表 4-23 参照）。
- ・令和 4 年 4 月にプラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチック製容器包装に加え、組合市でプラスチック製品の分別収集、再商品化に努める必要があります。
プラスチック製容器包装は、尾張旭市、長久手市で分別に取り組んでおり、令和 4 年度からは、瀬戸市でも分別収集を開始しました。
- ・ごみ処理施設の整備にあたっては、循環型社会形成推進交付金の活用を予定していますが、プラスチック製容器包装を含めたプラスチック使用製品の再商品化が要件となっています。

課題

- 組合市のごみそのものの発生・排出抑制や資源化への情報提供
- 組合市のごみそのものの発生・排出抑制や資源化の協力・支援
- 組合市のプラスチック使用製品の分別・再商品化

第2節 中間処理に関する課題

現状

- ・現ごみ焼却施設は、基幹的設備改良工事により延命化を図っていますが、本計画の目標年次である令和 15 年度には稼働開始（平成 4 年 3 月竣工）から 41 年が経過します。施設整備（新設）の検討が必要です。
- ・現粗大ごみ処理施設は、同じく稼働開始（平成 2 年 3 月竣工）から 43 年が経過することになり、施設の老朽化がみられます。
- ・施設の広域化・集約化に関して、尾張東部・尾三地域の 6 市町が協議した結果、次期施設はそれぞれの組合が単独で新施設を建設する方針となっています。

課題

- ごみの排出量の削減やプラスチック分別によるごみ量、ごみ質の変化に配慮した次期施設整備の検討
- 最新技術を導入し、エネルギー回収等による循環型社会形成への寄与にも配慮した次期施設整備の検討
- 災害時を想定した処理機能など十分な災害対策等も踏まえた次期施設整備の検討
- 可燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設の老朽化に伴う次期施設整備の検討

第3節 最終処分に関する課題

現状

- ・北丘最終処分場における令和4年度末の累積埋立量は 80,880m³ となっており、残余率は 59.6%となります。前基本計画の目標である「令和5年度末で残余率61%」より多くの量を埋め立てています (P. 52 図 4-27 参照)。
- ・焼却残渣の一部はA S E Cで埋立処分を行っています。A S E Cの埋立状況をみると、予定の搬入量より実績が多く (P. 46 図 4-21 参照)、この状況が続くと予定より早く埋立が終了してしまうことが懸念されています。そのためA S E Cでは、搬入量上限目標の設定やこれを超過した場合の料金設定などの対応策が予定されています。
- ・日本では新たな最終処分場の確保は困難な状態となっており、全国の残余容量をみても減少傾向を示しています (P. 46 図 4-22 参照)。

課題

- 処分量の更なる削減、処理後残渣の減量化・減容化
- A S E C以外での委託先についても検討

第6章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念及び基本方針

第1項 基本理念

本組合の主要な役割は、組合市から排出される一般廃棄物を安全かつ安定的に処理することであり、今後も適正な処理の継続を目指します。また、本組合の一般廃棄物処理にあたっては、国の方針である持続可能社会の実現を念頭に進めることとします。以上を踏まえ本計画の目標となる基本理念を「持続可能な社会の実現に向けたごみの適正処理」とします。

基本理念：持続可能な社会の実現に向けたごみの適正処理

第2項 基本方針

基本理念の実現に向け、1. ごみ排出量に関する方針、2. 処理に関しての方針、3. 協働に関する方針の3つの基本方針を設定します。

基本方針1：ごみ処理量の削減と資源化の推進

安定的・継続的にごみ処理が図られるよう、組合はごみ処理量の削減に取り組み、ごみ処理状況の情報を積極的に発信し、市民・事業者にごみの排出抑制や資源化を促進し、安定的・継続的な処理を推進します。

基本方針2：環境に配慮したごみ処理体制の確立と効率的なごみ処理事業の運営

ごみ処理は、生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から不可欠であり、適正処理を推進する必要があります。環境に配慮したごみ処理を推進するには、限りある資源を有効利用し、適正処分することが重要です。

また、本組合では、施設の老朽化に伴い、今後、新たな処理施設の稼働を予定しており、エネルギー回収等による循環型社会形成への寄与にも配慮した施設整備と効率的なごみ処理事業の運営を目指します。

基本方針3：役割の明確化とパートナーシップの推進

本組合は組合市と連携し、市民・事業者へ情報提供を行うとともに、廃棄物等の適正な循環利用及び処理を実施し、市民・事業者・行政の三者が協働して持続可能な社会の実現を目指します。

第2節 計画の目標

本計画での数値目標は表6-1に示す項目とします。

本組合の主たる業務は、中間処理及び最終処分ですが、ごみの排出状況により処理量等が確定することを踏まえ、組合市が策定する「一般廃棄物処理基本計画」の将来予測値から設定しました。

表6-1 本計画の数値目標

【参考】

	実績値	目標値	循環型社会形成 推進基本計画	廃棄物処理法に 基づく基本方針	愛知県廃棄物 処理計画
	令和4年度	令和15年度	令和7年度	令和7年度	令和8年度
最終処分量 (地区外搬出を含む)	8,325 t /年 ^{※1}	6,755 t /年		7,050 t /年	8,959 t /年
北丘最終処分場残余率 ^{※2}	59.6%	42.8%			
1人1日当たりの ごみ排出量 (資源物・集団回収除く)	689 g /人・日	559 g /人・日			
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源物・集団回収除く)	534 g /人・日	420 g /人・日	約440 g /人・日	440 g /人・日	480 g /人・日
事業系ごみ量	15,475 t /年	13,743 t /年			

※1 多治見市搬入不燃ごみ12tによる多治見市持ち帰り焼却残渣3t含む。

※2 残余率：最終処分場の埋立容量に対する今後埋立可能な割合

第3節 ごみ排出量の見込み

第1項 ごみ排出量の見込み（施策現状維持の場合）

ここではごみの排出抑制や再生利用の取り組みを現状のまま維持した場合、ごみ排出量が将来的にどのように変化するかを整理します。

ごみ総排出量は、令和4年度81,716 t/年から令和15年度に79,593 t/年となり、2,123 t/年（2.6%）の削減となる見込みです。原単位では822 g/人・日が808 g/人・日となり、14 g/人・日（1.7%）の削減となる見込みです。

ごみ総排出量（資源物除く）では、令和4年度68,552 t/年から令和15年度に69,022 t/年となり、470 t/年（0.7%）の増加となる見込みです。原単位では689 g/人・日が700 g/人・日となり、11 g/人・日（1.6%）の増加となる見込みです。

表 6-2 ごみ排出量の実績及び見込み（施策現状維持の場合）

	実績	将来												
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
人口	人	272,474	272,573	273,212	273,579	273,195	272,812	272,428	272,045	271,661	271,117	270,573	270,028	
家庭系	可燃ごみ	t/年	49,853	51,280	51,108	51,056	50,872	50,822	50,505	50,342	50,182	50,109	49,796	49,608
	不燃ごみ	t/年	1,899	2,008	1,994	2,004	2,009	2,017	2,046	2,050	2,053	2,059	2,056	2,026
	粗大ごみ	t/年	1,326	1,376	1,393	1,405	1,413	1,424	1,428	1,435	1,442	1,452	1,455	1,459
	計	t/年	53,077	54,664	54,495	54,465	54,294	54,263	53,979	53,827	53,677	53,620	53,307	53,093
事業系可燃ごみ	t/年	15,475	15,592	15,593	15,637	15,677	15,760	15,758	15,794	15,827	15,907	15,896	15,929	
家庭系資源物	t/年	13,164	12,458	12,191	12,009	11,806	11,619	11,400	11,217	11,065	10,940	10,715	10,571	
総計	t/年	81,716	82,714	82,279	82,111	81,777	81,642	81,137	80,838	80,569	80,467	79,918	79,593	
	原単位 g/人・日	822	829	825	822	820	818	816	814	813	811	809	808	
総計（資源物除く）	t/年	68,552	70,256	70,088	70,102	69,971	70,023	69,737	69,621	69,504	69,527	69,203	69,022	
	原単位 g/人・日	689	704	703	702	702	701	701	701	701	701	701	700	

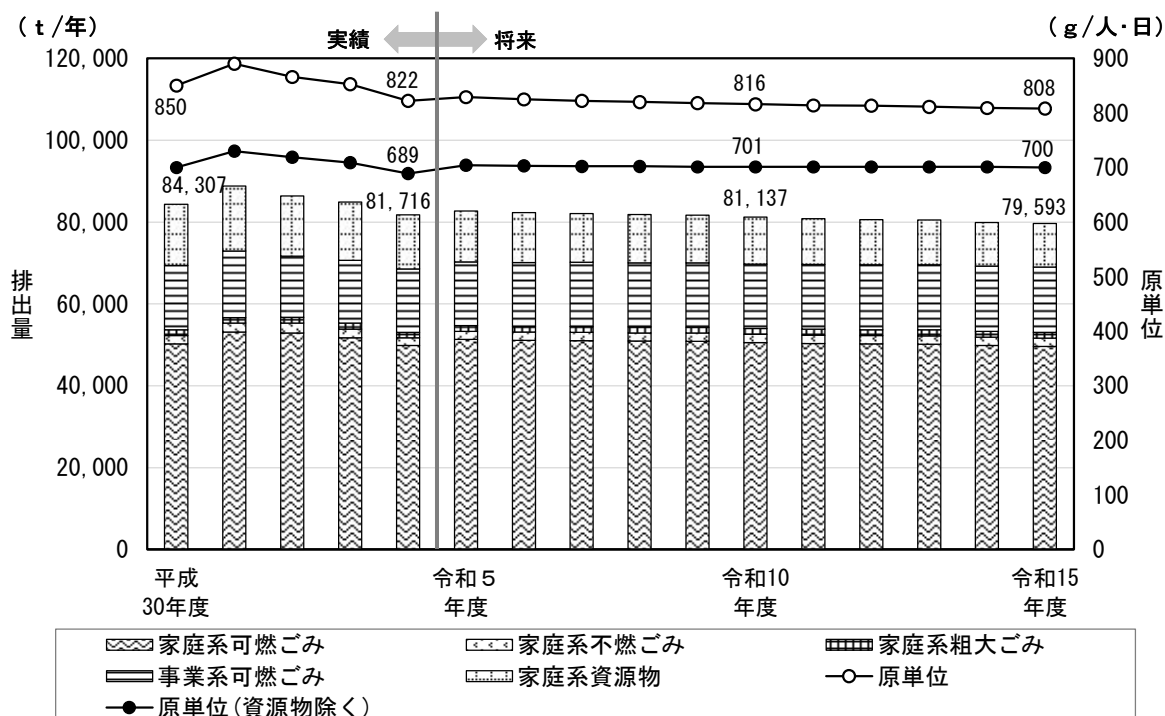


図 6-1 ごみ排出量の実績及び見込み（施策現状維持の場合）

第2項 ごみ排出量の見込み（目標達成時）

ごみの排出抑制及び再生利用の促進のために、今後組合市が計画する政策等の効果を踏まえた排出量の予測値を整理します。

ごみ総排出量は、令和4年度 81,716 t/年から令和15年度に 72,223 t/年となり、9,493 t/年（11.6%）の削減となる見込みです。原単位では 822 g/人・日が 733 g/人・日となり、89 g/人・日（10.8%）の削減となる見込みです。

ごみ総排出量（資源物除く）では、令和4年度 68,552 t/年から令和15年度に 55,121 t/年となり、13,431 t/年（19.6%）の削減となる見込みです。原単位では 689 g/人・日が 559 g/人・日となり、130 g/人・日（18.9%）の削減となる見込みです。

また、前項（ごみ排出量の見込み（施策現状維持の場合））と比較すると、ごみ総排出量において令和15年度では 7,370 t/年、75 g/人・日の削減となる見込みです。

表 6-3 ごみ排出量の実績及び見込み（目標達成時）

		実績												
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
人口	人	272,474	272,573	273,212	273,579	273,195	272,812	272,428	272,045	271,661	271,117	270,573	270,028	
家庭系	可燃ごみ	t/年	49,853	50,611	49,607	48,617	47,280	46,112	44,736	43,457	42,191	41,015	39,634	38,359
	不燃ごみ	t/年	1,899	2,008	1,966	1,947	1,899	1,878	1,852	1,828	1,802	1,759	1,731	1,705
	粗大ごみ	t/年	1,326	1,376	1,381	1,380	1,375	1,374	1,365	1,338	1,333	1,330	1,321	1,314
	計	t/年	53,077	53,995	52,954	51,944	50,554	49,364	47,953	46,623	45,326	44,104	42,686	41,378
事業系可燃ごみ	t/年	15,475	15,592	15,382	15,214	15,005	14,874	14,662	14,492	14,312	14,139	13,922	13,743	
家庭系資源物	t/年	13,164	12,882	12,979	13,239	13,766	14,259	14,681	15,158	15,643	16,162	16,599	17,102	
総計	t/年	81,716	82,469	81,315	80,397	79,325	78,497	77,296	76,273	75,281	74,405	73,207	72,223	
	原単位 g/人・日	822	827	815	805	796	786	777	768	759	750	741	733	
総計（資源物除く）	t/年	68,552	69,587	68,336	67,158	65,559	64,238	62,615	61,115	59,638	58,243	56,608	55,121	
	原単位 g/人・日	689	698	685	673	657	643	630	615	601	587	573	559	

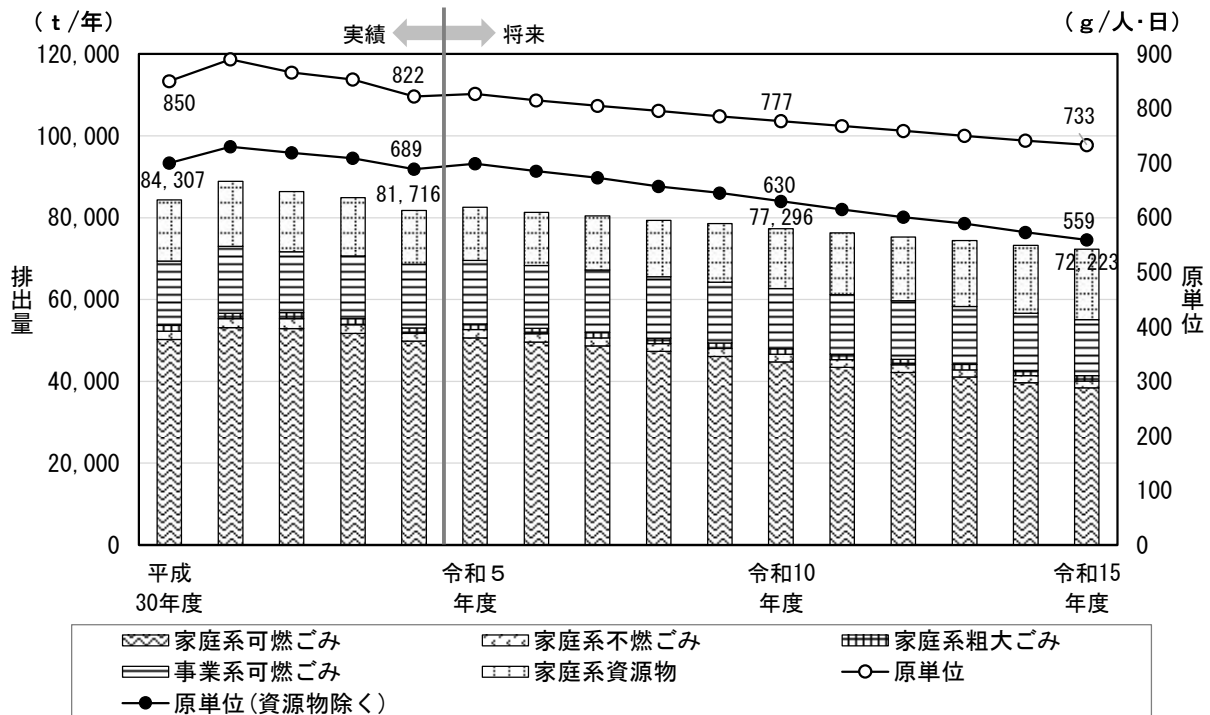


図 6-2 ごみ排出量の実績及び見込み（目標達成時）

第4節 減量化・資源化計画

本計画で取り組む施策体系図を図6-3に示します。それぞれの取り組みの具体的内容は次に示します。

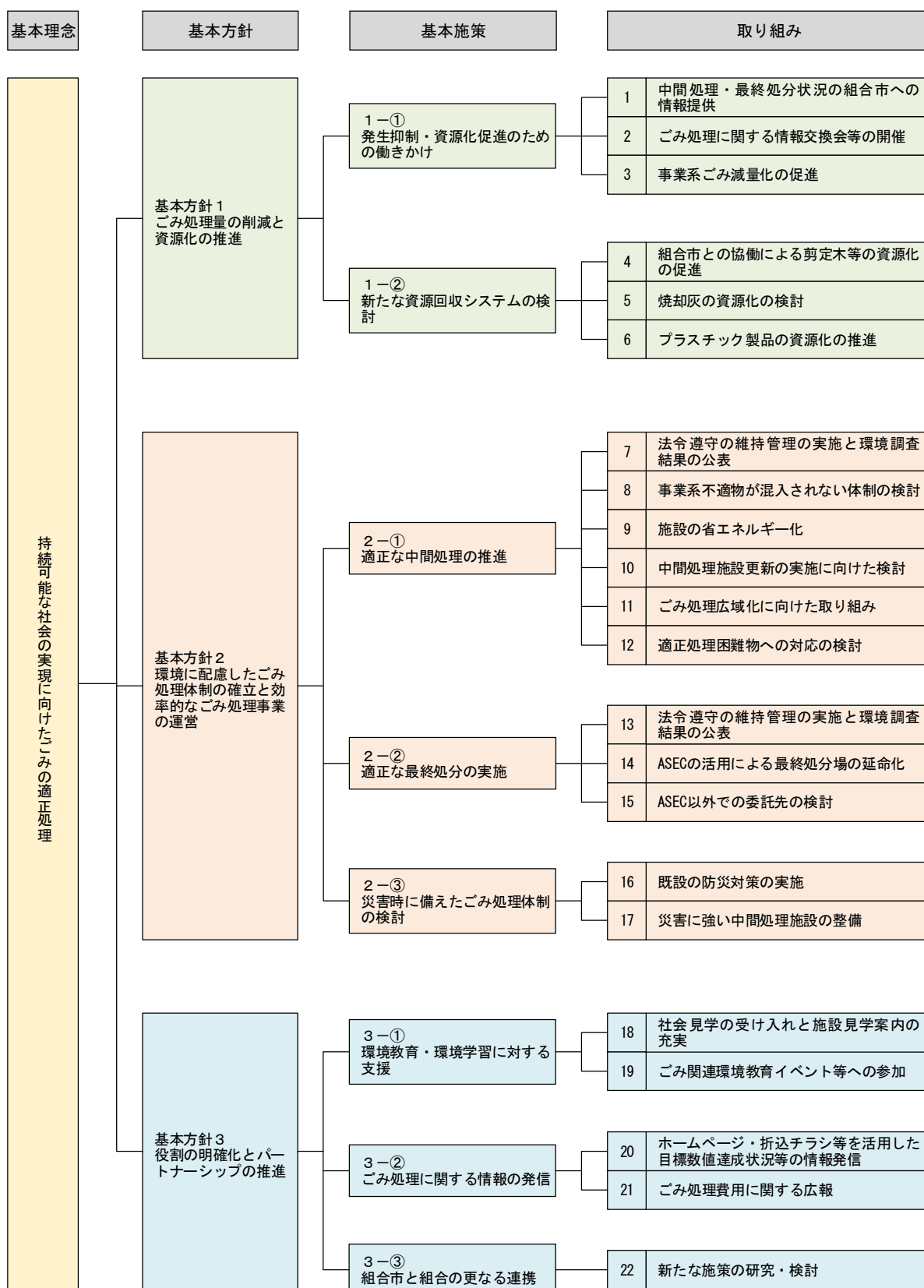


図6-3 施策体系図

●基本方針 1：ごみ処理量の削減と資源化の推進

基本施策 1－①：発生抑制・資源化促進のための働きかけ

組合市を行う発生抑制・資源化の取り組みが、中間処理・最終処分までを含めた適切な形で検討できるような情報提供等の働きかけを継続します。

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.1] 中間処理・最終処分状況の組合市への情報提供	推進会議年3回 実務担当者会議等	推進会議年3回 実務担当者会議等

年3回の尾張東部衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）、必要に応じて実務担当者会議等を開催し、ごみ処理量等組合の状況を報告し、組合市の目標達成に向けた取り組みの進捗、改善策を検討していきます。

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.2] ごみ処理に関する情報交換会等の開催		

ごみ減量・資源化及び適正分別の徹底に向けて事業者、許可業者等への情報提供や指導を実施していきます。

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.3] 事業系ごみ減量化の促進		

事業系ごみの排出状況について定期的に検査を行い、事業者に対して、適正なごみの排出方法について情報提供を行うとともに、ごみの減量化に努めるよう指導を行っていきます。

基本施策 1－②：新たな資源回収システムの検討

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.4] 組合市との協働により剪定木の排出者に対し民間資源化施設の活用を促進		

組合への剪定木等の搬入状況を確認し、組合市への情報提供を行うとともに、搬入者への指導等により組合市の施策に協力し資源化の促進に寄与していきます。

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.5] 焼却灰の資源化の実施		

落じん灰の資源化を継続するとともに、焼却灰の資源化について継続して検討していきます。

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.6] プラスチック製品の資源化の推進		→

令和4年度にプラスチック資源循環促進法が施行され、組合市では、プラスチック製品の資源化について検討する必要があります。プラスチックの資源化について、組合に搬入されるごみへの混入状況をモニタリングし、組合市の組成分析結果と比較しながら、分別状況を把握するとともに改善策を検討していきます。

●基本方針2：環境に配慮したごみ処理体制の確立と効率的なごみ処理事業の運営

基本施策2-①：適正な中間処理の推進

適正な中間処理を推進するため、既存ごみ焼却施設の適正管理を行い、安定したごみ処理を推進します。

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.7] 法令遵守の維持管理の実施と環境調査結果の公表		→

法令を遵守し適正な維持管理を行うとともに、各種法令に基づく環境調査結果をホームページ等により広く組合市市民に対し公表を継続していきます。

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.8] 事業系不適物が混入されない体制の検討		→

事業系ごみの排出状況確認結果に基づき、監視機能強化するなど、事業系不適物が搬入されない体制作りを目指します。

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.9] 施設の省エネルギー化		→

晴丘センターの維持管理における省エネルギー化を推進し、ごみ焼却施設のごみ発電の安定的な実施と売電収入の確保を継続していきます。

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.10] 中間処理施設更新の実施に向けた検討		→

新たなごみ処理施設の整備に向けた検討を行っていきます。ごみ処理施設は、最新技術の動向を調査し、効率的なエネルギー回収、省エネルギー等による循環型社会形成への寄与にも配慮した施設整備の検討を行っていきます。

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.11] ごみ処理広域化に向けた取り組み		→

新施設整備後の次期施設整備時には、尾三衛生組合東郷美化センターとの統合による広域化を実施するため、ごみ分別区分の統一等、広域化実現に向けた取り組みの協議を進めていきます。

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.12] 適正処理困難物への対応の検討		→

近年は、リチウムイオン電池やモバイルバッテリーが原因と思われる小火の多発と、排ガス中の水銀濃度の基準達成が、施設運営の中での大きな課題となっています。リチウムイオン電池や水銀含有廃製品（水銀体温計、水銀使用血圧計、蛍光灯など）等が、本組合に持ち込まれないような仕組みづくりについて、組合市との協議を進めていきます。その他、適正処理困難物の取り扱いについても必要に応じて組合市と協議の上、対応を検討していきます。

基本施策2-②：適正な最終処分の実施

最終処分場の適正管理を行うとともに、埋立物の飛散防止や浸出水の高度処理等の環境対策を推進していきます。運営にあたっては、効率的な運営手法の検討を行います。

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.13] 法令遵守の維持管理の実施と環境調査結果の公表		→

法令を遵守し適正な維持管理を行うとともに、環境調査結果をホームページ等で広く組合市市民に公表することを継続していきます。

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.14] A S E Cの活用による最終処分場の延命化		→

最終処分場の延命化に向けA S E Cの活用を継続していきます。

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.15] A S E C以外での委託先の検討		→

A S E Cが当初計画より早期の埋立完了が想定されることや、災害時のリスク分散等にも配慮し、新たな最終処分委託先について検討していきます。

基本施策 2-③：災害時に備えたごみ処理体制の検討

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.16] 既設の防災対策の実施		→

事業継続計画（BCP）に基づき、緊急遮断訓練等を継続し、災害時にもごみ処理を継続できる体制を構築します。

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.17] 災害に強い中間処理施設の整備		→

新たなごみ処理施設の整備に向け、災害時による停電時にも単独で立上げ可能な施設にするなど、災害に強い施設となるよう対策や機能の導入を検討していきます。

●基本方針 3：役割の明確化とパートナーシップの推進

基本施策 3-①：環境教育・環境学習に対する支援

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.18] 社会見学の受入れと施設見学案内の充実		→

ごみ減量や分別に対する理解を深めるため、小学生や組合市市民を対象とした施設見学の受入れを継続します。また、ごみ処理施設の視点からごみ減量に向けた啓発内容の充実を図っていきます。

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.19] ごみ関連環境教育イベント等への参加		→

環境教育・環境学習として、ごみ関連環境教育イベントへの組合としての参加及び処理処分に直接携わる組合職員による出前講座を継続していきます。

基本施策 3-②：ごみ処理に関する情報の発信

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.20] ホームページ・折込チラシ等を活用した目標数値達成状況等の情報発信		→

目標達成状況や施策の実施状況等、計画の進捗状況を組合ホームページ及び折込チラシ等により組合市市民に情報発信し、ごみ減量に関する意識向上を図っていきます。

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.21] ごみ処理費用に関する広報		▶

ごみ量の増減とごみ処理費用の増減の関係を実績から整理し、ごみ減量のごみ処理費用の削減に繋がることを具体的に情報提供することにより、更なる組合市市民のごみ減量意識向上を図っていきます。

基本施策3-③：組合市と組合の更なる連携

具体的な取り組み	実施期間	
	令和6年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和15年度
[No.22] 新たな施策の研究・検討		▶

組合市のごみ減量・資源化などの目標達成に向けて、推進会議や実務担当者会議等を活用し、組合市と組合の連携の強化を図っていきます。また、実行した施策の効果の検証、新たな施策の研究・検討を推進会議や実務担当者会議等を活用し、更なる連携を図っていきます。

第5節 中間処理計画

第1項 中間処理の方針

本組合における中間処理は、組合市及び事業者から搬入される廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ）をできる限り資源化すると共に、残った廃棄物の適正処理に努め、最終処分量の削減を図っていきます。

○ 適正な維持管理の継続




新処理施設の稼働開始までは現有施設での処理となり、適正な維持管理に努めていきます。

第2項 将来のごみ分別区分（令和 15 年度）

本組合地域における将来のごみ分別区分は、表 6-4 に示すとおりです。本組合に搬入されるものは、引き続き可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみです。

資源物に関しては、組合市が令和 11 年度内までにプラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収及び再商品化を実施します。

表 6-4 将来のごみ分別区分

分別区分	主なごみの種類	主な役割		
		組合市	本組合	
可燃ごみ	生ごみ、リサイクルできない紙類、リサイクルできないプラスチック製品、ゴム・皮革類、おむつ など 在宅医療廃棄物	収集	適正処理 ・処分	
不燃ごみ	金属製品、陶器・ガラス、小型家電 など			
粗大ごみ	家具、ブロック・レンガ、自転車 など			
資源物	古紙	新聞、雑誌、段ボール、雑がみ、紙パック	収集・ 資源化	—
	古着・古布	衣類、ダウンジャケット、着物、シーツ、タオル、カーテン など		
	缶類	飲食用のアルミ缶・スチール缶  のあるもの		
	びん類	飲食用びん・化粧品びん		
	ペットボトル	 のあるもの		
	プラスチック資源	[プラスチック製容器包装] ポリ袋類、カップ・パック類、トレイ類、キャップ類、ボトル類、チューブ類、緩衝材類  のあるもの		
		[プラスチック製品] 定規、歯ブラシ、くし、バケツ、おもちゃ など		
	乾電池	乾電池・二次電池、充電式電池		
	小型家電	パソコン（ノートパソコン、デスクトップパソコン本体、液晶ディスプレイ）、テレビゲーム機、カメラ、電子レンジ、携帯電話 など		
剪定枝	剪定枝、草、竹			

※組合市で分別区分が一部異なります。

第3項 将来のごみ処理フロー（令和15年度）

組合及び組合市における将来のごみ処理フローは、図6-4に示すとおりです。

可燃ごみは、本組合の新可燃ごみ処理施設で処理を行います。処理残渣は北丘最終処分場、ASECまたは新たな最終処分先で埋立処分します。

不燃ごみ及び粗大ごみは、本組合の新不燃ごみ・粗大ごみ処理施設で破碎処理し、可燃性破碎残渣は同施設の新可燃ごみ処理施設で処理し、鉄・アルミ・小型家電等は資源化し、不燃性破碎残渣・破碎不適物は、北丘最終処分場で埋立処分します。

資源物に関しては、民間業者で効果的、効率的に資源化を行っていきます。プラスチック資源の再商品化事業者の選定にあたっては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会登録再生処理事業者に限らず、その他の再生処理事業者も含めて幅広く情報収集を行い、より適切な事業者の選定を図ります。

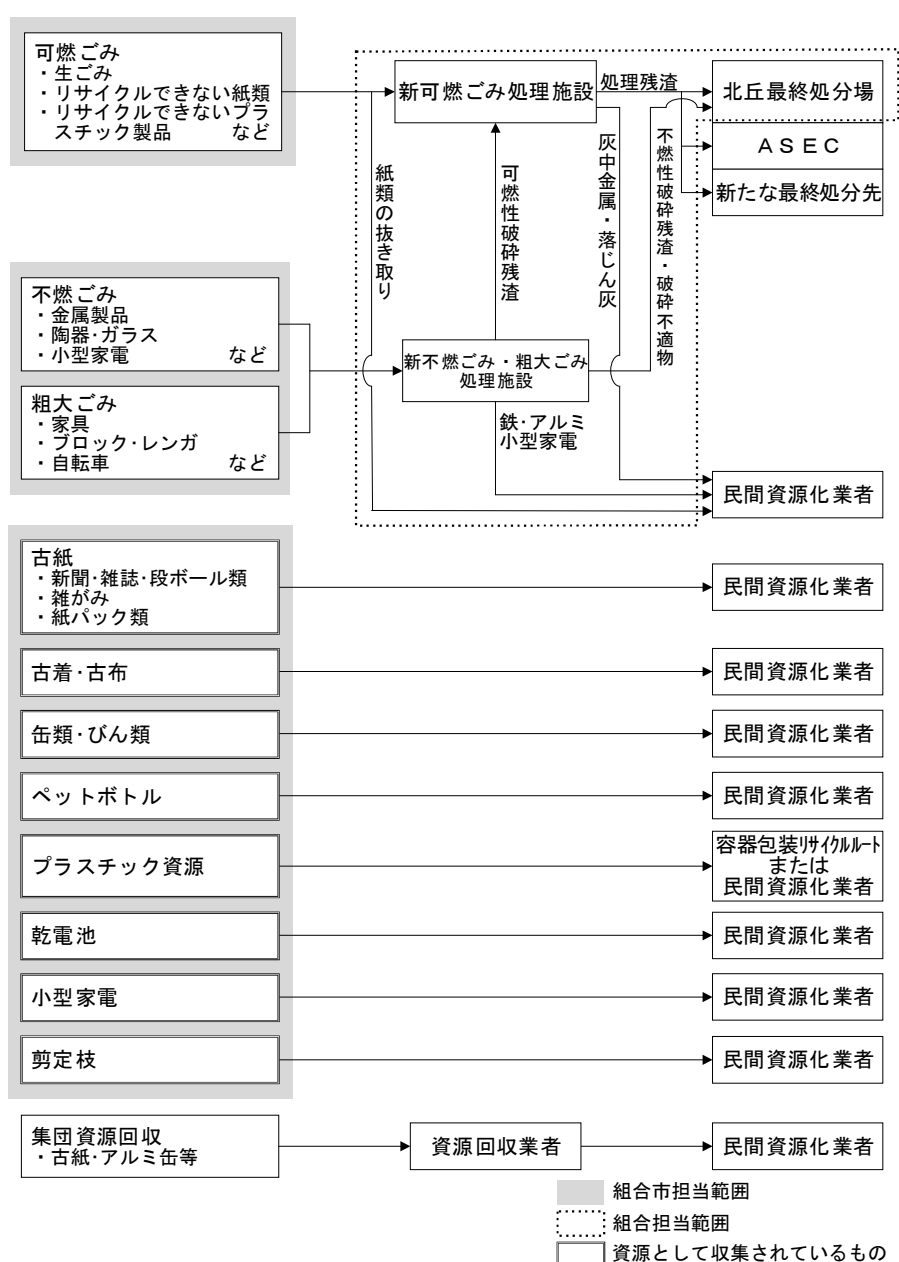


図6-4 将来のごみ処理フロー（令和15年度）

第4項 中間処理の主体

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理は、現在と同様、本組合が実施していきます。

第5項 中間処理方法及び量

(1) 中間処理方法

不燃ごみ及び粗大ごみは破碎処理し、可燃性破碎残渣、不燃性破碎残渣、資源物に選別します。可燃性破碎残渣及び可燃ごみはごみ焼却施設で焼却処理を行います。不燃性破碎残渣は埋立処分を行います。資源物は資源化を行います。

新施設稼働後は、新施設にて適正に処理を行っていきます。

(2) 中間処理量

① 可燃ごみ処理施設の処理量

可燃ごみ処理施設の処理量は表 6-5 に示すとおりです。ごみ処理量は、令和 4 年度実績で 67,123 t/年でしたが、可燃ごみの排出抑制や資源化拡大により、処理量は年々減少し令和 15 年度には 53,783 t/年となる見込みです。この 11 年間で 13,340 t、19.9%の減少となる見込みです。

表 6-5 可燃ごみ処理施設の処理量等の実績及び見込み（目標達成時）

	（単位：t/年）											
	実績 令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
ごみ処理量	67,123	68,082	66,848	65,678	64,104	62,794	61,186	59,710	58,247	56,873	55,256	53,783
可燃ごみ搬入量(地区外搬出含む)	65,327	66,203	64,989	63,831	62,285	60,986	59,398	57,949	56,503	55,154	53,556	52,102
(-)紙類抜き取り量	43	44	43	42	41	40	40	38	37	36	34	34
可燃性破碎残渣量	1,839	1,923	1,902	1,889	1,860	1,848	1,828	1,799	1,781	1,755	1,734	1,715
処理残渣量	7,670*	7,771	7,630	7,496	7,317	7,167	6,984	6,816	6,649	6,492	6,307	6,139
灰中金属	82	83	81	80	79	77	75	72	71	70	67	66
落じん灰	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5

* 多治見市搬入不燃ごみ12tによる多治見市持ち帰り焼却残渣3t含む。（多治見市の破碎処理施設焼失による処理委託）

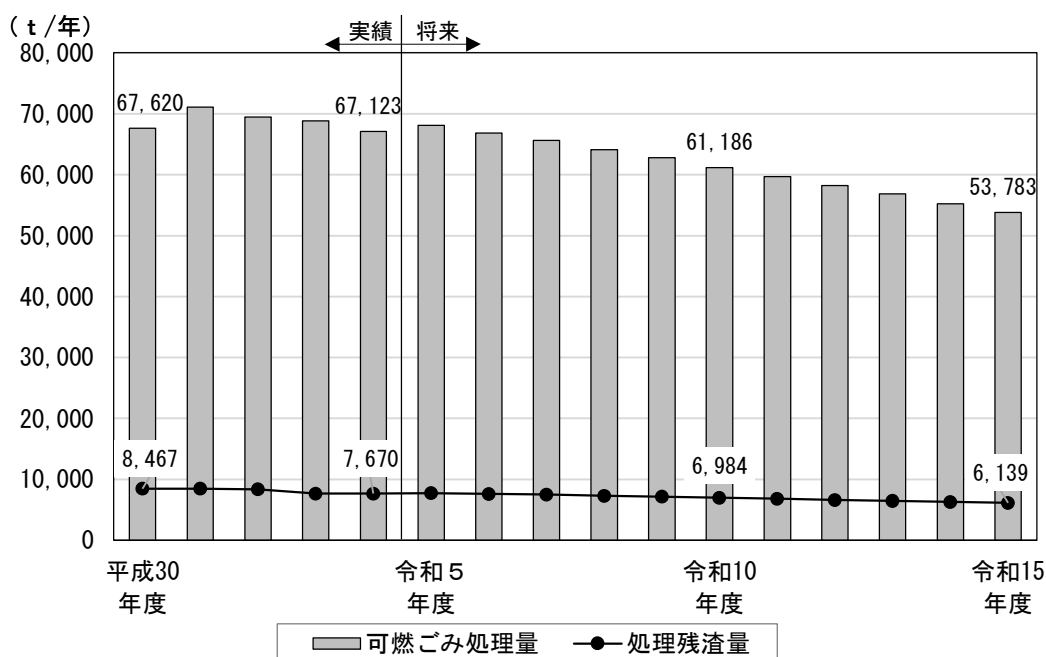


図 6-5 可燃ごみ処理施設の処理量等の実績及び見込み（目標達成時）

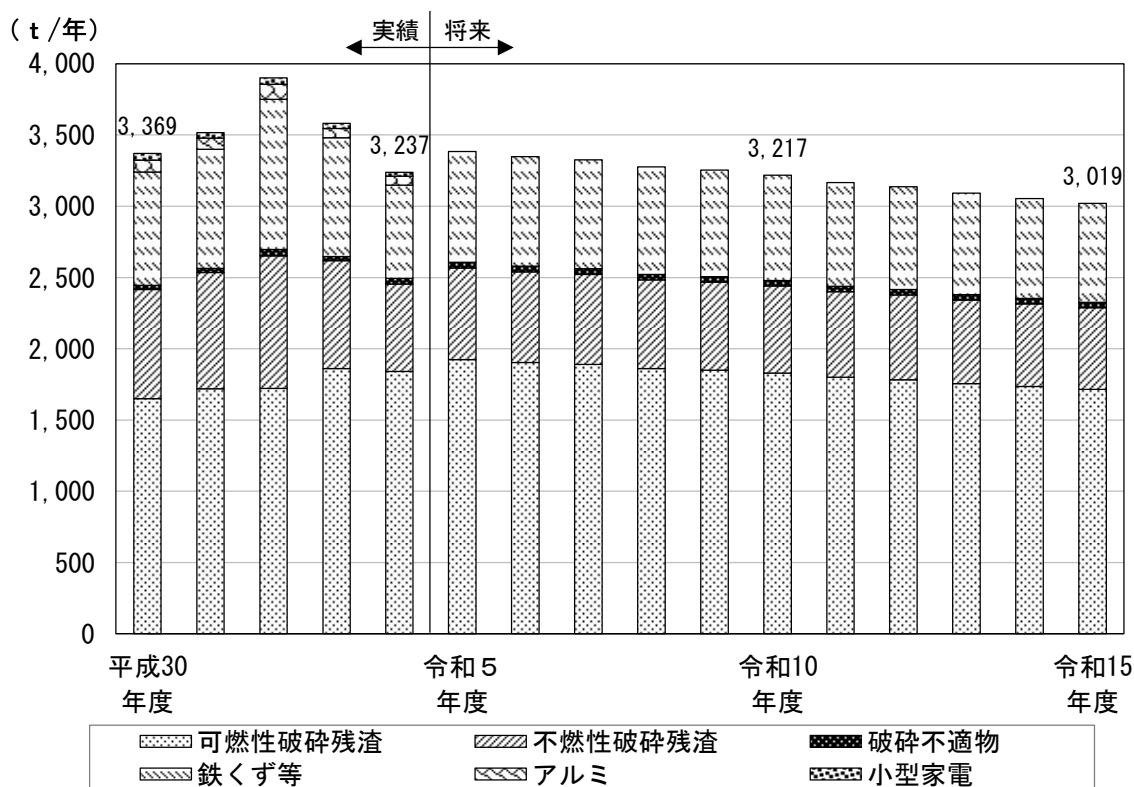
② 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の処理量

不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の処理量は表 6-6 に示すとおりです。破碎処理量は、令和 4 年度実績で 3,237 t/年でしたが、排出抑制等により、処理量は年々減少し、令和 15 年度には 3,019 t/年となる見込みです。この 11 年間で 218 t、6.7%の減少となる見込みです。

表 6-6 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の処理量等の実績及び見込み（目標達成時）

		（単位：t/年）											
		実績				将 来							
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度
不燃・粗大ごみ処理量		3,237※	3,384	3,347	3,327	3,274	3,252	3,217	3,166	3,135	3,089	3,052	3,019
処理内訳	可燃性破碎残渣	1,839	1,923	1,902	1,889	1,860	1,848	1,828	1,799	1,781	1,755	1,734	1,715
	不燃性破碎残渣	616	644	637	633	623	619	612	602	597	588	581	574
	破碎不適物	39	40	40	40	39	39	38	38	38	38	38	37
	鉄くず等	653											
	アルミ	62	776	768	763	752	746	738	727	719	709	701	693
	小型家電	28											

※ 多治見市搬入不燃ごみ12 t 含む。（多治見市の破碎処理施設焼失による処理委託）



※ 将来のアルミ、小型家電は鉄くず等を含む。

図 6-6 粗大ごみ処理施設の処理量（処理内訳）の実績及び見込み（目標達成時）

第6項 中間処理に関する施設整備計画

中間処理施設の施設整備は、令和6年3月に基本構想を策定しており、ここでは基本構想における処理体制、整備スケジュール等を整理します。

(1) 基本構想における将来のごみ処理体制

本組合において、可燃ごみは新たに整備する可燃ごみ処理施設で処理し、不燃ごみ及び粗大ごみは新たに整備する不燃ごみ・粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理します。資源物については、現状と同様、組合市から民間資源化業者への処理委託を想定します。

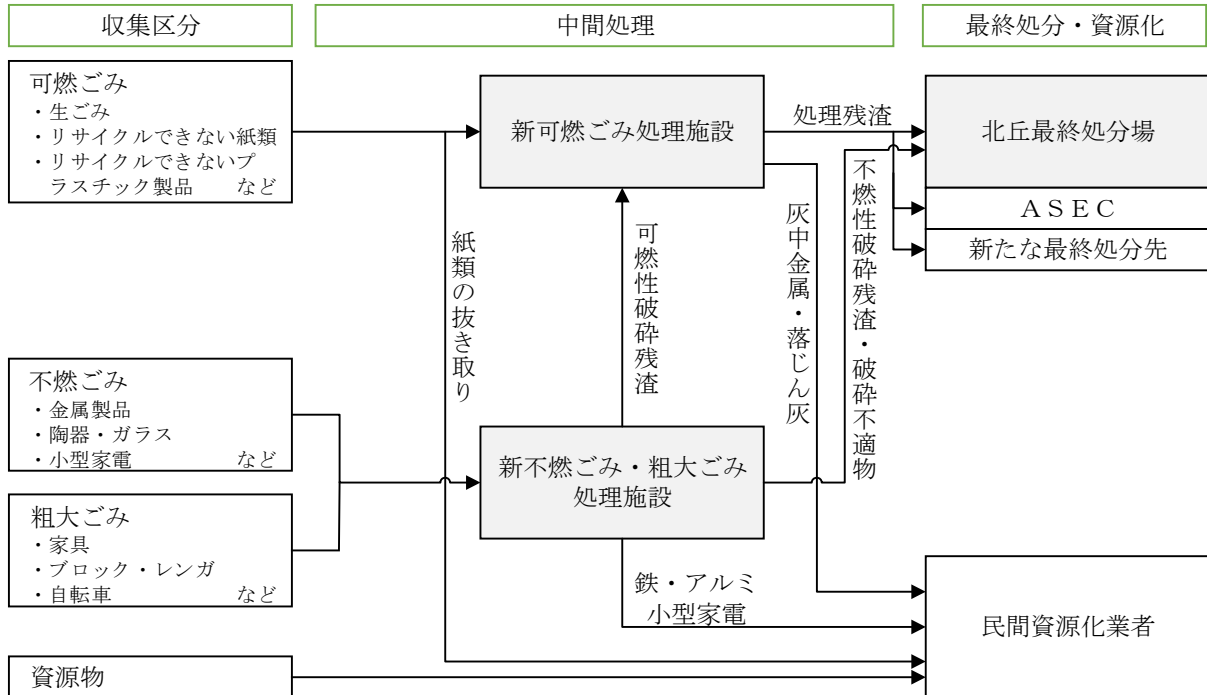


図 6-7 基本構想における将来のごみ処理体制

トピックス 循環型社会形成推進交付金制度

〔概要〕

循環型社会形成推進交付金制度は、市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、広域的かつ総合的に実施する廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する事業に対し、循環型社会の形成を図ることを目的とした交付金制度です。

〔交付対象事業〕

- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設 など

〔交付率〕

交付対象事業	循環型社会形成推進交付金	廃棄物処理施設整備交付金
マテリアルリサイクル推進施設	1/3	1/3
エネルギー回収型廃棄物処理施設	1/2、1/3	1/2、1/3

資料：循環型社会形成推進交付金申請ガイド

●交付金 1/2 となる要件について

- ・ごみ処理の広域化・集約化について検討を行うこと
- ・PFI 等の民間活用の検討を行うこと
- ・一般廃棄物会計基準を導入すること
- ・廃棄物処理の有料化の導入を検討すること
- ・エネルギー回収率 26.0%相当以上（規模により異なる。）
- ・災害廃棄物の受入れに必要な設備を備えること
- ・一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の排出基準に適合するよう努めること
- ・施設のエネルギー使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については、排出基準に適合すること
- ・施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること

〔プラスチック資源〕

「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」が令和4年3月に改正され、プラスチック資源循環促進法を踏まえ、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っていること、または計画していることが追加となりました。

(2) 基本構想における施設整備スケジュール

施設整備に関する主なスケジュールは、表 6-7 に示すとおりです。

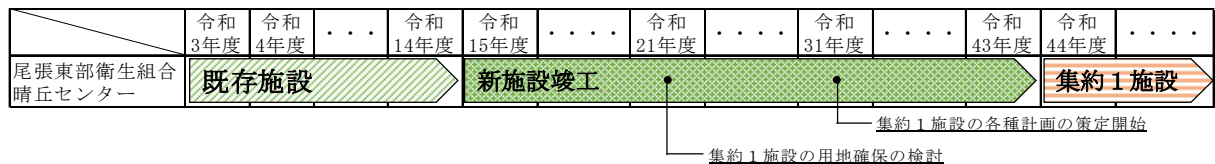
表 6-7 基本構想における施設整備スケジュール

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度
ごみ処理施設整備基本構想	公表(策定)		計画期間									
循環型社会形成推進地域計画	公表(策定)		第1期計画					第2期計画				
ごみ処理基本計画	公表(策定)		計画期間									
ごみ処理施設整備基本計画			実施									
環境影響調査			各種手続き									
都市計画決定			各種手続き									
ごみ処理施設整備基本設計				実施								
測量・地質調査				実施								
PFI等導入可能性調査					実施							
事業者選定						実施						
施設詳細設計								実施				
造成設計								実施				
造成工事									実施			
施設建設工事										実施		
施設供用開始												開始

(3) 基本構想における本組合施設の広域化・集約化計画

「尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画」(令和3年3月)(22ページ参照)では、尾張東部地域は令和14年度に新施設稼働を計画していますが、基本構想においては、策定年度である令和6年度から整備必要期間10年を踏まえて、施設稼働は令和15年度の想定となっています。そして、令和44年度に尾張東部・尾三ブロックでの集約1施設の新施設竣工・供用を開始する予定とします。移行スケジュールは、表6-8に示すとおりです。

表 6-8 移行スケジュール



第6節 最終処分計画

第1項 最終処分の方針

最終処分では、資源化・中間処理により減量化を図った上で最終的に残ったものを、最終処分場に埋め立てることで無害化、安定化を図ります。

○ 最終処分量の削減とリスク分散に向けた新たな最終処分先の確保

環境負荷の抑制やごみ処理経費の軽減などに向けて、今後のごみの排出抑制や資源化、適正な中間処理により、最終処分量の削減に努めます。

また、A S E Cが当初計画より早期の埋立完了が想定されることや、災害時のリスク分散等へ配慮し、新たな最終処分先の確保に向けた検討も行っていきます。

第2項 最終処分の主体

最終処分は、現在同様、本組合が実施していきます。

第3項 最終処分方法及び量

(1) 最終処分方法

埋立対象物は、焼却残渣、不燃性破碎残渣及び破碎不適物です。主に北丘最終処分場で埋立処分を行い、焼却残渣の一部はA S E Cでの埋立を継続していきます。北丘最終処分場を長期利用するため、また災害時のリスク分散等にも配慮し、A S E C以外での委託先の検討を行っていきます。

(2) 最終処分量

将来の最終処分量は、表 6-9 及び図 6-8 に示すとおりです。ごみ排出量の減少により、最終処分量も減少傾向を示す見込みです。目標年度の令和 15 年度には 6,755 t/年となり、令和 4 年度実績と比較すると、1,570 t/年 (18.9%) の減少となる見込みです。

表 6-9 最終処分量（全体）の実績及び見込み（目標達成時）

	実績	将来										
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
埋立量合計	8,325※	8,461	8,313	8,175	7,985	7,831	7,639	7,461	7,289	7,123	6,931	6,755
焼却残渣埋立量	7,670	7,777	7,636	7,502	7,323	7,173	6,989	6,821	6,654	6,497	6,312	6,144
不燃性破碎残渣埋立量	616	644	637	633	623	619	612	602	597	588	581	574
破碎不適物埋立量	39	40	40	40	39	39	38	38	38	38	38	37

※ 多治見市搬入不燃ごみ12 tによる多治見市持ち帰り焼却残渣 3 t 含む。（多治見市の破碎処理施設焼失による処理委託）

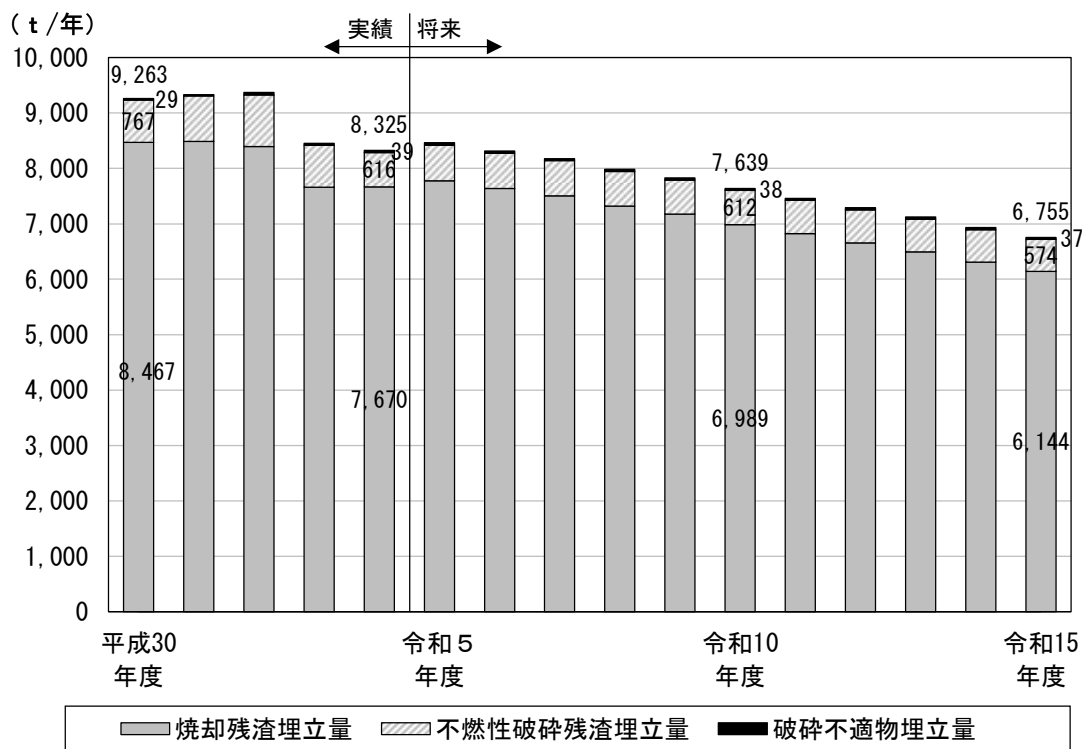


図 6-8 最終処分量 (全体) (目標達成時) の実績及び見込み

第4項 今後の見込み

北丘最終処分場の埋立期間は、地元との協定や県への届出等も令和 29 年度となっています。

新たな処分場を確保するのは困難なことや、A S E Cでの埋立完了が早まることが想定されていること等から、A S E C以外での委託先の検討を行っていきます。

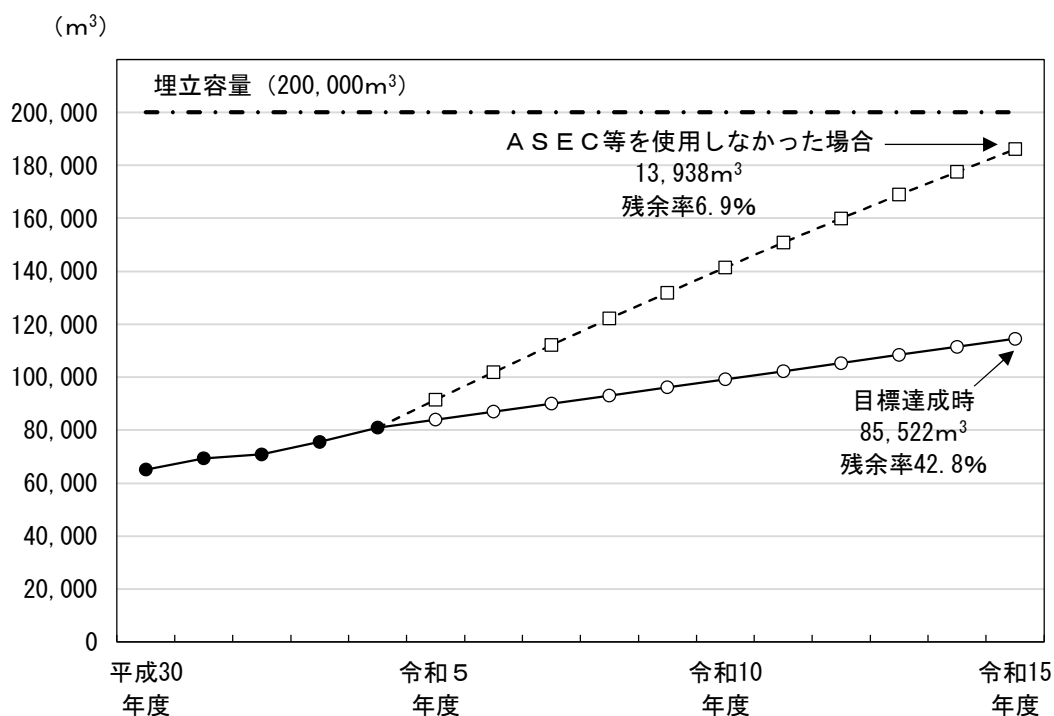


図 6-9 北丘最終処分場の残余容量 (目標達成時)

第7節 進行管理計画

第1項 推進のための体制

本計画の推進は、組合市が参画する推進会議における検討・審議を経て本組合が行います。

推進会議は「尾張東部衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画推進会議設置要綱」に基づいて設置されている組織で、施策の進行管理についての助言等を行います。

推進会議では、組合市の課題等についても、必要に応じて検討を行うことができます。また、専門的な問題に関して適宜個別プロジェクトを立上げ、調査・検討等を行うこともできます。

第2項 施策の進行管理

推進会議は、計画に掲げられた目標が最終年次において達成されるよう、数値目標の進捗状況や施策の実施状況などについて点検・評価し、今年度及び次年度の本組合が行う事業について助言等を行います。

施策の進行管理は概ね次のような手順で行います。ただし、具体的な時期等については本組合のスケジュールに合わせて行うこととします。

- ① 本組合による前年度事業の進捗状況の把握（4月～5月）
数値目標の現状値等について、進捗状況のとりまとめを行います。
- ② 推進会議による点検・評価（5月～2月）
前年度の目標値達成状況及び事業実施状況について報告を受け、未達項目については対策等を助言します。また今年度の事業計画について報告を受け、以上を踏まえて次年度の計画に対して助言を行います。また、交付金申請条件も考慮した分析も合わせて行い、助言を行います。
- ③ 本組合による今年度事業の改善及び次年度以降の事業の計画立案（8月～2月）
推進会議からの助言を受けて、今年度事業のうち可能なものについては改善を図り、取り組みに反映します。また次年度以降の事業計画について、助言を反映して立案します。
- ④ 次年度計画の報告及び今年度事業の中間報告（8月～2月）
次年度の計画の報告及び今年度の事業実施状況の中間報告を受け、それに対する助言を行います。

表 6-10 進行管理スケジュールのイメージ

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
前年度	施策・事業実施	施策・事業評価													
今年度	施策・事業実施（助言を受け可能なものは改善）														
	報告	助言				報告	助言					報告	助言		
		推進会議					推進会議						推進会議		
次年度					助言			次年度計画策定						予算確定	施策・事業実施

第3項 進行管理体制

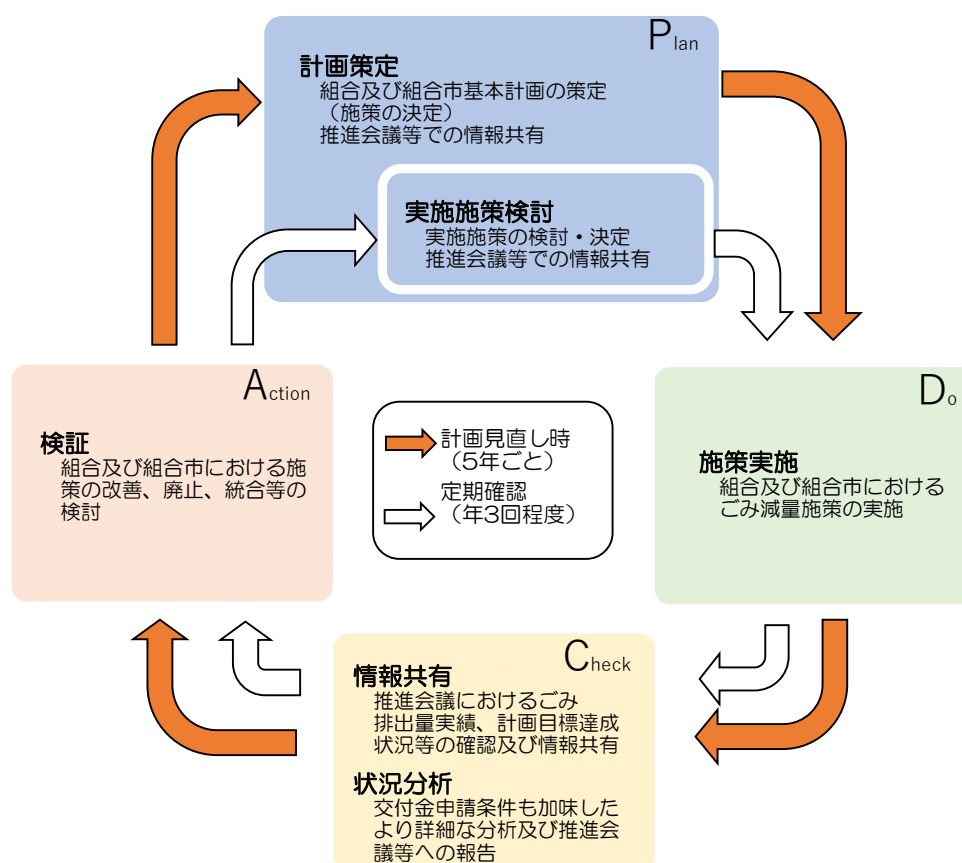
本計画の進捗状況について、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

① 年次報告による公表の継続

本組合では、ホームページを通じて「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の取組の進捗状況等、情報発信を行っています。

② 計画の点検・評価と見直し

取組の進捗状況や数値目標の進捗状況等を推進会議に報告し、本計画の点検・評価を行い、令和15年度への達成状況を確認します。また、社会経済状況や市民の意識の変化により、必要に応じて計画の点検・評価の見直しを検討します。



PDCAの役割分担

	市	組合
P	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定・見直し ごみ減量施策内容の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定・見直し 組合における施策内容の決定
D	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量施策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 組合における施策の実施
C	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量施策の進行管理 推進会議等における情報整理・分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 搬入量モニタリング 推進会議等における情報整理・分析の実施
A	<ul style="list-style-type: none"> 上記分析の結果から<u>施策の改善、廃止、統合等の検討の実施</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 上記分析の結果から<u>尾張東部地域全体を俯瞰したごみ行政全般に係る改善策の提案</u>

図 6-10 PDCAサイクルのイメージ